

地方公共団体の障害者職員採用試験 受験資格と合理的配慮の想定について

全都道府県・指定都市・中核市
2013年度夏秋期試験の調査報告書

2014年4月
障害者欠格条項をなくす会

目次

1. はじめに.....	1
調査の経緯について.....	1
謝辞.....	1
コメント「共生社会に向けた公務員採用試験の実施を」 早稲田大学教授 浅倉むつ子.....	2
2. 調査の概要.....	3
目的.....	3
対象.....	3
時期.....	3
方法と作業日程.....	3
この報告書における数字と%の表記のしかた.....	3
3. 調査結果の概略.....	4
受験資格.....	4
合理的配慮の想定.....	4
変化.....	5
まとめと提言.....	5
4. 調査結果の概要.....	7
基本情報.....	7
試験名称.....	7
担当部局.....	7
試験区分.....	7
常勤・非常勤.....	7
障害別.....	7
健康診断・身体検査・体力テスト.....	7
面接.....	7
試験日.....	7
採用予定人数.....	7
勤務先.....	7
職務内容.....	8
障害者手帳.....	8
障害等級.....	8
年齢.....	8
受験資格.....	9
自力通勤.....	9
介護なし職務遂行.....	9
活字印刷文に対応.....	9
口頭による面接に対応.....	9
指定勤務時間に対応.....	9

介護なしで受験.....	9
点字による出題に対応.....	9
適性検査.....	9
受験資格以外の条件.....	10
建物.....	10
職員体制.....	10
通勤や勤務に関する記述.....	10
原則として本人が受験申込書等を持参して申込み場合のみ受付.....	10
申込書を出す前に連絡.....	10
ADL中心の自己申告書の提出.....	10
受験時の配慮の想定.....	11
視覚障害関連.....	11
聴覚言語障害関連.....	11
肢体障害関連.....	11
障害横断的なこと.....	11
受験に使用できる機器の制限、手帳等級による機器使用の制限.....	12
記入しやすい解答用紙.....	12
試験案内について そのほかの特記事項.....	12
担当部局へのアクセス方法.....	12
点字版の試験案内.....	12
ルビ付きの試験案内.....	12
黒地に白字の試験案内など.....	12
記述のありかたについて.....	12
5. 変化.....	13
2009年調査との比較.....	13
点字試験を導入.....	13
音声パソコン試験を導入.....	13
受験資格「活字印刷文による出題に対応できること」を削除.....	13
受験資格を「活字印刷文または点字による出題に対応できること」に変更.....	13
受験資格「自力で通勤できること」を削除.....	13
受験資格「介護なしに職務を遂行できること」を削除.....	13
受験資格「口頭面接に対応できること」を削除.....	13
直近の変化.....	13
点字試験を導入.....	13
音声パソコン試験を導入.....	13
身体検査を廃止.....	13
年齢上限を引き上げ.....	13
6. 都市区分による比較.....	14
受験資格.....	14
都道府県.....	14
指定都市.....	14

中核市.....	14
合理的配慮の想定.....	14
都道府県.....	14
指定都市.....	14
中核市.....	14
7. 提案.....	17
試験案内についてのチェックポイント.....	17
こうあってほしい受験申込書（案）.....	19
8. 事例（兵庫県明石市）.....	21
9. 関連資料.....	23
関連する法律・計画.....	23
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.....	23
障害者の雇用の促進等に関する法律（改正法）.....	23
第三次障害者基本計画.....	23
資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮（障害者施策推進課長会議決定）.....	24
大学入試センター試験の「受験上の配慮申請書」（部分）.....	27
各省庁による情報の所在.....	28
公務員試験に関する調査の先例.....	28
報道から.....	28
10. 調査票の項目一覧.....	29
11. データ表.....	31
表 1 地方公共団体名と試験の名称.....	31
表 2 担当部局と試験区分.....	35
表 3 常勤、障害（10身20知30精）、健康診断、面接、試験日、採用人数.....	39
表 4 勤務先および職務内容の特記.....	43
表 5 障害者手帳、生年月日、受験資格【自力通勤、介護なし職務遂行、口頭面接に対応】.....	48
表 6 受験資格【活字印刷文、点字出題、介護なし受験、指定勤務時間に対応】と特記.....	52
表 7 申込書の本人持参、受験資格以外についての特記.....	60
表 8 受験時の配慮の想定（例示、選択など記述があるもの）視覚障害関連.....	62
表 9 受験時の配慮の想定 聴覚言語障害関連.....	66
表 10 受験時の配慮の想定 肢体障害関連.....	70
表 11 受験時および申込書記入についての配慮の想定 障害横断的なもの.....	74
表 12 受験時の配慮の想定および受験申込書についての特記.....	78
表 13 試験案内に記述されている連絡方法、点字やルビつきの試験案内の有無.....	87

1. はじめに

調査の経緯について

2013年7月に当会の長期的な課題と取組について話し合う機会がありました。同年6月によりやく障害者差別解消法が成立し、「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」などの条文を設けたこと、障害者雇用促進法改正で合理的配慮の提供が義務となったこと、第三次障害者基本計画にも、国の機関や地方公共団体等は民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場である旨が書き込まれたことから、公務員の障害者採用は時機をえたテーマでもあり、あらためて取り組もうという方向が出ました。

取り組むには現状を明らかにする必要があります。政府・省庁が政策立案のために、障害のある受験者数・合格者数やその内訳、実際に提供された合理的配慮の内容などのデータを地方公共団体から収集すること、または地方公共団体として公表すること、労働団体が障害のある職員の立場から調査することなど、いくつかのアプローチがありえることで、それぞれの立場からの調査が不可欠だと言えます。

当会としては、外部の障害者団体の立場から可能な調査をして公表することで、政府・省庁でも課題化されるように働きかけること、また、差別解消法の対応要領等への反映に努めることを念頭において、試験案内や受験申込書を集めて調査項目を整理することから作業を始めました。

過去にも簡略な調査はしたことがありますが、今回、都道府県、政令指定都市だけでなく中核市を含めて詳細な調査が可能になったのは、早稲田大学の浅倉むつ子先生が、当会が調査協力者を求めていることをお心あたりの先に伝えてくださったおかげです。

議論のプロセスについて

調査の打ち合わせの会議を1度、検討分析の会議を1度もちました。主に出された意見は、全国的な基準になる考え方と、全国どこでもこれくらいのことはしようというモデルが必要、受験する地方公共団体や試験区分によって非常に大きな違いがある現状は公正ではないということでした。「自力通勤勤務」「活字印刷文対応」「口頭面接対応」のような制限的な受験資格によって、該当する人は受験もできない試験が多くあります。そして、受験は制限していなくても、例えば音声パソコンの使用を認めていないなど、必要な配慮の提供がないために実質的に公正平等に受験できない試験も多い状況です。受験者、地域の障害者関係者団体等からの提起や、地方公共団体自らの取組によって、これらの課題を改善・解決してきた地方公共団体も少しずつ増加していますが、ばらつきは依然として大きなものがあります。

そして、大半の受験申込書に書かれている「車イス、点字、拡大文字、手話通訳・・・」といった例示や選択肢は申し込む上で参考になりますが、申請したときに不利になる心配があるようでは申し込みにくいという議論もありました。つまり、受験者には申請する権利があること、そして試験実施者は申請を受けて連絡調整のうえ合理的配慮を提供する姿勢を明記することが重要ではないか、ということです。そうであれば安心して堂々と申し込むことができ、どうすればできるかなどを連絡調整したうえで試験に臨むことができます。そしてこれは新しい法律が国・地方公共団体等に求めていることでもあります。

ぜひご活用を！

公務員試験に関する調査はいくつか取り組まれてきましたが、障害別をこえて中核市を含む調査は少ないものと見受けられます。この調査結果と提案が広く活用されること、国・地方公共団体等の取組に役立つことを願って、データも全て当会ウェブサイト上で公開します。

謝辞

浅倉先生には準備段階から大きなご支援をいただきました。金子果穂さん、竹口ひかりさん（ともに法学部学生:調査当時）は、試験案内と受験申込書を精読して69項目に及ぶ調査票に記入する作業をお願いしました。杉山有紗さん（早稲田大学社会科学総合学術院助手）には検討分析上のご意見をいただきました。公式ウェブサイトから入手できなかった試験案内・受験申込書は、郵送と電話で各地方公共団

体の担当部局に依頼したところ、直ちに送って下さいました。ここにお名前を挙げていない方々からも多くのご協力をいただきました。ありがとうございます。

コメント「共生社会に向けた公務員採用試験の実施を」 早稲田大学教授 浅倉むつ子

今年（2014年）1月に、日本は障害者権利条約の141番目の締約国になりました。昨年には、障害者差別をなくすための「障害者差別解消法」が制定され、雇用分野における差別禁止を盛り込んだ障害者雇用促進法の改正も行われました。ようやく、障害者を分け隔てしない共生社会へ向けた歩みが、この国でも本格的に始まろうとしています。これらの法制度に基づき、国や地方公共団体は、障害者に対する差別的取扱いを解消するために、障害に基づく受験制限などの障壁を撤廃し、必要な合理的配慮を提供すべき義務を負っています。

では、民間企業に率先して障害者差別解消義務を負う公務分野で、障害をもつ職員の採用はどのように実施されているのでしょうか。それを明らかにするために、今回、「障害者欠格条項をなくす会」は、全国の108地方公共団体における207の試験区分を対象にした調査を行いました。調査対象にしたのは、障害者雇用率を充足するために実施されている障害者向けの別枠採用制度です。

調査結果から明らかになったのは、障害者の別枠採用においてすら、「自力で通勤できること」（148試験、全体の71%）や「介護者なしに職務遂行できること」（184試験、89%）が受験資格になっていることです。この受験資格を読んだだけで「自分には資格がない」と思ってしまう障害者が、多数、いるだろうと想像できます。これに対して、明石市では、「自力通勤や職務遂行時の介護の可否は問いません」と明示して、障害者雇用に先導的役割を果たす姿勢を打ち出しています。他の地方公共団体もぜひ、明石市の例から学んで、障害者を分け隔てしない公務員募集に向けて、知恵をしばって欲しいと思います。

受験申込書に選択肢または例示が記載されている「合理的配慮」の調査結果をまとめてみたところ、まだまだ非常に限られた記載しかないということがわかりました。自動車（自家用車）での来場を可としているのは92試験（44%）、音声パソコンは13試験（6%）など、不十分な実態が浮き彫りになりました。これに対して、今回の調査結果をふまえて提案された「こうあって欲しい受験申込書」を、ぜひご覧ください。ここにはさまざまな合理的配慮の選択肢が記載され、受験する側が選択できるようになっています。選択したからといって不利益を被ることはないという明記もあります。このような受験申込書であれば、障害をもつ人も安心して応募することができるでしょう。

私も参加している内閣府の障害者政策委員会では、さまざまな障害をもつ委員の方々が、多様な機器や補助的手段を自在に活用して、明晰な論理を堂々と展開しています。ここでは、障害をもっていることは社会活動の障壁ではなく、必要な補助や支援がないことが問題なのだと、身をもって知らされます。地方公共団体における公務員採用試験でも、「各種の合理的な配慮をしたうえで、応募者が対象となる職務を遂行できるのかどうか」を公平にみるのが重要です。障害をもつ人の応募意欲を阻害せず、それぞれの障害に応じた必要な合理的配慮を提供したうえでの公務員採用試験を実施する義務が、地方公共団体にはあるはずです。

今回の調査結果を踏まえて、共生社会にふさわしい公務員採用試験の実施はどうあるべきなのか、具体的な提言を、差別解消法に基づく指針などにも盛り込んで行ければよいと考えています。

2. 調査の概要

目的

障害者を対象とする地方公共団体の職員採用試験（別枠採用試験）の、受験資格にみられる制限や、合理的配慮の想定について、現状を可視化し、提言すること。

対象

全ての都道府県（47）・指定都市（20）・中核市（42）計 109 のうち、2013 年度は試験を実施しなかった那覇市を除いた、108 地方公共団体。試験区分を単位とした調査票数で 207 となっている。

後述の検索に挙がったものには、結果として障害者も採用するかもしれないという一般試験の範疇とみられる試験もあったが、別枠採用試験と同列に扱うことはできないため、対象としなかった。

時期

試験案内の情報を求めたのは 2013 年の主に 8 月・9 月期である。

この時期に、各地方公共団体の公式ウェブサイト上に、試験案内・受験申込書が揃っていないもの、または、未定で秋期に発表が見込まれたものについては、11 月にかけて入手した。従って、9・10 月に試験日を迎えたものが 160（77%）を占めている。

なお、上半期に終了していた試験も、試験案内と受験申込書が揃っていたものは含めたため、上半期の試験が 18（9%）ある。収録しているなかでは試験日が 12 月 8 日だったものが最終である。

方法と作業日程

2013 年の主に 8 月・9 月期に、各地方公共団体の公式ウェブサイトアクセスし、「障害者／障がい者」「職員採用」の語句で検索に挙がった試験案内と受験申込書の記述を精査する方法をとった。

ペーパーでも配布されている試験案内・受験申込書を用いるようにし、ウェブサイトには揃っていなかったものについては、10 月に当該地方公共団体に郵送で依頼し、必要な場合は電話連絡にて取り寄せた。

2013 年 10 月後半に調査票記入を開始し、11 月 27 日に打ち合わせの会議をもった。ひとつの地方公共団体が、たとえば「一般事務」と「学校事務」など複数の区分で試験を実施している場合があるため、試験区分を単位として調査票を作成した。

同年内に調査票記入を終了し、2014 年 3 月 5 日に 207 の調査票を暫定集計して検討分析の会議を実施した。2 月から 4 月にかけて、追加した調査項目も記入し、あわせて 2 度の点検をおこなった。

いずれの会議にも、調査票記入に協力した学生をはじめとして数名が参加した。

この報告書における数字と%の表記のしかた

特に断っていない場合は、試験区分を単位として述べている。調査票の数を記載し、分母は調査票総数 207 である。地方公共団体を単位として述べる場合は、その旨を記載している。%の数字は、いずれも、小数部を四捨五入している。

3. 調査結果の概略

受験資格

大部分の地方公共団体で、障害者対象の試験においても、介助なしで職務を遂行できる人、自力で通勤できる人という受験資格を設けていることが明らかになった。活字や音声言語を点訳や通訳者なしに扱える人ということも重視されていることがうかがえる。試験の 184 (89%) が、介助なしで職務遂行できる人であることを、148 (71%) が、自力 (単独) で通勤できる人であることを、受験資格にしている。105 (51%) が、活字印刷文による出題に対応できる人であること、27 (13%) が、口頭 (音声) による面接に対応できる人であることを、受験資格にしている。

合理的配慮の想定

受験申込書は、障害者が受験に必要とする補助や支援の提供について、例示あるいは選択肢をいくつか記載しているものが大半だが、それらの想定も記述もいまだ乏しいことが明らかになった。最多の車イスでも 177 (86%)、点字試験 91 (44%)、拡大文字試験 87 (42%)、音声パソコン 13 (6%)、手話通訳 102 (49%)、筆記通訳 3 (1%) である。

【表 1】 受験資格で障害者を除外している

受験資格	
介助なしで職務遂行できなければならない	184 (89%)
自力 (単独) で通勤できなければならない	148 (71%)
活字印刷文による出題に対応できなければならない (ただし、点字による出題にも対応している場合については、除いた計数である)	105 (51%)
口頭 (音声) による面接に対応できなければならない	27 (13%)

【表 2】 合理的配慮の想定も遅れている

合理的配慮の想定 (例示・選択等)
「自力通勤勤務」とも略される左記の受験資格は、かつては当然のように書かれていた。障害者関係者の働きかけや地方公共団体の取組のなかで減少してきてはいるが、現在も大部分を占めていることが明らかになった。
点字試験 91 (44%) 点字試験は全国的に実施の歴史が古いが、今なお半数程度が想定していないことが明らかになった。下記の「拡大文字試験」や「手話通訳者」についても同様のことが言える。
拡大文字試験 87 (42%)
音声パソコン 13 (6%) 広がりつつある。現在は、点字の補助と位置付けているものが多いが、実際は、点字とは区別される固有のニーズが広く存在している。
手話通訳者 102 (49%)
筆記通訳者 3 (1%) 「筆記通訳者 (または要約筆記者)」と明記しているものはわずか 3 (1%)。「筆談」は 41 (20%)。実際上、音声言語に対応できなければならないとされていることが、浮かび上がる結果になった。

変化

試験案内に「今年から変わりました」と記載されていることによると、3県1市が年齢上限を引き上げ、1市が身体検査を廃止した。2県が点字試験を開始、そのうち1県は音声パソコンによる試験も開始している。

2009年に当会で実施した都道府県と指定都市（当時は20都市）の調査と比較すると、制限的な受験資格を新たに追加したところはみられなかった。8県が新たに点字試験を導入して受験資格も変更していた。3県が受験資格から「自力通勤」を削除し、1県が「介護なし職務遂行」を削除していた。

まとめと提言

・受験資格の制限を取り払い、民間に率先垂範した障害者雇用を

公務員採用のあり方は他の雇用にも影響する重要な位置にあります。とりわけ、障害者雇用は社会のなかでも遅れてきた領域で、国・地方公共団体は率先垂範する立場ということからも積極的な取組が求められます。第三次障害者基本計画も、「国の機関や地方公共団体等に対しては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、適切に指導等を行う」と定めています。

それにもかかわらず、かつ、障害者を対象とする試験においてさえ、「自力通勤勤務、活字印刷文に対応できること、口頭面接に対応できること」などの資格を設けていて、受験もできない試験が、前頁の【表1】のとおり存在していることが、明らかになりました。

前頁の【表2】にあるように、取組の歴史がある点字試験・手話通訳についても、想定は半数程度にとどまっているなど、合理的配慮の想定も遅れています。

障害者全体のなかで「『自力』で移動し、点字等は使わずに活字だけで読み書きし、音声だけで言葉のやりとりをする」人がどれほどいるのでしょうか。

障害者採用の看板にそぐわず、これらの受験資格に該当すれば試験を受けることもできない、本来もっている力を発揮することもできないというのでは、応募者と募集者の双方にとって、大きな損失です。日本も批准した障害者権利条約、差別解消法、改正雇用促進法の趣旨からも、受験資格等の制限を削除すること、および、合理的配慮を提供していく取組が望まれます。

・全庁をあげて、人の力の発揮を軸に、採用と配置の想定を

現在は、職務についても事務に偏りがあり、「あらかじめ決まった職務と職場環境に適合する人でなければ採用対象と考えない」あり方が多く見受けられます。これではどうしても無理が生じがちです。

障害がない人によって構成されてきた職務や職場環境を、障害がある人が共に働いていけるものにするには、まず制限的な受験資格や条件を設けるのをやめること、そして、「採用したその人が、どこでどのような仕事をするのが、力の発揮になるか」を共に検討するという発想への転換が求められています。そのことを一部の職場だけで考えるのではなく全庁をあげて取り組む基本姿勢が、取組の成否にかかわると言えます。

・試験案内・受験申込書について基本からの検討を

現在、次頁のような受験申込書（実例）が比較的多くあります。障害者手帳についての記入欄だけでなく他には何も書くところがない、自由記述欄（この例では「その他特記事項」）もない受験申込書もあります。また、自由記述欄だけがあって、例示や選択肢は皆無というものもあります。いずれの場合も、試験を実施するにあたっての姿勢は明示されてはいません。

7「提案」に、「試験案内についてのチェックポイント」と併せて、「こうあってほしい受験申込書」のイメージを掲載しています。ぜひご検討を、ご意見もお待ちしています。

4. 調査結果の概要

基本情報

試験名称

「障害者を対象とした（対象とする）【地方公共団体名】職員採用選考試験」というパターンがほとんどで、172（83%）は試験名称のなかに「障害」「障がい」を含んでいる。

担当部局

人事委員会および総務部人事課あるいは職員課が 197（95%）を占める。このほかに「教育委員会」「警察本部」「職員採用選考委員会」がある。

試験区分

事務職が 186（90%）で、このうち学校事務は 30（16%）である。そのほかの 21（10%）は、司書、教諭（高等学校、中学校、特別支援学校）、技能労務職、電話交換手職、土木、保健師、獣医師、看護師、臨床検査技師、薬学、薬剤師、臨床検査技師、保育士、管理栄養士、栄養士、総合職である。

常勤・非常勤

身体障害者対象において、常勤が 200（97%）、非常勤が 0。知的障害者対象において、常勤が 1、非常勤が 2。精神障害者対象において、常勤が 0、非常勤が 1。三障害の別を問わない募集において、常勤が 2、非常勤が 1 である。

障害別

身体障害者対象 200（97%）、知的障害者対象 3、精神障害者対象 1、三障害対象 3 である。

健康診断・身体検査・体力テスト

89（43%）は、試験案内に記載がみられなかった。

面接

人物試験、口頭試問、集団面接など、試験によって記述は異なるが、全ての試験で実施されている。

試験日

一次試験の日付である。5月7日から12月8日までの範囲に分布し、9月・10月に試験日を迎えたものが 160（77%）を占めている。

採用予定人数

採用予定人数(人)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	16	20	25
試験数	54	31	19	7	16	4	2	2	1	1	1	1	1	1

複数の試験区分を併せて採用予定人数が記載されている場合（例：行政事務と学校事務とを併せて 3 人）については、重複を避けて処理した。

141（68%）は人数が明記されており、最小は 1 人、最多は 25 人、平均で 3 名。1 人は 54（26%）、2 人は 31（15%）、5 人までの小計で 127（61%）である。

「若干」と記述するものが 48（23%）、「数名」と記述するものが 4（2%）。上の表には算入していないが、仮に「若干」を 1 名、「数名／数人」を 5 名と数えれば、498 名、五百人規模と言える。

勤務先

約 3 割は、記載がないか又は「市長部局」といった記述までで勤務先を具体的に記載していないが、全体に、首長部局（知事部局、市長部局）の本庁と出先機関を想定している場合が多い。

教育分野（教育庁、教育委員会、学校）は 78（38%）あり、このうち学校は 56（27%）。行政委員会（教育委員会を含む）が 49（24%）ある。

このほかには警察 23 (11%)、水道 17 (8%)、病院 13 (6%)、保健所 5 (2%) などがある。

具体的な記載として、議会事務局、地方公共団体と関連のある公益的法人、職員研修センター、チャレンジ雇用のための施設、公園、社会福祉施設、企業局、保健福祉指導課、畜産課、建築住宅課、総合振興局などがある。

(解説) 行政委員会とは

地方公共団体の行政委員会は、一般に、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、監査委員会、公安委員会、都道府県労働委員会、収用委員会、そして農業や漁業に関わる委員会もある。

(解説) チャレンジ雇用とは

知的障害者等を、1年以内の期間を単位として、非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度。2007年12月25日に策定された、新たな「重点施策実施5か年計画」(障害者施策推進本部決定)によって、2008年度から国の各省市庁や地方公共団体で実施されるようになった。

職務内容

個別の募集職種(例 学校教諭、司書、薬剤師など)から類推されることもあるが、約6割が、記載がないか又は一般事務・行政事務という以上のことは記載していない。

特記することがあるものとしては、経理 19、庶務 18、調査 12、総務 6、統計 6、情報処理 5、そして、企画立案 18、窓口業務 8、相談業務 8、広報 3、指導 4、徴収 3、折衝 4 といった市民や他部局等との接点が多い職務も挙げられている。具体的な記述に「子どもや障害児・者の相談支援や直接支援」などがある。

学校事務の場合は、首長部局の一般事務とは異なり、あらゆる職務が列記されているものがある。例えば、文書の收受・発送業務、給与や旅費支給に関する業務、学校会計予算管理や経理、学校の施設、設備の維持・管理に関する業務、電話の対応・接客、関係機関等との連絡調整。事務には、市町村教育委員会や教育事務所や銀行等への出張、校舎・校庭等の施設の巡回と維持管理などである。

障害別に見ると、知的障害者、精神障害者を対象とするものでは、公園管理、施設管理、事務補助としての文書折り・封入・パソコンを使ったデータ入力・郵便物の集配や仕分けなどが挙げられており、主な職務が一般事務である身体障害者との違いが大きい。

障害者手帳

全て手帳所持が受験資格となっている。ただし、知的障害者については、公的判定機関で知的障害があると判定された人も含む場合がある。

障害等級

等級の定めなし 109 (53%) 「1級から6級」が 56 (27%)、「1級から4級」が 41 (20%)。この41のうち1は、脳性マヒによる障害者は5級を認めている。「5級から6級」が 1 (0.5%) ある。

年齢

年齢の上限も下限も一切の定めがないものが 4 (2%) ある。

年齢上限は、2014年4月1日の年齢が36歳までの範囲に集中している。生年では1978年と1979年をあわせて 58 (28%)、1983年と1984年をあわせて 74 (36%) である。1954年4月2日が最も早く、1992年4月2日が最も遅い。年齢下限は、定めなし 46 (22%)、2014年4月1日の年齢が18歳以上に集中、そのうち生年1996年が 138 (67%)。1990年4月1日が最も早く、2006年4月1日が最も遅い。

受験資格

自力通勤

148 (71%) が「自力により通勤ができること」「単独で通勤できること」等と記述している。

「自力」の意味について試験案内に記述がみられるものとしては、「家族等による送迎を含む」5、「自家用自動車等公共交通機関以外の手段（各自で確保）による通勤も可能」4、「車椅子などを含む」2がある。人的支援、とりわけ他人による介助は、ほぼ想定されていないことがうかがえる。

介護なし職務遂行

184 (89%) が、「介護者なしに職務の遂行が可能な者」等と記述している。

147 (71%) 「自力で通勤でき、介護者なしに職務の遂行ができること」のように併記している。

活字印刷文に対応

105 (51%) が、「活字印刷文による出題に対応できる者」でなければ実際上の受験資格がない試験である。全体で「活字印刷文による出題に対応できる人」等の記述を受験資格に含む試験は 139 (67%) あるが、この 139 のなかには、「活字印刷文による出題または点字による出題に対応できる人」のように、「点字による出題に対応できる人」という受験資格も設けている 32 (15%) や、受験申込書で点字試験を想定している 2 (1%) が含まれているためである。

103 (50%) が、「自力で通勤でき、介護者なしに職務の遂行ができ、活字印刷文による出題に対応できること」のようにいずれも受験資格としている。

	受験資格:活字印刷文による出題に対応できる人
受験資格:点字による出題に対応できる人	32
受験申込書:点字試験の想定あり	2
受験申込書:点字試験の想定なし	105
計	139

口頭による面接に対応

27 (13%) が「口頭による面接試験に対応できる者」等と記述している。

受験申込書との関連では、27のうち「補聴器」を想定しているのは6、「座席の位置」は1、筆談や手話通訳、筆記通訳はいずれも想定されていない。このことから、補聴器も使用しないで音声による面接試験に対応できる受験者が主に想定されていると言える。

指定勤務時間に対応

20 (10%) が「通常の勤務時間（週 38 時間 45 分）に対応できる者」等と記述している。

介護なしで受験

6 (3%) が「介助・介護者なしに受験可能な者」「試験・面接・検査に独力で対応できる方」等と記述している。

点字による出題に対応

32 (15%) が「点字による出題に対応できる人」等と記述している。この記述の有無にかかわらず点字試験を想定している場合がある。

適性検査

3 (1%) が受験資格のなかで適性検査にふれて「CD 音声による適性検査に独力で対応できる方」と記述している。1 が「パソコンによる出題及び口頭試問に対応できる人」という受験資格を唯一設けており、パソコンによる出題とは総合能力試験のうち性格検査で、民間企業が提供している試験をインターネット上で受験するもの。受験者が選択するテストセンター会場（全国の指定会場）に行く形である。

受験資格以外の条件

建物

2 (1%) が「多くの市町村立小・中学校においては、階層間の移動は階段を使います」と記述している。

職員体制

2 (1%) が「ほとんどの学校で、事務職員の配置は1人です」と記述している。

通勤や勤務に関する記述

「受験資格」以外の、「職種」や「職務内容」、「勤務条件」等の項目で、「自力（家族による送迎を含みます）により勤務し、かつ、介護者なしに、事務職員として通常の任務を遂行することになります。」
「勤務先には自力（家族等による送迎を含みます。）により通勤し、かつ介護者等、職員以外の人に関わることなく、職務に当たっていただきます」のように、通勤や勤務について条件的なことを記述している場合がある。「受験資格」とは異なるため、区別して記入した。

原則として本人が受験申込書等を持参して申込む場合のみ受付

9 (4%) が記述している。9のうち6が、必ず本人が持参するものとし、その他の2は「原則として本人が」、残る1は「本人または代理人が」としている。

「応募方法及び提出書類 人事課へ、次の書類を受験希望者本人が持参してください。郵送による受付は行いません」「事務（身体障害者対象）の受験希望者は、必ず本人が持参してください（郵送不可）」
「受験申込時には、受験申込書の記載事項の確認を行いますので、原則として受験する本人が直接持参してください」「事務職（身体障害者対象） 障害の程度を確認するため、持参のみの受付とします。提出書類を、申し込みされるご本人が直接人事課へ持参してください」等。「代理人による申込みの場合で書類に不備があった場合は受け付けいたしません」という記述もある。

都道府県にはこのような条件を設けているところはみられないが、8中核市、1政令指定都市にある。

申込書を出す前に連絡

8 (4%) が受験申込書を提出する前に担当部局に連絡を入れるように求める記述をしている。

「身体に障害があること等の理由により職員採用試験の受験に当たり配慮を必要とされる方は、必ず受験申込書等を郵送する前に柏市総務部人事課に連絡してください」「点字による受験の場合は、受付時間・試験時間が異なりますので、・・申込書の提出前に必ず人事委員会に連絡を」「点字又は拡大文字による受験を希望する場合には、受験申込みの前に人事委員会事務局まで必ずご連絡ください」「点字による受験は受験申込書を送付する前に電話でお問い合わせください」等である。

このうち1は「点字による受験の場合は、受付時間・試験時間が異なりますので」という理由を述べている。また、このうち1には「車いす等のために歩行が困難で車での来場が必要な方は申込み前に申し出てください」という記述もある。

ADL中心の自己申告書の提出

4 (2%) が、ADL（日常生活動作）中心の申告書の提出を求めている。そのうち3は「就業等に関する自己申告書」の形で「介助者なしでの自力による通勤、自力による階段昇降等、普通の机、いすによる長時間の執務、補聴器をつけた状態で会話や電話の応答、使用可能なトイレに支障があるか」等をチェック式で問うもの。1は「面接カード」の形で、「日常生活の状況」の項目を設け、「日常生活で介護が必要なこと 有・無 外出 自力で可・介護が必要 通院 有・無 頻度 通学通勤の方法、自力で可・介護必要 学校職場で介護が必要なこと 有・無・内容」を問うものである。どちらも受験申込書に必ず添付する書類とされている。

受験時の配慮の想定

視覚障害関連

音声 パソコン	デージーなど 音声機器	点字 試験	点字 タイプ	点字板 点筆	盲人用 算盤	拡大 文字 試験	拡大 読書器	ルーペ	電気 スタンド
13	3	91	38	51	3	87	37	102	59

拡大文字試験は、一般的には、試験問題用紙と解答用紙の拡大が想定される。解答用紙の拡大については、上肢の障害で筆記が困難な人も必要としているが、問題用紙の拡大と併せて視覚障害との関連が強いので、ここに分類している。

拡大文字の大きさについて記載がない試験も多いが、45（22%）が文字のサイズ（ポイント）を明記している。そのなかには複数のサイズから選択できる形もあるので重複しているが、14ポイントが27（13%）、14.8ポイントが2、15ポイントが2、16ポイントが3、17ポイントが6、20ポイントが2、36ポイントが3である。

聴覚言語障害関連

手話 通訳	コミュニケーション 手話	筆記 通訳	コミュニケーション 筆談	試験官 発言の 文字化	座席の 位置	補聴器	コミュニケーション 口話	連絡 手段 FAX	連絡 手段 メール
102	14	3	41	16	7	79	24	36	57

その人のコミュニケーション方法が何かということと、その人が試験において必要とする配慮とは、異なる問題であるため、この調査では区別して抽出・集計した。

肢体障害関連

車イスや 椅子	自動車で 来場	駐車場	パソコン	ワープロ	和文 タイプ	机	試験場の 車イススタイル	試験場の スロープ EV等
177	92	98	46	39	7	21	4	5

障害横断的なこと

自由 記述欄	「自署」の代筆	杖	文鎮	補助犬	付添者 介助者	別室 受験
159	61	29	3	13	11	1

自由記述欄が存在しない申込書が48（23%）の試験にある。

61（29%）が自署の代筆を可としている。「点字による受験を希望する人で、自署によることができない場合は、代筆でも可」「氏名（自署） 筆記が困難なため本人が署名できない場合は、その旨を付記して代理人が署名してください」「署名欄 代理記入の場合は、署名欄に申込者の名前を記入し、その下に代理人名を自署してください」等の記述がある。

25（12%）は代筆の可否について何も記載していない。

点字試験等の想定がある場合でも、自署の代筆不可としているものがある。24（12%）は点字試験を想定しているが本人署名のみとされている。16（8%）はパソコンを持参しての試験を想定しているが同じく本人署名のみとされている。

受験に使用できる機器の制限、手帳等級による機器使用の制限

11 (5%) が、「重度障害者日常生活用具として給付の対象となっている用具の持参可」「身体障害者福祉法に基づき日常生活用具としてパソコン又はワープロ、拡大読書器が給付されているかたは、それらの機器を使用して受験することができます」のように、制度の対象となっている機器または制度で機器を給付されている人であることを条件にしている。

機器の使用について手帳等級を条件にしているものもある。「上肢障害2級以上又は言語・上肢複合障害2級以上であって文字を書くことが困難な方は、パソコン又はワープロによる受験可」等である。

記入しやすい解答用紙

5 が作文原稿用紙等についてマス目の大きい解答用紙を、3 がマークシート版の拡大解答用紙を、1 がマークシートではなく数字をマルで囲む解答用紙による受験（対象は視覚障害または上肢機能障害がある人）を用意している。

試験案内について そのほかの特記事項

担当部局の FAX 番号	担当部局の メールアドレス	点字による試験案内	ルビ付きの試験案内
68	46	20	5

担当部局へのアクセス方法

68 (33%) に担当部局の FAX 番号が、46 (22%) にメールアドレスが記載されている。

117 (57%) は FAX 番号・メールアドレスのどちらも記載がなく、電話番号のみを記載している。

電子申請方式を導入する地方公共団体が増加し、公式ウェブサイト上に担当部局のメールアドレスを記載している場合はあるが、この調査はほぼ全ての地方公共団体が提供しているペーパーの試験案内に基づいている。

点字版の試験案内

点字版の試験案内も配布していることを、20 (10%) が試験案内に明記している。

ルビ付きの試験案内

知的障害者を対象とする試験と重なる 5 (2%) が、ルビ付きの試験案内を配布している。

黒地に白字の試験案内など

拡大文字版の試験案内や黒地に白字の試験案内も用意していることを、試験案内に記載しているところが 1 ある。

記述のありかたについて

「視覚障害等により活字による筆記試験に対応できない」「聴覚障害等により口述による面接試験に対応できない」といったチェック欄があるだけで、点字試験あるいは音声パソコン、手話通訳や筆記通訳の選択肢は何もない受験申込書もある。

このような場合、「活字印刷文に対応できる人」「口頭による面接に対応できる人」などの制限的な受験資格は設けていなくても、あるいは、申請があれば点字試験などを実施する姿勢が地方公共団体の側にあるとしても、受験者からは「できない」ことを重視しているものと受け取られるだろう。

希望があれば応じることと併せて「点字試験を希望しますか」「筆記通訳者または手話通訳者を希望しますか」等と書かれていれば姿勢が伝わる。

5. 変化

2009年調査との比較

点字試験を導入

山形県、福島県、富山県、奈良県、山口県、徳島県、大分県

音声パソコン試験を導入

山口県

受験資格「活字印刷文による出題に対応できること」を削除

千葉県、奈良県、徳島県

受験資格を「活字印刷文または点字による出題に対応できること」に変更

山形県、福島県、富山県、山口県、大分県

受験資格「自力で通勤できること」を削除

新潟県、愛知県、三重県

受験資格「介護なしに職務を遂行できること」を削除

新潟県

受験資格「口頭面接に対応できること」を削除

徳島県、愛媛県

直近の変化

点字試験を導入

富山県、山口県

音声パソコン試験を導入

山口県

身体検査を廃止

名古屋市

年齢上限を引き上げ

栃木県（29歳未満から32歳未満へ）

山梨県（29歳までから35歳まで）

愛知県（34歳から59歳へ）

新潟市（35歳以下から59歳以下へ）

6. 都市区分による比較

試験数は、都道府県 117、指定都市 30、中核市 60 であり、これらを分母として割合を出している。

受験資格

自力通勤、介護なし職務遂行、活字印刷文に対応（点字出題にも対応しているものは除外）、口頭による面接に対応の 4 項目について比較した。

都道府県

「介護なし職務遂行」は 98（84％）で、他の都市区分に比べて割合が低い。

指定都市

「介護なし職務遂行」について、指定都市は 28（93％）であり、都道府県を上回る割合だが、「自力通勤」「活字印刷文に対応」は、いずれも他の都市区分に比べて格段に低く、「口頭面接に対応」は設けられていない。

中核市

どの項目についても他の都市区分よりも高い割合を示している。特に「活字印刷文に対応」41（68％）と、「口頭面接に対応」23（38％）が、格段に高い。

合理的配慮の想定

車イスや椅子、自由記述欄、手話 ※1、点字試験、拡大文字試験、自署の代筆、筆記 ※2、音声パソコンの 8 項目について比較した。

都道府県

「車イス」は 115（98％）で高い割合を示しているが、そのほかは指定都市に比べて割合が低く、そのなかでも「点字試験」「自署の代筆」「手話※1」「筆記※2」「音声パソコン」の割合が低い。

指定都市

29（97％）が自由記述欄を設けている。「点字試験」24（80％）、「手話※1」25（83％）、「拡大文字試験」15（50％）、「自署の代筆」14（47％）、「筆記（※2）」14（47％）「音声パソコン」5（17％）は他の都市区分より高い割合である。

中核市

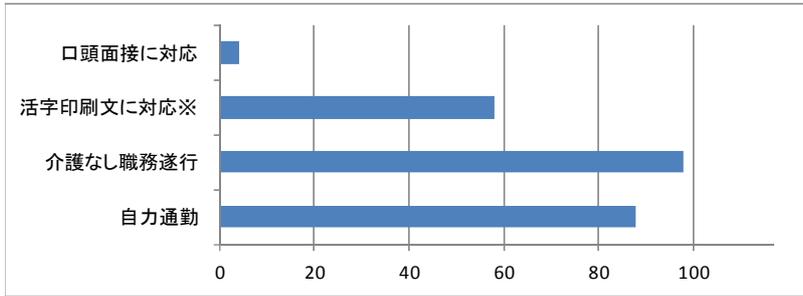
20（32％）はどの項目についても記載がなく。自由記述欄も設けていないところが 26（43％）存在している。

※1 手話通訳者＋「コミュニケーション 手話」

※2 筆記通訳者＋「コミュニケーション 筆談」

「通訳」と「コミュニケーション方法」は別なことだが、ここでは傾向の比較のために「通訳者」と「コミュニケーション」の合計を出している。

都道府県

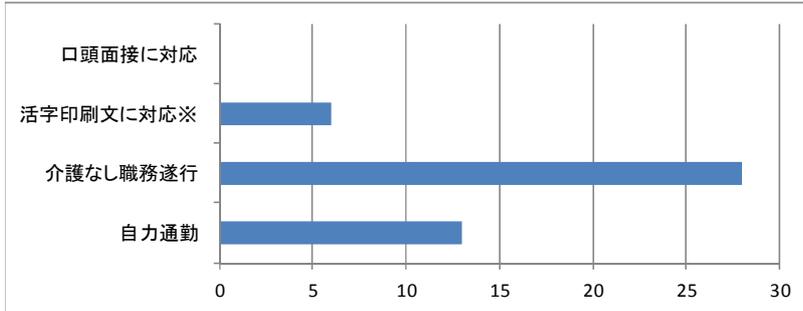


都道府県

	数	%
自力通勤	88	75%
介護なし職務遂行	98	84%
活字印刷文に対応※	58	50%
口頭面接に対応	4	3%

※点字出題にも対応しているものは除外

指定都市

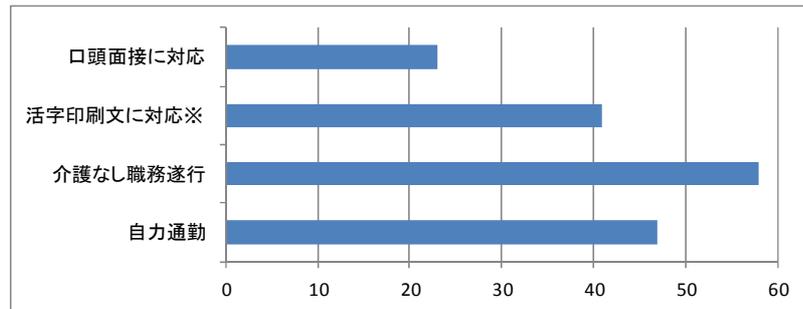


指定都市

	数	%
自力通勤	13	43%
介護なし職務遂行	28	93%
活字印刷文に対応※	6	20%
口頭面接に対応	0	0%

※点字出題にも対応しているものは除外

中核市

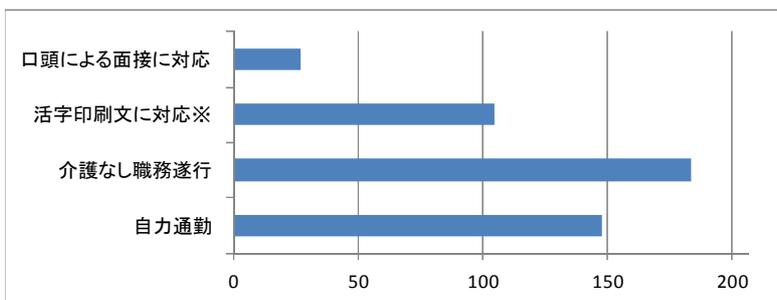


中核市

	数	%
自力通勤	47	78%
介護なし職務遂行	58	97%
活字印刷文に対応※	41	68%
口頭面接に対応	23	38%

※点字出題にも対応しているものは除外

全体

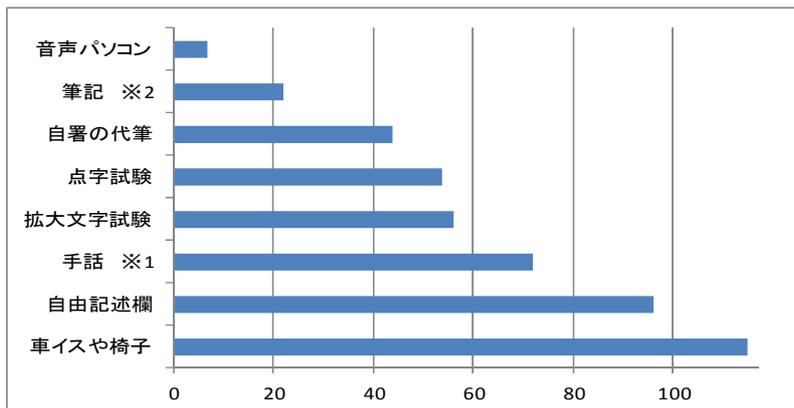


総計

	数	%
自力通勤	148	71%
介護なし職務遂行	184	89%
活字印刷文に対応※	105	51%
口頭による面接に対応	27	13%

※点字出題にも対応しているものは除外

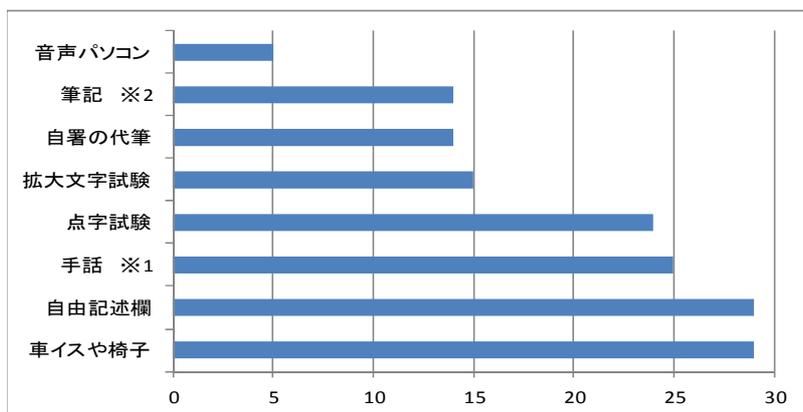
都道府県



都道府県		
項目	数	%
車イスや椅子	115	98%
自由記述欄	96	82%
手話 ※1	72	62%
拡大文字試験	56	48%
点字試験	54	46%
自署の代筆	44	38%
筆記 ※2	22	19%
音声パソコン	7	6%

※1 手話通訳者+「コミュニケーション 手話」
 ※2 筆記通訳者+「コミュニケーション 筆談」

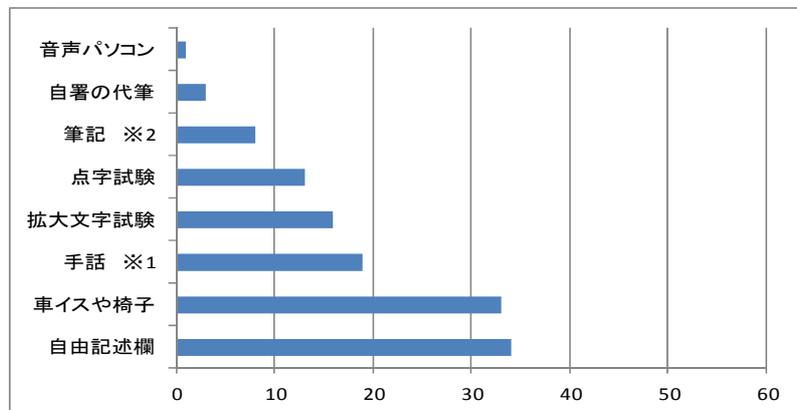
指定都市



指定都市		
項目	数	%
車イスや椅子	29	97%
自由記述欄	29	97%
手話 ※1	25	83%
点字試験	24	80%
拡大文字試験	15	50%
自署の代筆	14	47%
筆記 ※2	14	47%
音声パソコン	5	17%

※1 手話通訳者+「コミュニケーション 手話」
 ※2 筆記通訳者+「コミュニケーション 筆談」

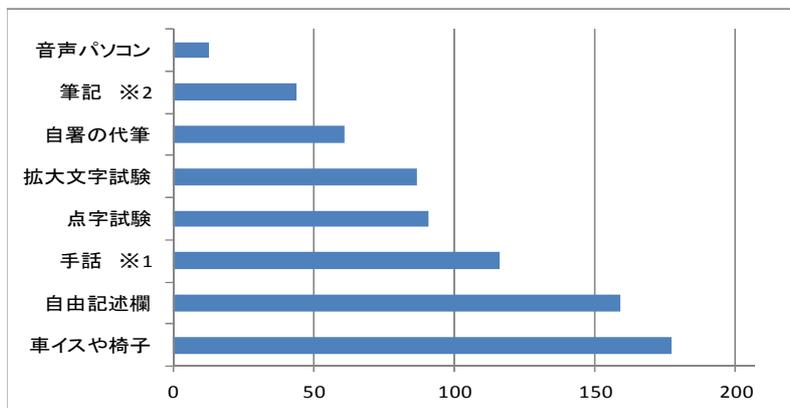
中核市



中核市		
項目	数	%
自由記述欄	34	57%
車イスや椅子	33	55%
手話 ※1	19	32%
拡大文字試験	16	27%
点字試験	13	22%
筆記 ※2	8	13%
自署の代筆	3	5%
音声パソコン	1	2%

※1 手話通訳者+「コミュニケーション 手話」
 ※2 筆記通訳者+「コミュニケーション 筆談」

全体



全体		
項目	数	%
車イスや椅子	177	86%
自由記述欄	159	77%
手話 ※1	116	56%
点字試験	91	44%
拡大文字試験	87	42%
自署の代筆	61	29%
筆記 ※2	44	21%
音声パソコン	13	6%

※1 手話通訳者+「コミュニケーション 手話」
 ※2 筆記通訳者+「コミュニケーション 筆談」

7. 提案

試験案内についてのチェックポイント

- (1) 表紙などのすぐにはわかるところに、担当部局の連絡先を、FAX やメールアドレスも含めて掲載していますか？
- (2) 試験案内（および受験申込書）を、紙、PDFデータ、点字などのほかに、テキストデータでもダウンロードできるようにしていますか？
- (3) 地方公共団体として障害者雇用に取り組む方針や姿勢について、記述していますか？
- (4) 受験資格に、障害のある人が受験をためらったり、必要なことがあっても申請しにくいような条項を、設けていませんか？
- (5) 特別の理由がなく、身体検査や体力検査を設けていませんか？
- (6) 受験資格以外の部分に、障害のある人を阻むような記述を入れていませんか？
- (7) 障害者対象の試験に限って、受験希望者本人が受験申込書を担当窓口を持参することを義務づけていませんか？
- (8) 理由を示さずに、または特別の理由がなく、一定の障害状況の人に対しては、受験申込書を提出するよりも前に、担当部局に連絡するように求めていますか？
- (9) 受験申込書等の提出書類への記入について、自筆または自署を必須としていませんか？
- (10) 受験の際に使用する補助機器等について、手帳等級の条件や、日常生活用具としてそれらの機器を支給されている受験者に限るといった条件をつけていませんか？
- (11) 自動車でなければ試験会場に来場できない障害状況の人を考慮した会場の選定および駐車場所について載せていますか？
- (12) 試験会場について、車イスで使えるトイレやスロープ、エレベーターなどのアクセシビリティに関する情報を載せていますか？

(1) について

連絡先の記載が電話だけのものは聴覚言語障害者に不利となります。
どこに連絡先が記載されているかすぐに確認できることも大切です。

(2) について

現在、全盲・弱視の人もテキストデータを音声等に変換して読む人が多数となってきています。今回の調査において、試験案内と受験申込書の両方または試験案内のみをPDF文書でダウンロードできるようにしている地方公共団体が大半でしたが、テキストデータを提供しているところのごく僅かでした。PDFは、テキスト変換すると、文字化けすることや、文書のヘッダやフッタが本文の途中に挿入されることがあるため、扱いやすい形式ではありません。PDFと並んでテキストデータで提供することも求められています。

(5) について

5年、10年といった期間で見ると、身体検査等を設けない地方公共団体、廃止した地方公共団体が増加しています。また、一般的な身体検査の視力や聴力などのスケールからは、障害がある人はあらかじめアウトスケールであることが多く、その点からもあまり意味がありません。慣習的な検査は廃止して差し支えないと言えます。

(7) について

障害がある人に限っては出願前に面接をおこなう意味を帯びるため、公正とは言えません。

一般に郵送で可としているのなら、障害がある人も郵送で可として、受験申込書に書かれたことを元に相互に連絡していけばよいはずです。

(8) について

例えば、点字試験、音声パソコン使用や手話通訳を申し込む人に対して、受験申込書を提出する前に、連絡するように求めている試験案内があります。

これらを提供できる試験会場は特定の会場になるといった理由が書かれている場合もありますが、特別の事情がないかぎり、基本的に、どの受験者も等しく、受験申込書の提出後に連絡調整して、必要なことを提供できるようにはかることが、望まれていることです。

(9) について

自筆、自署は困難または不可能な障害状況の人は多いですが、点字試験、パソコンを使用した受験においてさえも、自筆・自署を義務づけているものがあります。

公務員試験も電子申請方式が広がっており、一般にも自筆・自署という慣例は意味が薄らいでいます。本人確認の方法は他にもこうじられており、代筆も可とすることで問題ないと言えます。

(10) について

例えば、その人の障害状況から筆記が困難かどうかということと、手帳の等級、日常生活用具の給付は、直結することではありません。

実際に困難なことについて補助手段等の調整をすることが、実質的に平等な受験の実施に欠かせないことです。

こうあってほしい受験申込書（案）

（まえがき）

障害や病気があり何らかのニーズをもつ人が実質的に平等に受験できるようにするために、事前の連絡調整を円滑に進める目的の用紙です。必要に応じてお申込み下さい。その趣旨から当然のことですが、申込による不利益取扱いを行わないことを申し添えます。

この申込書に障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付して下さい。障害や病気が特にない人の申請を避けるため、現状においては必要な手続きとしてご了解下さい。

項目 1. 選択肢のなかに必要なものがあれば、その番号を枠内に記入してください。

器具や機器を選択した場合は、それは受験者が持参できるものかどうかを記載してください。

番号	持参は○を記入	特記することがあれば

項目 2. 選択肢に記載のあること以外に、希望することがあれば、具体的に記入してください。

--

項目 3. 項目 2 に記入されたことが必要な理由について、補足することがあれば記入してください。

--

項目 4. 試験実施者と詳しく相談調整したいことや、確認したい点があれば、記入してください。

--

項目 5. 受験者の氏名・連絡先など（障害との関係で F A X 又はメールによる連絡を希望される場合には、F A X 番号又はメールアドレスを記入してください。）

氏名・（ふりがな）		
現住所 〒		
電話	F A X	メール

記入にあたって

(項目1の記入例)

3	○	音声PCを持参します。使用ソフトウェア、OS等の詳細について別途お伝えします。
4		文字の大きさについて36ポイントを希望します。
5		数字をマルで囲んで解答記入する方法を希望します。
17		個別面接および集団面接にて、その場で話されている言葉をできるかぎりそのまま正確に伝える文字通訳を希望します。

選択肢（複数選択可）

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1、試験方法を口頭試問・口述回答に変更 ※ | 12、自家用車での来場および駐車場 |
| 2、点字による出題と解答 ※ | 13、車いす、杖 |
| 3、音声PCで問題読解と解答 ※ | 14、介助者・援助者の同伴 |
| 4、拡大問題用紙・拡大解答用紙 | 15、補助犬の同伴 |
| 5、マークシートに代わる解答用紙 | 16、手話通訳者 |
| 6、拡大読書器、ルーペ等 | 17、文字通訳者 |
| 7、照明器具 | 18、補聴機器 |
| 8、点字機器 | 19、音声を使用した検査やリスニング試験の代替法 |
| 9、PCやワープロで解答記入 ※ | 20、注意事項等の文字による伝達(板書・プリント配布) |
| 10、口述代筆者(手書き解答が必須の試験について) | 21、試験時間中の糖質類等の補食及び服薬等 ※ |
| 11、車いすで使える高さがある机 | 22、別室においての受験 |

※印は、あらかじめ別室受験が想定されるものです。

お問い合わせは下記まで

〇〇〇市〇〇部〇〇課〇〇〇〇係

電話番号 :

ファックス番号 :

メールアドレス :

下記の改正法および新法が2016年度から施行される予定です。

職員採用のありかたを含めてこれに則った政策運営をおこなっていきます。

障害者雇用促進法（改正）

（障害者に対する差別の禁止）第34条、35条、（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）第36条、（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）第38条 ほか

障害者差別解消法（新法）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）第5条、（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）第7条 ほか。

8. 事例（兵庫県明石市）

明石市は「特例市」であり、「中核市」までを対象としたこの調査では集計していませんが、2014年2月に新規実施された試験について、市職員募集チラシのテキストを転載します。

同市のウェブサイトから、募集要項（PDF・テキストデータ）、申込書、受験票（PDF）、受験者調査票（PDF）、このチラシ（PDF・テキストデータ）をダウンロードできます。

明石市職員を募集します。

明石市で働きませんか

明石市では、自立と社会参加のさらなる促進を図るため、障害者を対象とした職員採用試験を実施します。

明石市長 泉 房穂のコメントです。

私は、市長であるとともに、弁護士であり、また、社会福祉士でもあります。

本市は、市民に一番近い基礎自治体として、私をはじめ、職員が一丸となって、弁護士、社会福祉士及び臨床心理士等の専門職も活用しながら、市民が生き生きと安全で安心して暮らせるよう、市民サービスの一層の向上に取り組んでおります。

とりわけ、障害者については、さらなる自立と社会参加に向けて、まだまだ課題が山積しているところであります。

そのため、障害者雇用に関して、先導的役割を果たすとともに、障害者基点による積極的な施策展開を目指し、本市では初めて、障害者を対象とした採用試験を行います。

できるだけ門戸を広げ、人物本位で、有意・有能な人材を積極的に採用したいと考えています。

「市民幸福度日本一」を目指し、明石市職員として、ともに汗を流せる人材を心から求めています。

募集職種は2種類あります。

1 任期付専門職（障害者施策担当）

募集人数 1名

職務内容

- ・ 障害者施策の新規立案、充実改善に関すること
- ・ 障害者の就労支援及び雇用促進に関すること
- ・ 市公共施設の改善等の関すること
- ・ 本市障害者職員の一層の活用及び職場環境の改善に関すること
- ・ 関係機関との連携及び調整に関すること など

受験資格 身体障害者手帳の交付を受け、以下のいずれにも該当する人

- ・ 昭和28年4月2日以降に生まれた人（平成26年4月1日現在で、60歳以下の人）
- ・ 行政分野等で、障害者施策等の総合的な調査、企画、立案等に関する実務経験を有する人

試験内容 実務経験等に関する書類審査、個人面接

身分 フルタイム勤務の正規職員（行政職（事務職員））

任期：5年間 ※任期終了後、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能となります。

役職等 原則として、実務経験に基づき、次のとおり役職に格付けします。

課長級（行政職6級） 給料月額 約41万円（年収 約840万円）

係長級（行政職5級） 給料月額 約39万円（年収 約690万円）

2 一般職（事務職）

募集人数 4名程度

受験資格 身体障害者手帳の交付を受け、以下のいずれにも該当する人

- ・昭和53年4月2日以降に生まれた人（平成26年4月1日現在で、35歳以下の人）
- ・学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人、又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの人

試験内容 教養試験（択一式）、論文又は作文、個人面接

身分 フルタイム勤務の正規職員（60歳定年）

給与 正規職員として、本市給与関係条例等の規定に基づき、初任給等を決定し、諸手当を支給します。

- ・日程（2つの職種共通）

受付期間 平成25年12月10日（火）から平成26年1月10日（金）まで

採用試験日 平成26年2月1日（土）又は2日（日）

採用予定日 平成26年4月1日 ※合格者の都合により、相談の上、変更することができます。

- ・勤務における介助等（2つの職種共通）

自力通勤の可否は問わず、勤務にあたっては、適宜必要な支援を行うこととします。（注記）

詳細は明石市ホームページに募集要項や申込書類を掲載しています。

明石市ホームページアドレス

<http://www.city.akashi.lg.jp>（市政情報／職員採用情報）

お問い合わせ

〒673-8686

明石市中崎1丁目5-1

明石市総務部職員室人事課

電話 078-918-5006

FAX 078-918-5145

（注記）

「障害者求む。あなたの自立と社会参加を 明石市職員募集」というポスターには「試験の際には、手話や点字等による対応を行います。自力通勤や職務遂行時の介護の要否は問いません。」と記載している。

9. 関連資料

関連する法律・計画

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法) 2013 年成立、2016 年施行

差別解消法の 1 条 (目的) は、障害を理由とする差別の解消を推進することによって、「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、(中略) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」と述べている。

差別解消法は、2011 年に改正された障害者基本法 (以下、基本法) の 4 条「差別の禁止」を具体化する法律である。基本法 4 条は「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」として、社会的障壁の除去および合理的配慮の提供についても述べている。社会的障壁については、差別解消法 2 条に「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と記述され、これも基本法 2 条の「定義」と同じ記述。差別解消法は、「差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止する法律である。

5 条 (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

7 条 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

1、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害者の雇用の促進等に関する法律 (改正法)

2013 年成立、2016 年施行。一部は 2018 年施行

34 条 (障害者に対する差別の禁止) 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

続いて 36 条 (雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置) も募集及び採用について記述している。

雇用促進法と公務員の適用関係については障害者政策委員会で質問があった。公務員の場合も、雇用関係にかかわる差別の禁止については、改正障害者雇用促進法の枠組のなかで、国家公務員法および地方公務員法 (平等取扱の原則) もふまえて対応する義務が総務省や人事院にあること、合理的配慮の提供について地方公務員の場合は雇用促進法を直接適用する等の答弁があった。詳細は内閣府ウェブサイト上の第 8 回障害者政策委員会 (2013 年 11 月 11 日) の議事録に掲載されている。

第三次障害者基本計画

2011 年に成立した改正障害者基本法に基づき 2013 年 9 月決定

4-(1) 障害者雇用の促進-2

○国の機関や地方公共団体等に対しては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、適切に指導等を行う。

資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮（障害者施策推進課長会議決定）

資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について

平成17年11月9日
障害者施策推進課長会議決定

障害者の社会参加を促進する一環として、資格制限等による制度的な障壁を除去するため、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年3月22日障害者対策推進本部決定）において、「個々の資格制度における取得要件や各種の試験制度における試験方法等について、障害者がその有する能力を十分に発揮できるよう、中長期的に検討を行う」旨が記載されたところである。

このうち「資格制度における取得条件」については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日障害者施策推進本部決定）に基づき、63制度の欠格条項を見直す方針が示され、現在までに必要な見直しが終了したところである。

一方、「試験制度における試験方法等」については、「障害者に係る欠格条項の見直しに伴う教育、就業環境等の整備について」（平成13年6月12日障害者施策推進本部申合せ）において、資格取得試験については「障害者の持つ知識、技能が適切に判定されるよう障害の態様に応じて点字等の方法により試験を実施するとともに、受験に際しては障害の態様に応じて手話通訳や移動介助等による支援を行う」及び「実技試験においては、福祉用具等の補助的手段の活用に最大限配慮する」旨の方針が示されたところである。

この点については、「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）に基づく「重点施策実施5か年計画」（同日障害者施策推進本部決定）においても、「障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って、障害者に係る欠格条項見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める」ことが明示されたところである。

各試験制度においては、当該申合せに基づき、障害の態様に応じた配慮がそれぞれ検討され、実施されてきているが、その一層の推進を図る観点から、今般、国が直接実施する資格取得試験等において、各試験制度で共通に対応すべき配慮事項を以下のとおり示し、その徹底を図るものとする。

なお、国の資格取得試験等であって国が直接実施しないものについても、同様の配慮が行われるよう関係団体に協力を要請するものとする。

また、各試験制度ごとに試験問題等の特性を踏まえた個別の対応が必要な配慮事項については、それぞれの試験制度において更に検討を進めるものとする。

1. 共通的な配慮事項

（1）試験における配慮

ア. 問題用紙及び解答用紙に関する配慮

拡大問題用紙や拡大解答用紙の提供

マークシートに代わる文字記入解答用紙やチェック解答用紙の提供

イ. 器具等の使用に関する配慮

拡大鏡、補聴器等の持参使用

照明器具の持参使用

車いすで座れる機の提供

ウ. 移動に関する配慮

試験室までの介助者の同伴

エ. 情報伝達に関する配慮

注意事項等の文字による伝達

オ. その他

試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等

(2) 試験案内及び申請書等における配慮

ア. 試験案内における配慮（冊子又はホームページ等）

配慮内容の明示

（共通的な配慮事項及び各試験制度で対応可能な配慮事項を列記）

問い合わせ先のFAX番号又はメールアドレスを記載

イ. 申請書等における配慮

配慮事項希望欄の設定

（共通的な配慮事項及び各試験制度で対応可能な配慮事項を列記するとともに、その他の配慮希望欄を設定）

受験者が希望する連絡先記載欄の設定

（電話番号のほかFAX番号又はメールアドレスの記載欄を設定）

(3) 配慮の手続

事前に受験者からの申し出を受けて対応

申請書等に障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付

(4) 応対における配慮

障害のある受験者に対しては、それぞれの障害種別の特性を踏まえて適切に対応

(5) 適用時期

平成18年度に実施する試験から適用

（対応可能な配慮事項については平成17年度から速やかに適用）

2. 共通的な配慮事項の見直し

共通的な配慮事項の内容については、配慮技術の進歩、個別試験制度における配慮の状況等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

障害者施策推進本部課長会議「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」

+付表「申請書等における配慮のイメージ」2005年

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sikaku.html>

付表

申請書等における配慮のイメージ

○ 希望する配慮事項(希望する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。)

共通的な配慮事項										
拡大問題用紙の提供	拡大解答用紙の提供	マークシートに代わる文字記入解答用紙の提供	マークシートに代わるチェック解答用紙の提供	拡大鏡等の持参使用	補聴器の持参使用	照明器具の持参使用	車いすで座れる機の提供	試験室までの介助者の同伴	注意事項等の文字による伝達	試験時間中の糖質類等の補食及び服薬等
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

各試験制度で対応可能な配慮事項						その他の配慮希望事項(記載事項以外で、希望する配慮事項があれば具体的に記入すること。)
(例)						
点字による解答(1.5倍)(別室)						
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	

○ 配慮が必要な理由

障害の程度、症状等配慮が必要な理由を具体的に記入すること。

※ 障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付してください。

○ 受験者の連絡先

ふりがな	
氏名	
現住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※ 障害のため、FAX又はメールによる連絡を希望される場合には、FAX番号又はメールアドレスを記入してください。

大学入試センター試験の「受験上の配慮申請書」(部分)

平成26年度大学入試センター試験「受験上の配慮申請書(裏面)」。センター公式サイト「受験上の配慮案内」からダウンロードできる。
http://www.dnc.ac.jp/data/shiken_jouhou/h26/#hairyo

平成26年度大学入試センター試験
 受験上の配慮申請書(裏面)

※該当する「□」の中を、黒又は青のボールペンで塗りつぶしてください。(塗りつぶすのが難しい場合は、レなどチェックで表示してください。)

障害等の種類と程度													
⑥ 視覚障害			⑦ 聴覚障害			⑧ 肢体不自由			⑨ 病弱		⑩ 発達障害	⑪ その他	
点字による教育を受けている者	良い方の視力の矯正視力が0.15以下の者	両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	左記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	両耳の平均聴力レベルが60dB以上の者	左記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	体幹の機能障害により座位を保持することができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者	その他の病気による体調不良等で配慮を必要とする者	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	

⑫ この欄に、受験に際して配慮を希望する理由(症状及び学校等の授業での状況等)を簡潔に記入してください。

⑬ 視覚に関する配慮事項												
点字解答(別室)		点字器等の試験場での保管		文字解答(別室)		拡大文字用紙用子の配付		拡大鏡等の持参使用		窓側の明るい座席を指定	照明器具の持参使用	照明器具の試験場側での準備
試験時間1.5倍延長		リスニングにおける延長方式		試験時間1.3倍延長		試験時間延長なし						
連続方式		音止め方式		連続方式		音止め方式		ICプレーヤー				
<input type="checkbox"/>												
308	309	310	311	312	313	314	315	316				

⑭ 聴覚に関する配慮事項													
手話通訳士等の配置+注意事項等の文書による伝達		座席を前列に指定		補聴器又は人工内耳の着用		リスニングの免除		リスニングにおける音声聴取の方法(どれか一つを選んでください。)		大学入試センター記入欄2			
イヤホン又はヘッドホンの持参使用		ICプレーヤーのスピーカーから直接音声を開く方式(別室)		補聴器を外してイヤホンを使用		補聴器又は人工内耳のコネクタに持参したコードを接続		ヘッドホンの貸与		⑬	⑭	⑮	⑯
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
317	318	319	320	321	322	323	324	325					

⑮ 肢体不自由・病弱に関する配慮事項、その他の配慮事項																			
チェック解答(別室)		代筆解答(別室)		試験室入口までの付添者の同伴		試験室における介助者の配置		トイレに近い試験室での受験		1階又はエレベーターが利用可能な試験室での受験		待機機・椅子の持参使用	待機機・椅子の試験場側での準備	車椅子の持参使用	杖の持参使用	試験場への乗用車での入場	座席を試験室の出入口に近いところに指定	別室の設置	リスニングにおいて途中退席するための音声を一時的に停止(別室)
試験時間1.3倍延長		試験時間延長なし		試験時間延長なし															
連続方式		音止め方式		ICプレーヤー		連続方式		音止め方式		ICプレーヤー		形態は問わない	洋式	障害者用					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341				

⑯ 発達障害に関する配慮事項										
マークシート解答(別室)		チェック解答(別室)		拡大文字用紙用子の配付		注意事項等の文書による伝達		別室の設置		大学入試センター記入欄3
試験時間1.3倍延長		試験時間延長なし		試験時間延長なし						⑬
連続方式		音止め方式		ICプレーヤー						
<input type="checkbox"/>										
342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352
							353			357
							361			369
							373			381
							385			393
							397			405

⑰ その他の希望配慮事項等(記載事項以外で、希望する配慮事項があれば簡潔に記入してください。)

各省庁による情報の所在

平成 25 年 障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000029691.html>

公務部門における障害者の雇用・実習受入状況について（平成 25 年度）（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h25jigyo/pdf/koyojissyu.pdf>

都道府県・指定都市における単独事業一覧（平成 25 年度／雇用・就業）（内閣府）

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h25jigyo/pdf/shisaku/06_koyou.pdf

平成 25 年度教員採用等の改善に係る取組事例（文科省）

5 章「障害のある者への配慮」のなかに、都道府県と政令指定都市の選考実施状況、人数、受験資格、職務配置、受験における配慮について一覧でまとめられている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1329246.htm

公務員試験に関する調査の先例

視覚障害公務員調査 編者 高橋実 2012 年 12 月 20 日発行

視覚障害地方公務員、普通科教員の採用状況とその配属先についての全国調査

<http://www.siencenter.or.jp/tosho/koumuin-tyo.html>

地方自治体における障害者枠採用試験の実施状況に関する調査実施結果分析報告

自治労障害労働者全国連絡会

内閣府障害者施策推進会議差別禁止部会資料 2011 年 7 月 8 日

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_6/pdf/o-s2-1.pdf

報道から

2014 年 3 月 1 日

<毎日新聞> 司書採用試験、受験資格改正へ 障害者団体抗議で県教委方針

<中日新聞> 司書採用試験の受験資格改正を検討へ

2013 年 11 月 28 日

<神戸新聞> 身障者対象に採用試験 任期付き専門職と一般職 明石市が初実施

<産経新聞> 明石市職員採用 障害者枠を設置 来月 10 日から受付

2011 年 8 月 17 日

<毎日新聞> 教員採用試験：視覚障害者への読み上げ導入 12 都府県のみ

採用試験：チャンス平等に 視覚障害の大学院生、音声読み上げ切なる願い 大阪で実現

2011 年 4 月 13 日

<毎日新聞> 障害者就職 ある難聴者の挑戦 公務員でも壁高く

面接止まり・門前払いも・貴重な人材逃す・自らを前例に

2009 年 12 月 21 日

<朝日新聞> 神奈川県庁 先進的取り組み「障害者雇用は責務」職場介助者と二人三脚

2009 年 7 月 7 日

<毎日新聞> 全盲女性「受験させて」保育士採用試験 大阪市が門前払い

2008 年 9 月 24 日

<神奈川新聞> 受験資格「会話が可能」横須賀市職員採用 福祉団体が反発 表現修正・再募集へ

2002 年 7 月 13 日

<朝日新聞> 秋田県職員採用初級試験 欠格条項を撤廃 今年度から点字・手話でも可能

<読売新聞> 秋田県職員身障者採用試験 欠格条項を撤廃 点字・手話でも受験可能に

10. 調査票の項目一覧

基本事項	地方公共団体名
	担当部局
	試験名称
	試験区分
	常勤
	障害者採用枠
	障害種別
	健康診断等
	面接試験
	試験日
	採用予定人数
	採用予定人数記述
	勤務先の特記*
	職務内容の特記*
	障害者手帳の有無
	手帳等級(から)
	手帳等級(まで)
生年月日(から)	
生年月日(まで)	
受験資格にある制限	自力通勤
	介護なし職務遂行
	指定勤務時間に対応
	活字印刷文
	口頭面接
	介護なし受験
受験資格にある合理的配慮	点字による出題に対応
その他の受験資格	パソコンによる出題に対応
受験資格に関連する特記	受験資格に関連する記述
受験資格以外の制限的記述	建物設備
	職員体制
	本人持参申込だけを受理*
受験資格以外の特記	受験資格以外についての特記
試験時の配慮の想定	音声パソコン
	デイジーなど音声機器
	点字試験
	点字タイプ
	点字板点筆
	盲人用そろばん*
	拡大文字試験
	拡大読書器
	電気スタンド
	ルーペ
	手話通訳者
	コミュニケーション手話*
	筆記通訳者
	コミュニケーション筆談
	補聴器
	コミュニケーション口話
	座席の位置
	試験官発言の文字化
	連絡手段 FAX

	連絡手段メール
	車イスや椅子
	試験場の車イストイレ
	試験場のスロープEV等
	自動車での来場*
	駐車場
	パソコン
	ワープロ
	和文タイプ
	机
	自由記述欄
	自署の代筆*
	別室受験
	補助犬
	文鎮
	杖
	付添者介助者
	受験時の配慮等に関する特記
試験案内の提供の形と連絡先	点字による試験案内
	ルビ付きの試験案内
	担当部局のFAX番号
	担当部局のメールアドレス
調査者記入用	気付いたこと(調査者用)
	追加調査や確認が必要(調査者用)
	記入者氏名
	記入年月日

表中の数字について:

表中の数字は、特に断り書きがない場合は、「1」は「あり」、「0」は「なし」の意味で記入し、合計できる項目には合計を付けている。

例) 表5の「手帳」の「1」は、受験資格に手帳所持条件が「あり」ということで、合計 207 試験が手帳所持を条件としている。

*印は調査開始時の調査票の項目にはなくその後追加した項目である。

11. データ表

表 1 地方公共団体名と試験の名称

番号	名	試験名称
001-1	北海道	身体障がい者を対象とした北海道職員等採用選考試験
001-2	北海道	身体障がい者を対象とした北海道職員等採用選考試験
001-3	北海道	身体障がい者を対象とした北海道職員等採用選考試験
001-4	北海道	身体障がい者を対象とした北海道職員等採用選考試験
002-1	青森県	身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
002-2	青森県	身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
003-1	岩手県	身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考試験
004-1	宮城県	身体障害者を対象とした宮城県職員採用選考審査
004-2	宮城県	身体障害者を対象とした宮城県職員採用選考審査
004-3	宮城県	身体障害者を対象とした宮城県職員採用選考審査
005-1	秋田県	身体障害者を対象とした秋田県職員採用高校卒業程度試験
006-1	山形県	身体障がい者を対象とした山形県職員選考試験
007-1	福島県	身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験
007-2	福島県	身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験
007-3	福島県	身体障がい者を対象とした福島県市町村立学校事務職員採用選考予備試験
008-1	茨城県	身体障害者を対象とした茨城県職員等採用選考
008-2	茨城県	身体障害者を対象とした茨城県職員等採用選考
008-3	茨城県	身体障害者を対象とした茨城県職員等採用選考
009-1	栃木県	身体障害者を対象とする栃木県職員・小中学校事務職員採用選考審査
009-2	栃木県	身体障害者を対象とする栃木県職員・小中学校事務職員採用選考審査
009-3	栃木県	身体障害者を対象とする栃木県職員・小中学校事務職員採用選考審査
010-1	埼玉県	身体障害者を対象とした埼玉県職員採用選考
011-1	群馬県	身体障害者を対象とした群馬県職員採用選考審査
012-1	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-2	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-3	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-4	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-5	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-6	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-7	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-8	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
012-9	千葉県	身体障害者を対象とした千葉県職員採用選考審査
013-1	東京都	身体障害者を対象とする東京都職員Ⅲ種採用選考
013-2	東京都	身体障害者を対象とする警視庁職員Ⅲ類採用選考
014-1	神奈川県	身体に障害のある人を対象とした神奈川県職員採用選考
014-2	神奈川県	身体に障害のある人を対象とした神奈川県職員採用選考
014-3	神奈川県	身体に障害のある人を対象とした神奈川県職員採用選考
015-1	新潟県	身体障害者を対象とした新潟県職員採用選考審査
015-2	新潟県	身体障害者を対象とした新潟県職員採用選考審査
015-3	新潟県	身体障害者を対象とした新潟県職員採用選考審査
015-4	新潟県	身体障害者を対象とした新潟県職員採用選考審査
015-5	新潟県	身体障害者を対象とした新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用選考審査
016-1	富山県	富山県職員採用初級試験(身体障害者対象)
017-1	石川県	身体障害者を対象とした石川県職員採用候補者試験
018-1	福井県	身体障害者を対象とした福井県職員採用試験
019-1	山梨県	身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験
019-2	山梨県	身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験
020-1	長野県	身体障害者を対象とする長野県職員採用選考
020-2	長野県	身体障害者を対象とする長野県警察職員採用選考

020-3	長野県	身体障害者を対象とする長野県市町村立小中学校事務職員採用選考
021-1	岐阜県	身体障がい者を対象とした岐阜県職員(事務(短大・高校卒程度))
021-2	岐阜県	身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員採用試験
021-3	岐阜県	岐阜県公立学校職員採用選考試験
021-4	岐阜県	岐阜県公立学校職員採用選考試験
021-5	岐阜県	岐阜県公立学校職員採用選考試験
022-1	静岡県	身体障がい者を対象とした静岡県職員採用試験
022-2	静岡県	身体障がい者を対象とした静岡県職員採用試験
022-3	静岡県	身体障がい者を対象とした静岡県職員採用試験
022-4	静岡県	身体障がい者を対象とした静岡県職員採用試験
023-1	愛知県	身体障害者を対象とした愛知県職員採用選考
023-2	愛知県	身体障害者を対象とした愛知県警察職員採用選考
023-3	愛知県	身体障害者を対象とした愛知県市町村立小中学校職員選考
024-1	滋賀県	身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験
024-2	滋賀県	身体障害者を対象とした滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験
025-1	三重県	身体障がい者を対象とした三重県職員採用選考
025-2	三重県	身体障がい者を対象とした市町立小中学校職員採用選考
026-1	京都府	身体障害者を対象とした京都府職員採用選考試験
026-2	京都府	知的障害者を対象とした京都府職員採用選考試験
027-1	大阪府	身体障がい者を対象とした大阪府職員採用選考
027-2	大阪府	身体障がい者を対象とした大阪府職員採用選考
027-3	大阪府	身体障がい者を対象とした大阪府職員採用選考
027-4	大阪府	知的障がい者、精神障がい者を対象とした大阪府非常勤作業員採用選考
027-5	大阪府	知的障がい者、精神障がい者を対象とした大阪府非常勤作業員採用選考
028-1	兵庫県	身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験
029-1	奈良県	身体障害者を対象とした奈良県職員採用選考試験
030-1	和歌山県	身体障害者を対象とした和歌山県職員採用選考試験
030-2	和歌山県	身体障害者を対象とした和歌山県職員採用選考試験
030-3	和歌山県	知的障害者を対象とした和歌山県職員採用試験
031-1	鳥取県	鳥取県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度)
032-1	島根県	身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験
032-2	島根県	身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験
033-1	岡山県	身体障害者を対象とした岡山県職員採用試験
033-2	岡山県	身体障害者を対象とした市町村立小・中学校事務職員採用試験
034-1	広島県	身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験
034-2	広島県	身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験
035-1	山口県	身体障害者を対象とした山口県職員採用選考
035-2	山口県	身体障害者を対象とした山口県職員採用選考
035-3	山口県	身体障害者を対象とした山口県職員採用選考
036-1	徳島県	身体障害者を対象とした徳島県職員等採用選考考査
036-2	徳島県	身体障害者を対象とした徳島県職員等採用選考考査
036-3	徳島県	身体障害者を対象とした徳島県職員等採用選考考査
037-1	香川県	身体障害者を対象とした香川県職員採用選考試験
037-2	香川県	身体障害者を対象とした香川県職員採用選考試験
037-3	香川県	身体障害者を対象とした香川県職員採用選考試験
037-4	香川県	身体障害者を対象とした香川県職員採用選考試験
037-5	香川県	身体障害者を対象とした香川県職員採用選考試験
037-6	香川県	身体障害者を対象とした香川県職員採用選考試験
037-7	香川県	身体障害者を対象とした香川県職員採用選考試験
038-1	愛媛県	身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験
038-2	愛媛県	身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験
039-1	高知県	身体障害者を対象とした高知県職員等採用選考試験
039-2	高知県	身体障害者を対象とした高知県職員等採用選考試験

040-1	福岡県	福岡県職員採用選考試験
040-2	福岡県	福岡県職員採用選考試験
040-3	福岡県	福岡県職員採用選考試験
041-1	佐賀県	身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考試験
042-1	長崎県	身体障害者を対象とした長崎県職員採用選考試験
042-2	長崎県	身体障害者を対象とした長崎県職員採用選考試験
043-1	熊本県	身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験
043-2	熊本県	身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験
044-1	大分県	身体障がい者を対象とした大分県職員採用選考
044-2	大分県	身体障がい者を対象とした大分県職員採用選考
044-3	大分県	身体障がい者を対象とした大分県職員採用選考
045-1	宮崎県	身体障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験
046-1	鹿児島県	身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験
046-2	鹿児島県	身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験
047-1	沖縄県	身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験
101-1	札幌市	身体に障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考
102-1	仙台市	身体障害者を対象とした仙台市職員採用試験
102-2	仙台市	身体障害者を対象とした仙台市職員採用試験
103-1	さいたま市	身体に障害のある人を対象とするさいたま市職員採用選考
104-1	千葉市	身体障害者を対象とした千葉市職員採用選考
105-1	横浜市	身体に障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考
105-2	横浜市	身体に障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考
105-3	横浜市	身体に障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考
106-1	川崎市	身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考
107-1	相模原市	身体障害者を対象とする相模原市職員採用選考
108-1	新潟市	身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験
108-2	新潟市	身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験
109-1	静岡市	身体障害者を対象とした静岡市職員採用選考
110-1	浜松市	浜松市職員採用試験(身体障害者を対象とした行政職員)
111-1	名古屋市	身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験
111-2	名古屋市	身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験
112-1	京都市	京都市職員採用試験(身体に障害のある方を対象とした試験)
113-1	大阪市	身体障がい者を対象とした大阪市職員採用試験
114-1	堺市	堺市職員採用試験
115-1	神戸市	身体障害者を対象とした神戸市職員(高校、短大卒)採用選考
116-1	岡山市	身体障害者を対象とした岡山市職員採用選考試験
116-2	岡山市	身体障害者を対象とした岡山市職員採用選考試験
117-1	広島市	身体障害者を対象とした広島市職員採用選考試験
117-2	広島市	身体障害者を対象とした広島市職員採用選考試験
118-1	北九州市	身体障害者を対象とする北九州市職員採用選考
118-2	北九州市	身体障害者を対象とする北九州市職員採用選考
118-3	北九州市	身体障害者を対象とする北九州市職員採用選考
119-1	福岡市	身体に障がいのある人を対象とする採用選考
119-2	福岡市	身体に障がいのある人を対象とする採用選考
120-1	熊本市	身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験
201-1	旭川市	旭川市職員採用候補者資格試験
201-2	旭川市	旭川市職員採用候補者資格試験
201-3	旭川市	旭川市職員採用候補者資格試験
202-1	函館市	函館市職員採用試験
202-2	函館市	函館市職員採用試験
202-3	函館市	函館市職員採用試験
203-1	青森市	身体障害者を対象とした青森市職員(上級)採用試験
204-1	盛岡市	身体障がい者を対象とした盛岡市職員採用試験

205-1	秋田市	身体障がい者を対象とした秋田市職員採用試験
206-1	郡山市	郡山市職員採用候補者試験
207-1	いわき市	身体障がい者を対象としたいわき市職員採用候補者試験
207-2	いわき市	身体障がい者を対象としたいわき市職員採用候補者試験
207-3	いわき市	身体障がい者を対象としたいわき市職員採用候補者試験
208-1	宇都宮市	身体障がい者を対象とする宇都宮市職員採用試験
208-2	宇都宮市	身体障がい者を対象とする宇都宮市職員採用試験
209-1	前橋市	身体障害者を対象とした前橋市職員採用試験
209-2	前橋市	身体障害者を対象とした前橋市職員採用試験
210-1	高崎市	身体障害者を対象とした高崎市職員採用試験
210-2	高崎市	身体障害者を対象とした高崎市職員採用試験
210-3	高崎市	身体障害者を対象とした高崎市職員採用試験
211-1	川崎市	身体障害者を対象とした川崎市職員採用試験
212-1	船橋市	身体障害者を対象とする船橋市職員採用選考
213-1	柏市	柏市職員採用試験(身体障害者対象)
213-2	柏市	柏市職員採用試験(身体障害者対象)
214-1	横須賀市	横須賀市職員採用試験
215-1	富山市	身体障害者を対象とする富山市職員採用初級試験
216-1	金沢市	金沢市職員採用候補者試験[身体に障害のある方]
217-1	長野市	身体障害者を対象とする長野市職員採用選考考査
218-1	岐阜市	身体障がい者を対象とした岐阜市職員採用試験
219-1	豊田市	豊田市職員採用試験
219-2	豊田市	豊田市職員採用試験
219-3	豊田市	豊田市職員採用試験
220-1	豊橋市	豊橋市職員採用候補者試験(自己推薦)
220-2	豊橋市	豊橋市職員採用候補者試験(秋季募集)
220-3	豊橋市	豊橋市職員採用候補者試験
221-1	岡崎市	岡崎市職員採用候補者試験[B]
222-1	大津市	大津市職員採用試験
223-1	高槻市	高槻市職員採用候補者試験(事務系 障がい者)
224-1	東大阪市	身体障害者を対象とした東大阪市職員(事務職員)採用試験
225-1	豊中市	身体障害者を対象とした豊中市職員採用選考試験
226-1	姫路市	姫路市職員採用試験
227-1	西宮市	西宮市職員採用試験
228-1	尼崎市	尼崎市職員採用試験
229-1	奈良市	奈良市職員採用試験
230-1	和歌山市	第2回和歌山市職員採用試験
231-1	倉敷市	身体障がい者を対象とした倉敷市職員採用選考試験
232-1	福山市	福山市職員採用候補者試験
233-1	下関市	下関市職員採用試験
234-1	高松市	高松市職員採用試験
235-1	松山市	松山市職員事務職(障がい者)採用試験
235-2	松山市	障がい者を対象とした松山市臨時的任用職員(技能労務職)採用試験
236-1	高知市	高知市職員採用資格試験
236-2	高知市	高知市職員採用資格試験
237-1	久留米市	久留米市職員採用試験(秋期)
238-1	長崎市	身体障害者を対象とした長崎市職員採用試験
239-6	大分市	大分市職員採用選考試験
240-1	宮崎市	身体障がい者を対象とする宮崎市職員採用試験
241-1	鹿児島市	身体障害者を対象とする鹿児島市職員採用試験
241-2	鹿児島市	身体障害者を対象とする鹿児島市職員採用試験
241-3	鹿児島市	身体障害者を対象とする鹿児島市職員採用試験

表 2 担当部局と試験区分

番号	担当部局	試験区分
001-1	人事委員会	一般行政
001-2	人事委員会	教育行政
001-3	人事委員会	警察行政
001-4	人事委員会	公立小中学校事務
002-1	人事委員会	一般事務(高校卒業程度)
002-2	人事委員会	教育事務(高校卒業程度)
003-1	人事委員会	一般事務
004-1	人事委員会	事務(大学卒業程度)一般事務
004-2	人事委員会	事務(高等学校卒業程度)一般事務
004-3	人事委員会	事務(高等学校卒業程度)学校事務
005-1	人事委員会	一般事務
006-1	総務部人事課	行政事務
007-1	人事委員会	行政事務
007-2	警察本部	警察事務
007-3	教育委員会	学校事務
008-1	人事委員会	事務(知事部局等)
008-2	人事委員会	事務(警察本部)
008-3	人事委員会	小中学校事務
009-1	人事委員会	行政
009-2	人事委員会	警察行政
009-3	人事委員会	小中学校事務
010-1	人事委員会	一般事務(一般、小・中学校、警察)
011-1	人事委員会	行政事務
012-1	人事委員会	一般事務
012-2	人事委員会	獣医師
012-3	人事委員会	薬剤師
012-4	人事委員会	保健師
012-5	人事委員会	管理栄養士
012-6	人事委員会	保育士
012-7	人事委員会	臨床検査技師(知事部局)
012-8	人事委員会	臨床検査技師(病院局)
012-9	人事委員会	看護師
013-1	人事委員会	事務
013-2	警視庁	事務
014-1	人事委員会	行政
014-2	人事委員会	公立小中学校等事務
014-3	人事委員会	警察事務
015-1	人事委員会	大学卒業程度 福祉行政
015-2	人事委員会	短大卒業程度 司書
015-3	人事委員会	高校卒業程度 一般事務
015-4	人事委員会	高校卒業程度 警察事務
015-5	人事委員会	小中特別支援学校事務職員 学校事務職員
016-1	人事委員会	一般事務
017-1	人事委員会	行政
018-1	人事委員会	一般事務
019-1	人事委員会	行政
019-2	人事委員会	警察事務
020-1	人事委員会	事務一般
020-2	警察本部	警察事務職員
020-3	教育委員会	小中学校事務職員 小中事務

021-1	人事委員会	事務
021-2	人事委員会	身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員
021-3	教育委員会	中学校教諭(障がい者特別選考)
021-4	教育委員会	高等学校教諭(障がい者特別選考)
021-5	教育委員会	特別支援学校教諭(障がい者特別選考)
022-1	人事委員会	行政
022-2	人事委員会	教育事務
022-3	人事委員会	小中学校事務
022-4	人事委員会	警察行政
023-1	人事委員会	事務職員
023-2	人事委員会	警察事務職員
023-3	人事委員会	小中学校事務職員
024-1	人事委員会	一般事務
024-2	人事委員会	小・中学校事務
025-1	人事委員会	一般行政分野 一般事務
025-2	人事委員会	学校事務
026-1	人事委員会	事務
026-2	人事委員会	事務
027-1	総務部人事局人事課	事務職
027-2	総務部人事局人事課	電話交換手職
027-3	警察本部警務課	警察事務職
027-4	総務部人事局人事課	知的障がい者 事務補助
027-5	総務部人事局人事課	精神障がい者 事務補助
028-1	人事委員会	事務職(初級)
029-1	人事委員会	総合職
030-1	人事委員会	一般事務
030-2	人事委員会	学校事務
030-3	総務部総務管理局人事課	事務
031-1	人事委員会	一般事務
032-1	人事委員会	一般事務
032-2	人事委員会	学校事務
033-1	人事委員会	岡山県職員(事務)
033-2	人事委員会	市町村立小・中学校事務職員
034-1	人事委員会	一般事務
034-2	人事委員会	警察事務
035-1	人事委員会	事務
035-2	人事委員会	警察事務
035-3	人事委員会	小・中学校事務
036-1	人事委員会	一般事務
036-2	人事委員会	学校事務
036-3	人事委員会	警察事務
037-1	人事委員会	保育士
037-2	人事委員会	一般事務
037-3	人事委員会	土木
037-4	人事委員会	保健師
037-5	人事委員会	栄養士
037-6	人事委員会	薬学
037-7	人事委員会	獣医師
038-1	人事委員会	一般事務
038-2	人事委員会	警察事務
039-1	人事委員会	行政
039-2	人事委員会	学校事務
040-1	人事委員会	一般事務

040-2	人事委員会	学校事務
040-3	人事委員会	警察事務
041-1	人事委員会	行政
042-1	人事委員会	一般事務
042-2	人事委員会	教育事務
043-1	人事委員会	一般事務
043-2	人事委員会	教育事務
044-1	人事委員会	一般事務
044-2	人事委員会	教育事務
044-3	人事委員会	警察事務
045-1	人事委員会	一般事務
046-1	人事委員会	一般事務
046-2	人事委員会	警察事務
047-1	人事委員会	一般事務
101-1	人事委員会事務局任用課	一般事務
102-1	人事委員会事務局任用課	事務
102-2	人事委員会事務局任用課	学校事務
103-1	人事委員会事務局任用調査課	行政事務
104-1	人事委員会事務局任用係	事務
105-1	人事委員会事務局任用課	事務(大卒)
105-2	人事委員会事務局任用課	事務(高卒)
105-3	人事委員会事務局任用課	学校事務(大学卒程度)
106-1	人事委員会事務局任用課	行政事務
107-1	人事委員会事務局	一般行政事務
108-1	人事委員会事務局任用係	一般事務
108-2	人事委員会事務局任用係	学校事務
109-1	人事委員会事務局任用担当	事務
110-1	人事委員会事務局	事務(行政)
111-1	人事委員会事務局任用課	行政一般
111-2	人事委員会事務局任用課	学校事務
112-1	人事委員会事務局	一般事務職
113-1	人事委員会	事務職員(高校卒程度)
114-1	人事委員会事務局任用係	身体障害者を対象とした事務
115-1	人事委員会事務局任用課	一般行政
116-1	教育委員会事務局学事課	学校事務(C)
116-2	総務局人事課	事務職(S)
117-1	人事委員会	行政事務
117-2	人事委員会	学校事務
118-1	人事委員会事務局任用課	一般事務(初級)
118-2	人事委員会事務局任用課	一般事務(上級)
118-3	人事委員会事務局任用課	学校事務(県費負担)
119-1	人事委員会事務局任用課	学校事務(県費負担職員)
119-2	人事委員会事務局任用課	行政事務
120-1	人事委員会事務局	事務
201-1	総務部人事課	事務(大卒,身体に障害のある方)
201-2	総務部人事課	事務(短大卒,身体に障害のある方)
201-3	総務部人事課	事務(高卒,身体に障害のある方)
202-1	総務部人事課	身体障がい者を対象とした一般事務・大卒以上(前期試験)
202-2	総務部人事課	身体障がい者を対象とした一般事務・大学卒以上
202-3	総務部人事課	身体障がい者を対象とした一般事務・高校卒以上
203-1	総務部人事課	事務(身体障害者)
204-1	総務部職員課人事係	一般事務(高卒以上)
205-1	総務部人事課	行政

206-1	総務部職員課	一般事務[障がい者]
207-1	総務部職員課	大卒、一般事務職
207-2	総務部職員課	短大卒、一般事務職
207-3	総務部職員課	高卒、一般事務職
208-1	行政経営部人事課	一般行政Ⅰ類(大学卒)
208-2	行政経営部人事課	一般行政Ⅱ類(短大卒・高校卒)
209-1	総務部職員課	事務Ⅰ(大卒程度)
209-2	総務部職員課	事務Ⅱ(高卒程度)
210-1	総務部職員課	一般事務Ⅰ種(大学卒程度)
210-2	総務部職員課	一般事務Ⅱ種(短大卒程度)
210-3	総務部職員課	一般事務Ⅲ種(高校卒程度)
211-1	職員課	事務Ⅱ
212-1	総務部職員課	初級一般行政
213-1	総務部人事課任用担当	一般行政(上級)大卒
213-2	総務部人事課任用担当	一般行政(初級)高卒
214-1	総務部人事課	一般事務(身体障害者対象)
215-1	企画管理部職員課	一般事務
216-1	総務局職員課	事務
217-1	総務部職員課人事担当	一般事務
218-1	行政部人事課	一般行政事務
219-1	総務部人事課	行政事務A(身体障がい者)
219-2	総務部人事課	行政事務C(身体障がい者)
219-3	総務部人事課	行政事務B(身体障がい者)
220-1	総務部人事課	事務職(身体障害者対象)学科試験なし
220-2	総務部人事課	事務職(身体障害者対象)
220-3	総務部人事課	事務
221-1	人事課人事研修班	一般事務職(身体障がい者)
222-1	職員選考委員会	一般事務(身体障害者対象)
223-1	総務部人事課	事務系
224-1	行政管理部人材育成室人事課	初級事務(身体障害者対象)
225-1	職員採用選考委員会	事務職
226-1	人事課	事務Ⅲ(身体障害者対象)
227-1	総務局人事部人事課	事務C(身体障害者)
228-1	総務局人事管理部人事課	身体障害者事務
229-1	職員任用試験委員会	一般事務職(身体障がい者対象)
230-1	人事委員会	身体障害者を対象とした行政職事務職
231-1	職員採用試験委員会	事務職(大学卒・短大卒・高校卒 一括)
232-1	企画総務局総務部人事研修課	身体に障がいのある人を対象とした事務職
233-1	総務部職員課	一般行政(身体障害者対象)
234-1	人事課	事務[身体障がい者対象・大卒]
235-1	人事課	事務職(障害者)
235-2	人事課	技能労務職
236-1	人事課	初級事務Ⅱ(身体障害者対象)
236-2	人事課	初級事務Ⅲ(身体障害者対象)
237-1	総務部人事厚生課	身体障害者対象(Ⅲ種事務職)
238-1	総務部人事課	事務
239-6	総務部人事課	事務職(身体障害者)Ⅲ種
240-1	総務部人事課	一般行政C
241-1	総務部人事課	一般事務(上級)
241-2	総務部人事課	一般事務(中級)
241-3	総務部人事課	一般事務(初級)

表 3 常勤、障害（10身20知30精）、健康診断、面接、試験日、採用人数

数字1は常勤、2は非常勤。その他は1は「あり」0は「なし」を数字で表している。面接で「1」なら「面接あり」。

番号	常勤	障害	健診	面接	試験日	採用予定人数記述
合計	203		118	207		
001-1	1	10	1	1	2013/9/29	20名
001-2	1	10	1	1	2013/9/29	5名
001-3	1	10	1	1	2013/9/29	2名
001-4	1	10	1	1	2013/9/29	8名
002-1	1	10	0	1	2013/11/4	1人程度
002-2	1	10	0	1	2013/11/4	2人程度
003-1	1	10	1	1	2013/9/22	5名
004-1	1	10	1	1	2013/12/4	若干名
004-2	1	10	1	1	2013/12/4	若干名
004-3	1	10	1	1	2013/12/4	若干名
005-1	1	10	0	1	2013/9/22	7名
006-1	1	10	1	1	2013/9/29	若干名(おおむね1~4名)
007-1	1	10	1	1	2013/10/25	3名程度
007-2	1	10	1	1	2013/10/25	1名程度
007-3	1	10	1	1	2013/10/25	2名程度
008-1	1	10	1	1	2013/9/23	7名程度
008-2	1	10	1	1	2013/9/23	2名程度
008-3	1	10	1	1	2013/9/23	1名程度
009-1	1	10	1	1	2013/9/29	6名程度
009-2	1	10	1	1	2013/9/29	1~2名
009-3	1	10	1	1	2013/9/29	1~2名
010-1	1	10	1	1	2013/10/20	8人
011-1	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-1	1	10	1	1	2013/10/20	5名程度
012-2	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-3	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-4	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-5	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-6	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-7	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-8	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
012-9	1	10	1	1	2013/10/20	2名程度
013-1	1	10	1	1	2013/9/8	25名
013-2	1	10	1	1	2013/9/8	3名程度
014-1	1	10	1	1	2013/10/20	5名程度
014-2	1	10	1	1	2013/10/20	5名程度
014-3	1	10	1	1	2013/10/20	3名程度
015-1	1	10	1	1	2013/11/9	1人程度
015-2	1	10	1	1	2013/11/9	1人程度
015-3	1	10	1	1	2013/10/20	5人程度
015-4	1	10	1	1	2013/10/20	3人程度
015-5	1	10	1	1	2013/10/20	2人程度
016-1	1	10	1	1	2013/9/29	2名程度
017-1	1	10	0	1	2013/9/22	1名程度
018-1	1	10	0	1	2013/9/29	2人
019-1	1	10	1	1	2013/9/29	1名程度
019-2	1	10	1	1	2013/9/29	2名程度
020-1	1	10	1	1	2013/9/22	若干名

020-2	1	10	1	1	2013/9/22	若干名
020-3	1	10	1	1	2013/9/22	若干名
021-1	1	10	1	1	2013/9/29	若干人
021-2	1	10	1	1	2013/9/29	若干人
021-3	1	10	1	1	2013/7/20	中学、高校、特別支援学校を併せて6名程度
021-4	1	10	1	1	2013/7/20	中学、高校、特別支援学校を併せて6名程度
021-5	1	10	1	1	2013/7/20	中学、高校、特別支援学校を併せて6名程度
022-1	1	10	0	1	2013/9/22	3人
022-2	1	10	0	1	2013/9/22	2人
022-3	1	10	0	1	2013/9/22	2人
022-4	1	10	0	1	2013/9/22	1人
023-1	1	10	1	1	2013/10/20	約10人
023-2	1	10	1	1	2013/10/20	若干人
023-3	1	10	1	1	2013/10/20	若干人
024-1	1	10	0	1	2013/10/20	1人程度
024-2	1	10	0	1	2013/10/20	2人程度
025-1	1	10	0	1	2013/11/2	約3名
025-2	1	10	0	1	2013/12/7	約2名
026-1	1	10	0	1	2013/9/29	若干名
026-2	1	20	0	1	2013/10/6	若干名
027-1	1	10	0	1	2013/10/10	5名程度
027-2	1	10	0	1	2013/10/10	若干名(1~3名を意味します)
027-3	1	10	0	1	2013/10/10	若干名(1~3名を意味します)
027-4	0	20	0	1	2013/6/7	9名
027-5	0	30	0	1	2013/6/7	1名
028-1	1	10	0	1	2013/11/20	6名程度
029-1	1	10	1	1	2013/10/20	3人程度
030-1	1	10	0	1	2013/10/20	1人程度
030-2	1	10	0	1	2013/10/20	1人程度
030-3	0	20	0	1	2013/9/7	1名
031-1	1	10	0	1	2013/9/22	3名程度
032-1	1	10	1	1	2013/10/20	1名
032-2	1	10	1	1	2013/10/20	1名
033-1	1	10	0	1	2013/10/20	4名
033-2	1	10	0	1	2013/10/20	2名
034-1	1	10	1	1	2013/10/20	4名程度
034-2	1	10	1	1	2013/10/20	1名程度
035-1	1	10	0	1	2013/9/28	3人程度
035-2	1	10	0	1	2013/9/28	1人程度
035-3	1	10	0	1	2013/9/28	1人程度
036-1	1	10	0	1	2013/9/29	3名程度
036-2	1	10	0	1	2013/9/29	1名程度
036-3	1	10	0	1	2013/9/29	1名程度
037-1	1	10	0	1	2013/9/29	薬学、栄養士、獣医師、保健士、保育士は、全体で1名程度
037-2	1	10	0	1	2013/9/29	2名程度
037-3	1	10	0	1	2013/9/29	1名程度
037-4	1	10	0	1	2013/9/29	薬学、栄養士、獣医師、保健士、保育士は、全体で1名程度
037-5	1	10	0	1	2013/9/29	薬学、栄養士、獣医師、保健士、保育士は、全体で1名程度
037-6	1	10	0	1	2013/9/29	薬学、栄養士、獣医師、保健士、保育士は、全体で1名程度
037-7	1	10	0	1	2013/9/29	薬学、栄養士、獣医師、保健士、保育士は、全体で1名程度
038-1	1	10	0	1	2013/9/29	若干名
038-2	1	10	0	1	2013/9/29	若干名
039-1	1	10	1	1	2013/10/27	3名

039-2	1	10	1	1	2013/10/27	1名
040-1	1	10	1	1	2013/12/1	4名
040-2	1	10	1	1	2013/12/1	1名
040-3	1	10	1	1	2013/12/1	4名
041-1	1	10	0	1	2013/10/6	2名程度
042-1	1	10	1	1	2013/11/10	約1名
042-2	1	10	1	1	2013/11/10	約2名
043-1	1	10	0	1	2013/10/27	1人程度
043-2	1	10	0	1	2013/10/27	1人程度
044-1	1	10	0	1	2013/10/20	2人
044-2	1	10	0	1	2013/10/20	1人
044-3	1	10	0	1	2013/10/20	1人
045-1	1	10	1	1	2013/9/22	3名程度
046-1	1	10	1	1	2013/11/10	4名
046-2	1	10	1	1	2013/11/10	1名
047-1	1	10	0	1	2013/10/20	若干名
101-1	1	10	1	1	2013/11/17	3名程度
102-1	1	10	1	1	2013/12/8	若干名
102-2	1	10	1	1	2013/12/8	若干名
103-1	1	10	0	1	2013/11/24	5人程度
104-1	1	10	0	1	2013/10/20	5人程度
105-1	1	10	1	1	2013/9/8	数名
105-2	1	10	1	1	2013/9/8	大学卒程度と高校卒程度をあわせて数名
105-3	1	10	1	1	2013/9/8	若干名
106-1	1	10	0	1	2013/7/7	15名程度
107-1	1	10	0	1	2013/9/29	5人程度
108-1	1	10	1	1	2013/10/27	4名程度
108-2	1	10	1	1	2013/10/27	1名程度
109-1	1	10	1	1	2013/10/20	若干名
110-1	1	10	1	1	2013/10/20	若干名
111-1	1	10	1	1	2013/10/20	16名程度
111-2	1	10	1	1	2013/10/20	2名程度
112-1	1	10	1	1	2013/9/29	約5名
113-1	1	10	0	1	2013/9/29	5名
114-1	1	10	0	1	2013/9/29	1名程度
115-1	1	10	0	1	2013/9/29	若干名
116-1	1	10	0	1	2013/10/26	若干名
116-2	1	10	0	1	2013/11/23	2人程度
117-1	1	10	1	1	2013/10/13	5名程度
117-2	1	10	1	1	2013/10/13	1名程度
118-1	1	10	1	1	2013/9/22	5名程度(上級と合計)
118-2	1	10	1	1	2013/9/22	5名程度(初級と合計)
118-3	1	10	1	1	2013/9/29	若干名
119-1	1	10	0	1	2013/10/20	2人
119-2	1	10	0	1	2013/10/20	4人
120-1	1	10	0	1	2013/11/3	2人程度
201-1	1	10	1	1	2013/10/20	3試験区分をあわせて3名程度
201-2	1	10	1	1	2013/10/20	3区分を併せて3名程度
201-3	1	10	1	1	2013/10/20	3区分を併せて3名程度
202-1	1	10	1	1	2013/7/14	若干名
202-2	1	10	1	1	2013/9/22	若干名
202-3	1	10	1	1	2013/9/22	若干名
203-1	1	10	0	1	2013/6/23	若干名

204-1	1	10	1	1	2013/9/22	数人
205-1	1	10	0	1	2013/10/20	3名
206-1	1	10	1	1	2013/6/30	若干名
207-1	1	10	1	1	2013/11/23	若干名
207-2	1	10	1	1	2013/11/23	若干名
207-3	1	10	1	1	2013/11/23	若干名
208-1	1	10	1	1	2013/9/1	若干名
208-2	1	10	1	1	2013/9/1	若干名
209-1	1	10	0	1	2013/10/20	3人(事務Ⅱとの合計)
209-2	1	10	0	1	2013/10/20	3人(事務Ⅰとの合計)
210-1	1	10	1	1	2013/9/22	2人(Ⅱ・Ⅲ種との合計)
210-2	1	10	1	1	2013/9/22	2人(Ⅰ・Ⅲ種との合計)
210-3	1	10	1	1	2013/9/22	2人(Ⅰ・Ⅱ種との合計)
211-1	1	10	0	1	2013/10/20	2人
212-1	1	10	1	1	2013/10/20	若干名
213-1	1	10	0	1	2013/9/22	1人程度
213-2	1	10	0	1	2013/9/22	1人程度
214-1	1	10	0	1	2013/11/24	若干名
215-1	1	10	0	1	2013/9/22	2人程度
216-1	1	10	0	1	2013/9/22	3人程度
217-1	1	10	1	1	2013/9/22	若干名
218-1	1	10	0	1	2013/8/17	3人程度
219-1	1	10	0	1	2013/5/7	ABC併せて3人程度
219-2	1	10	0	1	2013/9/22	ABC併せて3人程度
219-3	1	10	0	1	2013/7/3	ABC併せて3人程度
220-1	1	10	0	1	2013/5/11	若干名
220-2	1	10	0	1	2013/11/16	5名程度
220-3	1	10	0	1	2013/7/16	5名程度
221-1	1	10	1	1	2013/9/22	1名程度
222-1	1	10	0	1	2013/9/22	若干名
223-1	1	10,20,30	1	1	2013/9/22	2名
224-1	1	10	0	1	2013/11/3	1名
225-1	1	10	0	1	2013/9/22	1名
226-1	1	10	1	1	2013/10/20	数名
227-1	1	10	1	1	2013/9/22	1名
228-1	1	10	0	1	2013/9/22	若干名
229-1	1	10	0	1	2013/9/27	2人程度
230-1	1	10	0	1	2013/9/22	1人
231-1	1	10	0	1	2013/9/21	1名程度
232-1	1	10	1	1	2013/9/21	若干名
233-1	1	10	0	1	2013/9/22	1名程度
234-1	1	10	1	1	2013/6/30	1人程度
235-1	1	10,20,30	1	1	2013/9/22	2名程度
235-2	0	10,20,30	0	1	2013/7/11	6名程度
236-1	1	10	1	1	2013/10/27	1名程度
236-2	1	10	1	1	2013/10/27	1名程度
237-1	1	10	0	1	2013/9/23	2人程度
238-1	1	10	0	1	2013/9/22	若干名
239-6	1	10	1	1	2013/8/25	1名
240-1	1	10	1	1	2013/8/31	若干名
241-1	1	10	1	1	2013/10/20	若干名
241-2	1	10	1	1	2013/10/20	若干名
241-3	1	10	1	1	2013/10/20	若干名

表 4 勤務先および職務内容の特記

この表は、2つの項目のどちらかに記入したものだけを掲載している。

番号	勤務先の特記	職務内容の特記
001-1	原則として総合振興局、その他出先機関	
001-2	原則として教育局道立学校等	
001-3	警察本部、方面本部、警察署等	
001-4	市町村職員として札幌市以外の道内公立小中学校に勤務	
002-1	知事部局の本庁又は出先機関	
002-2	県立学校若しくは市町村立の小・中学校または教育行政機関。	
003-1	主な勤務先予定は、知事部局、教育委員会、警察本部	予算経理、庶務、調査・統計、関係機関との連絡調整など
004-1	本庁又は地方機関	
004-2	本庁又は地方機関	
004-3	宮城県内の公立学校(仙台市内の小・中学校を除く)、宮城県教育委員会本庁各課及び地方機関等	
005-1	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等	一般事務又は学校事務に従事
006-1	知事部局、教育委員会(県立学校を含む)、企業局又は病院事業局等	
007-1	知事部局、教育委員会の本庁又は出先機関等	
007-2	警察本部、警察署等	
007-3	市町村立の小学校、中学校又は特別支援学校	
008-1	知事部局又は教育委員会の本庁、出先機関、県立学校等	
008-2	警察本部又は警察署等	
008-3	市町村立小中学校	文書の收受・発送業務、給与や旅費支給に関する業務、学校会計予算管理や経理、学校の施設、設備の維持・管理に関する業務、電話の応対・接客、関係機関等との連絡調整。事務には、市町村教育委員会や銀行等への出張、校舎・校庭等の施設の巡回等が含まれます。
009-1	知事部局、教育委員会事務局、企業局の本庁課又は出先機関(県立学校を含む)	
009-2	警察本部又は警察署等	
009-3	市町立小・中学校	庶務、経理等。文書の收受・発送・給与旅費支給・施設設備維持管理・電話応対・接客・関係機関・諸団体との連絡調整(教育事務所への出張や施設巡回が含まれる)
010-1	知事部局等:本庁各課又は県税事務所等の地域機関、病院局:本庁各課又は県立病院、教育局:本庁各課又は県立学校等、市町村立小・中学校(さいたま市立小・中学校を除く)警察本部又は警察署	
011-1	知事部局等	一般行政事務(会計経理事務、窓口・相談業務、調査、折衝等)
012-1	知事部局等	経理、調査、折衝、情報処理、相談等
012-2	健康保健福祉指導課、農林水産部畜産課、家畜保健衛生所等	家畜保健衛生、衛生監視、と蓄検査、家畜等に関する試験研究等
012-3	健康福祉局薬務課、健康福祉センター(保健所)等	薬事監視、衛生監視等
012-4	健康福祉部健康づくり支援課、健康福祉センター(保健所)、県立病院等	健康相談、保健指導、衛生管理等
012-5	健康福祉センター(保健所)等	食生活の調査分析、栄養指導、衛生管理等
012-6	児童相談所、乳児院、生実学校等	保育に関する業務(交替制夜間勤務などの変則的業務があります)

012-7	健康福祉センター(保健所)等	衛生に関する業務(知事部局に勤務)
012-8	県立病院等	検体検査及び生理学的検査(病院局に勤務)
012-9	県立病院等	看護(交替制夜間勤務などの変則的勤務があります)
013-1	各局の本庁及び事務所(知事部局、交通局、水道局、下水道局、行政委員会、学校)	(例)調査統計の集計事務、資料の収集管理、文書管理、庶務等
013-2	警視庁本部、各警察署	各種警察統計事務、文書管理、物品管理、資料の収集管理等
014-1	知事部局、教育委員会等	
014-2	神奈川県内の市(横浜市、川崎市及び相模原市を除く)町村立小学校、中学校等	
014-3	警察本部、警察署等	
015-1	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等	子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等
015-2	県立学校	司書
015-3	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関若しくは県立学校等	予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等
015-4	警察本部又は警察署	警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等
015-5	新潟市以外の県内市町村立の小学校、中学校又は特別支援学校	学校運営等に関する総務、学務、財務
016-1	知事部局の本庁、出先機関、議会事務局、企業局、行政委員会、公立学校等	企画・立案、調査、相談、会計業務等
017-1	知事部局等の各課及び出先機関	
018-1	知事部局、教育委員会等の各課および出先機関	
019-1	県の各機関	
019-2	県警察の各機関	
020-1	各地方事務所などの現地機関	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
020-2	警察本部、県内の警察署など	免許事務、会計事務等
020-3	県内の小中学校	庶務、経理等(電話の応対、接客などの学校窓口業務、文書の收受・発送業務、施設・設備の維持管理に関する業務を含む。)
021-1	知事部局、教育委員会等の本庁及びこれらの現地機関(振興局、県税事務所等)	
021-2	岐阜県内の市町村立小中学校	
021-3		本年度募集の全教科
021-4		本年度募集の全教科
022-1	知事部局の本庁又は出先機関	健康福祉、産業、環境、文化、観光、危機管理等の施策の企画と実施等
022-2	県教育委員会事務局、県立学校、県特別支援学校、県総合教育センター、県立中央図書館等教育機関	県教育委員会事務局における企画・立案、県立学校の運営・管理、総務・経理、学校図書業務、施設の整備等
022-3	市町立小中学校(静岡市立及び浜松市立の小中学校を除く)	小中学校の運営・管理、総務・経理、施設の維持管理等
022-4	警察本部、警察署	施策の企画と実施、調査統計、総務・経理、運転免許証の公布等
023-1	県庁各課室、東三河総局、県民事務所、県税事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立病院、県立高等学校等	
023-2	警察本部又は警察署	会計事務等
023-3	名古屋市を除く愛知県内の市町村立小・中学校	庶務・会計等
024-1	知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等	情報処理、台帳整理、出納会計事務、窓口事務、計数整理等の事務
024-2	滋賀県内の市町立の小学校または中学校	学校または中学校情報処理、台帳整理、出納会計事務、給与事務、備品管理等の事務
025-1	知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等	

025-2	市町立小中学校	
026-1	知事部局	
026-2	京都府職員研修・研究支援センター	研修資料の印刷・作成、研修室の管理等
027-1	府庁内各課、各出先機関及び府立学校	一般行政事務に準じた事務
027-2	府庁各出先機関	電話交換業務
027-3	警察本部又は警察署等	警察行政事務に準じた事務
027-4	ハートフルオフィス	事務補助(文書折り、封入、パソコンを使ったデータ入力、郵便物の集配や仕分けなど)
027-5	大阪府庁内各課及び出先機関	事務補助(文書折り、封入、パソコンを使ったデータ入力、郵便物の集配や仕分けなど)
028-1	本庁各課、地方機関、警察本部、警察署、教育委員会事務局、県立高等学校、県内(神戸市を除く)の市町組合立小中学校など	庶務、経理、統計事務など
029-1	知事部局の本庁、出先機関	
030-1	知事部局等	
030-2	県立学校等	
030-3	県庁、建築住宅課	文書集配、文書発送準備、パソコンでのデータ入力、資料や文書の整理、その他、担当職員が指示する事務
031-1	本庁、教育委員会事務局、総合事務所、県立学校、公立小中学校等(※警察本部以外の全ての部局)	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般のほか、税の徴収、用地買収の交渉等
032-1	県の諸機関	
032-2	島根県内の市町村立小・中学校	
033-1	知事部局(本庁、県民局)、教育委員会(教育庁、県立学校等)	
033-2	岡山市を除く市町村立小・中学校	市町村教育委員会や銀行等への出張、校舎・校庭等の施設の巡回等が含まれる
034-1	知事部局、教育委員会等の各課及び地方機関並びに県立学校、広島市を除く市町立小中学校	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導、奨励・振興、渉外、折衝等
034-2	警察本部の各課、警察学校及び警察署	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導等(日直・宿直や交替制などの変則的勤務を含みます)
035-1	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)	
035-2	警察本部の各課及び出先機関	
035-3	市町立小・中学校	
036-1	県の関係機関	
036-2	県内(へき地および準へき地を含む)の市町村立小・中学校	
036-3	県警察の関係機関	
037-1	知事部局等	
037-2	知事部局等	
037-3	知事部局等	
037-4	知事部局等	
037-5	知事部局等	
037-6	知事部局等	
037-7	知事部局等	
038-1	教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校	
038-2	警察本部又は警察署	
039-1	知事部局等の本庁又は出先機関	各種施策の企画立案、各種許認可、相談業務、予算・経理・庶務等の管理業務など
039-2	県立学校及び市町村立小・中学校等	学校の予算・経理、職員の給与、文書の收受、物品の収納管理、調査統計、教育行政情報管理(児童・生徒関係)等の学校事務全般

040-1	知事部局(本庁又は出先機関)、各行政委員会事務局(公安委員会を除く)、議会事務局又は企業局	
040-2	県立学校又は市町村立(福岡市及び北九州市を除く)小・中・特別支援学校。県立学校では学校図書館事務に従事することもある。	
040-3	警察本部又は警察署等	勤務場所によっては宿直や深夜勤務を伴う場合がある
041-1	知事部局又は各種委員会事務局、県立学校又は市町立小中学校	
042-1	知事部局(本庁及び地方機関)、議会事務局または各種委員会事務局等	企画、審査、庶務、経理、調査、対外折衝及び徴収事務等
042-2	教育委員会事務局の機関、県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校及び市町立小中学校	企画、庶務、経理等
043-1	知事部局又は教育委員会等(それぞれの出先機関を含む)	
043-2	教育委員会、又は公立学校(県立学校及び熊本市を除く市町村立学校)	
044-1	知事部局	
044-2	教育委員会、県立学校又は市町村立学校	
044-3	警察本部、県内各警察署等	当直、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります
045-1	知事部局など	
046-1	知事部局又は教育委員会(県立学校を含む)	
046-2	警察本部(警察署を含む)	
047-1	知事部局等	
101-1	本庁各局、区役所などの市長部局、交通局や水道局などの公営企業、行政委員会の事務局など。	総務(庶務、広報、人事など)、税務、福祉、まちづくり、その他行政事務全般
102-1		施策立案、税務、福祉、窓口業務等
102-2	市立の小・中・中等教育学校	
103-1	市長事務部局、区役所や教育委員会、その他の行政委員会事務局など	
104-1	市長部局、各行政委員会事務局等	
105-3	市立の小・中学校、特別支援学校	庶務・経理・給与事務など
106-1	市長事務部局、上下水道局、交通局、病院局、教育委員会事務局等	交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
108-1		戸籍・住民登録、年金、税務、福祉、庶務、企画等
108-2	市立小・中・中等・特別支援学校	文書管理、庶務、予算、物品調達等、学校運営全般のさまざまな業務
109-1		市民生活、税務、保健福祉、産業、環境、文化、まちづくり等
110-1		戸籍・住民登録・国保年金などの窓口業務、企画・税務・福祉・都市計画など、施策の企画から実施まで市政運営の全般に携わる。
111-1	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関。	
111-2	小・中学校又は特別支援学校	事務(予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生など)
112-1	市役所、区役所、事業所等	
113-1	区役所、市役所、社会福祉施設等	許認可事務、受付相談、文書作成など
114-1		市全般に係る施策の企画・調整、税、保険、年金、地域福祉、環境、文化、観光、産業振興、社会基盤の整備、教育など。変則勤務あり。
116-1	岡山市立小・中学校	
117-1	「行政事務」については、採用後、広島市と関連のある公益的法人での勤務となる可能性がある。	企画、総務、税務、福祉、情報化の推進等
117-2	市立の小・中・特別支援学校	
118-1	市長事務部局等	
118-2	市長事務部局等	
118-3	市内の小・中・特別支援学校	

119-1	市立小・中・特別支援学校	
119-2	区役所、市立高等学校	区役所での事務(戸籍、市税、福祉、介護保険、国民健康保険等)市立高等学校での事務(授業料及び校納金の収納、諸証明書の発行等)
120-1	市長事務部局等	
203-1	各課、各機関	
205-1		市の事業、サービス全般における一般行政事務
206-1	市長部局、教育委員会の本庁又は出先機関、その他の行政委員会事務局等	
207-1		一般事務や窓口対応などを中心とした業務
207-2		一般事務や窓口対応などを中心とした業務
207-3		一般事務や窓口対応などを中心とした業務
209-1	市長部局、行政委員会事務局及び水道局等	
210-1	市長部局、教育委員会、上下水道事業等	
210-2	市長部局、教育委員会、上下水道事業等	
210-3	市長部局、教育委員会、上下水道事業等	
211-1	市長部局、上下水道局、教育委員会等	
212-1	市長部局、各委員会事務局等	
213-1		広範多岐にわたる一般行政事務
213-2		広範多岐にわたる一般行政事務
217-1	市長部局、教育委員会、上下水道局、行政委員会等	
229-1	市長事務部局、教育委員会その他の行政委員会事務局、議会事務局又は水道局	行政事務全般
230-1	市長部局等	一般行政事務(システム・エンジニアを含みます)に従事
231-1	市長部局・教育委員会・水道局等	
232-1	市長部局、教育委員会、上下水道局等	
233-1	市長部局、教育委員会、上下水道局の各課および出先機関	
235-1	市長の事務部局、教育委員会、公営企業局及び行政委員会等	
235-2	松山総合公園詰所	松山総合公園の庭園管理(除草、散水、花の育苗、花の植付、花柄摘み、園内の清掃など)
240-1	市長部局・教育委員会事務局・上下水道局等	一般の事務・技術に従事
241-1	市長事務部局、各種行政委員会、公営企業(市立病院、交通局、水道局および船舶局)等	
241-2	市長事務部局、各種行政委員会、公営企業(市立病院、交通局、水道局および船舶局)等	
241-3	市長事務部局、各種行政委員会、公営企業(市立病院、交通局、水道局および船舶局)等	

表 5 障害者手帳、生年月日、受験資格【自力通勤、介護なし職務遂行、口頭面接に対応】

番号	手帳	手帳等級 (から)	手帳等級 (まで)	生年月日 (から)	生年月日 (まで)	自力通勤	介護なし 職務遂行	口頭面接
合計	207					148	184	27
001-1	1	1	6	1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
001-2	1	1	6	1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
001-3	1	1	6	1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
001-4	1	1	6	1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
002-1	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
002-2	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
003-1	1			1981/4/2	1996/4/1	1	1	0
004-1	1	1	6	1984/4/2	1992/4/1	1	1	0
004-2	1	1	6	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
004-3	1	1	6	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
005-1	1	1	6	1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
006-1	1	1	6	1974/4/2	1996/4/1	1	1	0
007-1	1	1	4	1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
007-2	1	1	4	1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
007-3	1	1	4	1992/4/2	1996/4/1	1	1	0
008-1	1	1	6	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
008-2	1	1	6	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
008-3	1	1	6	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
009-1	1	1	6	1981/4/2	1996/4/1	1	1	0
009-2	1	1	6	1981/4/2	1996/4/1	1	1	0
009-3	1	1	6	1981/4/2	1996/4/1	1	1	0
010-1	1	1	4	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
011-1	1	1	4	1978/4/2	1996/4/1	0	1	0
012-1	1	1	4	1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
012-2	1	1	4	1978/4/2	1990/4/1	1	1	0
012-3	1	1	4	1978/4/2	1990/4/1	1	1	0
012-4	1	1	4	1978/4/2	1993/4/1	1	1	0
012-5	1	1	4	1978/4/2	1992/4/1	1	1	0
012-6	1	1	4	1978/4/2	1994/4/1	1	1	0
012-7	1	1	4	1978/4/2	1993/4/1	1	1	0
012-8	1	1	4	1978/4/2	1993/4/1	1	1	0
012-9	1	1	4	1968/4/2	1994/4/1	1	1	0
013-1	1			1986/4/2	1996/4/1	1	1	0
013-2	1			1986/4/2	1996/4/1	1	1	0
014-1	1			1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
014-2	1			1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
014-3	1			1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
015-1	1			1954/4/2	1992/4/1	0	0	0
015-2	1			1954/4/2	1994/4/1	0	0	0
015-3	1			1954/4/2	1996/4/1	0	0	0
015-4	1			1954/4/2	1996/4/1	0	0	0
015-5	1			1954/4/2	1996/4/1	0	0	0
016-1	1	1	6	1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
017-1	1	1	6	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
018-1	1			1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
019-1	1			1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
019-2	1			1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
020-1	1			1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
020-2	1			1978/4/2	1996/4/1	1	1	0

020-3	1			1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
021-1	1			1992/4/2	1996/4/1	1	1	0
021-2	1			1986/4/2	1996/4/1	1	1	1
021-3	1	1	6	1968/4/2		1	1	0
021-4	1	1	6	1968/4/2		1	1	0
021-5	1	1	6	1968/4/2		1	1	0
022-1	1			1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
022-2	1			1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
022-3	1			1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
022-4	1			1978/4/2	1996/4/1	0	0	0
023-1	1	1	6	1954/4/2	1996/4/1	0	1	0
023-2	1	1	6	1954/4/2	1996/4/1	0	1	0
023-3	1	1	6	1954/4/2	1996/4/1	0	1	0
024-1	1	1	4	1985/4/2	1996/4/1	0	1	0
024-2	1	1	4	1985/4/2	1996/4/1	0	1	0
025-1	1	1	6	1979/4/2	1996/4/1	0	1	0
025-2	1	1	6	1979/4/2	1996/4/1	0	1	0
026-1	1	1	6	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
026-2	1			1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
027-1	1			1983/4/2	1996/4/1	0	0	0
027-2	1			1973/4/2	1999/4/1	0	0	0
027-3	1			1983/4/2	1996/4/1	0	0	0
027-4	1					0	0	0
027-5	1					0	0	0
028-1	1	1	4	1983/4/2	1996/4/1	0	0	0
029-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
030-1	1	1	4	1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
030-2	1	1	4	1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
030-3	1					1	1	0
031-1	1	1	4	1978/4/2	1996/4/1	0	1	0
032-1	1	1	4	1981/4/2	1996/4/1	1	1	0
032-2	1	1	4	1981/4/2	1996/4/1	1	1	0
033-1	1			1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
033-2	1			1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
034-1	1	1	4	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
034-2	1	1	4	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
035-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
035-2	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
035-3	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
036-1	1	1	6	1977/4/2	1996/4/1	1	1	0
036-2	1	1	6	1977/4/2	1996/4/1	1	1	1
036-3	1	1	6	1977/4/2	1996/4/1	1	1	0
037-1	1			1979/4/2		1	1	0
037-2	1			1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
037-3	1			1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
037-4	1			1979/4/2		1	1	0
037-5	1			1979/4/2		1	1	0
037-6	1			1979/4/2		1	1	0
037-7	1			1979/4/2		1	1	0
038-1	1	1	6	1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
038-2	1	1	6	1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
039-1	1			1979/4/2	1996/4/1	1	1	1
039-2	1			1979/4/2	1996/4/1	1	1	1

040-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
040-2	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
040-3	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
041-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	0	1	0
042-1	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
042-2	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
043-1	1			1982/4/2	1996/4/1	1	1	0
043-2	1			1982/4/2	1996/4/1	1	1	0
044-1	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
044-2	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
044-3	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
045-1	1	1	6	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
046-1	1	1	6	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
046-2	1	1	6	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
047-1	1	1	4	1981/4/2	1996/4/1	1	1	0
101-1	1	1	6	1986/4/2	1996/4/1	0	0	0
102-1	1			1984/4/2	1996/4/1	0	1	0
102-2	1			1984/4/2	1996/4/1	0	1	0
103-1	1			1985/4/2	1996/4/1	1	1	0
104-1	1			1985/4/2	1996/4/1	1	1	0
105-1	1			1983/4/2		0	1	0
105-2	1			1983/4/2	1996/4/1	0	1	0
105-3	1			1983/4/2	1992/4/1	0	1	0
106-1	1			1979/4/2	1996/4/1	0	1	0
107-1	1			1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
108-1	1			1954/4/2	1996/4/1	0	1	0
108-2	1			1954/4/2	1996/4/1	0	1	0
109-1	1			1983/4/2	1996/4/1	0	1	0
110-1	1			1982/4/2	1996/4/1	1	1	0
111-1	1			1968/4/2	1996/4/1	1	1	0
111-2	1			1968/4/2	1996/4/1	1	1	0
112-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	0	1	0
113-1	1	1	4	1983/4/2	1996/4/1	0	0	0
114-1	1			1985/4/2	1996/4/1	1	1	0
115-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	0	1	0
116-1	1			1979/4/2	1996/4/1	0	1	0
116-2	1			1983/4/2	1996/4/1	0	1	0
117-1	1			1954/4/2		0	1	0
117-2	1			1954/4/2		0	1	0
118-1	1	1	6	1992/4/2	1996/4/1	1	1	0
118-2	1	1	6	1983/4/2	1992/4/1	1	1	0
118-3	1	1	6	1983/4/2	1994/4/1	1	1	0
119-1	1	1	6	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
119-2	1	1	6	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
120-1	1			1985/4/2	1996/4/1	1	1	0
201-1	1	1	6	1978/4/2		0	1	1
201-2	1	1	6	1980/4/2		0	1	1
201-3	1	1	6	1982/4/2		0	1	1
202-1	1	1	6	1979/4/2		1	1	0
202-2	1	1	6	1979/4/2		1	1	0
202-3	1	1	6	1986/4/2		1	1	0
203-1	1			1984/4/2	1992/4/1	1	1	1
204-1	1			1984/4/2		1	1	0

205-1	1	1	6	1984/4/2	1996/4/1	1	1	1
206-1	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
207-1	1			1978/4/2		1	1	1
207-2	1			1980/4/2		1	1	1
207-3	1			1982/4/2		1	1	1
208-1	1			1984/4/2	1992/4/1	1	1	0
208-2	1			1992/4/2	1996/4/1	1	1	0
209-1	1			1973/4/2	1992/4/1	1	1	0
209-2	1			1973/4/2		1	1	0
210-1	1			1954/4/2	1992/4/1	1	1	0
210-2	1			1954/4/2	1994/4/1	1	1	0
210-3	1			1954/4/2	1996/4/1	1	1	0
211-1	1			1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
212-1	1			1983/4/2		1	1	0
213-1	1			1979/4/2		1	1	1
213-2	1			1992/4/2		1	1	1
214-1	1			1978/4/2	1996/4/1	1	1	0
215-1	1			1987/4/2	1996/4/1	0	1	0
216-1	1	1	6	1974/4/2	1996/4/1	1	1	1
217-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
218-1	1			1984/4/2	1996/4/1	1	1	1
219-1	1			1983/4/2		0	1	1
219-2	1			1983/4/2		0	1	1
219-3	1			1983/4/2		0	1	1
220-1	1			1983/4/2		0	1	1
220-2	1			1983/4/2		0	1	1
220-3	1			1983/4/2		0	1	1
221-1	1			1986/4/2		1	1	1
222-1	1	1	6	1983/4/2	1996/4/1	0	1	0
223-1	1			1978/4/2		1	1	0
224-1	1	1	4	1984/4/2	1996/4/1	1	1	0
225-1	1			1979/4/2	1996/4/1	0	0	0
226-1	1			1978/4/2		1	1	0
227-1	1			1985/4/2	1996/4/1	1	0	0
228-1	1			1983/4/2		1	1	0
229-1	1	1	4	1986/4/2		1	1	1
230-1	1	1	4	1983/4/2	1996/4/1	1	1	0
231-1	1			1984/4/2		1	1	0
232-1	1	1	6	1968/4/2	1996/4/1	0	1	0
233-1	1	1	6	1985/4/2	1994/4/1	1	1	0
234-1	1			1981/4/2		1	1	1
235-1	1			1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
235-2	1					1	1	0
236-1	1	1	4	1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
236-2	1	5	6	1979/4/2	1996/4/1	1	1	0
237-1	1	1	6	1991/4/2	1995/4/1	1	1	1
238-1	1			1984/4/2		1	1	0
239-6	1			1983/4/2	2006/4/1	1	1	0
240-1	1	1	6	1987/4/2	1996/4/1	1	1	1
241-1	1	1	6	1982/4/2		1	1	0
241-2	1	1	6	1986/4/2		1	1	0
241-3	1	1	6	1990/4/2		1	1	0

表 6 受験資格【活字印刷文、点字出題、介護なし受験、指定勤務時間に対応】と特記

番号	活字印刷文	点字出題	介護なし受験	勤務時間	受験資格に関連する特記
合計	139	32	6	20	
001-1	0	0	0	0	公共交通機関による通勤が著しく困難な場合は、自家用自動車等公共交通機関以外の手段(各自で確保)による通勤も可能です。
001-2	0	0	0	0	公共交通機関による通勤が著しく困難な場合は、自家用自動車等公共交通機関以外の手段(各自で確保)による通勤も可能です。
001-3	0	0	0	0	公共交通機関による通勤が著しく困難な場合は、自家用自動車等公共交通機関以外の手段(各自で確保)による通勤も可能です。
001-4	0	0	0	0	公共交通機関による通勤が著しく困難な場合は、自家用自動車等公共交通機関以外の手段(各自で確保)による通勤も可能です。
002-1	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる者」
002-2	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる者」市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる
003-1	0	0	0	0	
004-1	0	0	0	0	
004-2	0	0	0	0	
004-3	0	0	0	0	
005-1	0	0	0	0	
006-1	1	1	0	0	活字印刷文若しくは点字による出題に対応できる者
007-1	1	1	0	0	活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)又は点字(福島県職員(行政事務)の受験者に限る。)による出題に対応できるもの(福祉機器の使用により対応できるものを含みます。)福島県のほかの試験も同じく拡大文字試験は行わず機器で拡大という考え方。
007-2	1	0	0	0	活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)又は点字(福島県職員(行政事務)の受験者に限る。)による出題に対応できる者(福祉機器の使用により対応できる者を含みます。)
007-3	1	0	0	0	活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)又は点字(福島県職員(行政事務)の受験者に限る。)による出題に対応できる者(福祉機器の使用により対応できる者を含みます。)
008-1	1	0	0	1	
008-2	1	0	0	1	
008-3	1	0	0	1	(身分が市町村職員となります。県職員との人事交流はありません。)
009-1	1	0	0	0	(福祉機器の使用により対応できる者を含む。福祉機器の使用については、持ち込み可能なものであって、かつ採用後職場で使用するにあたり公務能率維持の観点から支障のないものとして許可を受けたものに限る。)
009-2	1	0	0	0	(福祉機器の使用により対応できる者を含む。福祉機器の使用については、持ち込み可能なものであって、かつ採用後職場で使用するにあたり公務能率維持の観点から支障のないものとして許可を受けたものに限る。)(知事部局への異動はない)
009-3	1	0	0	0	(福祉機器の使用により対応できる者を含む。福祉機器の使用については、持ち込み可能なものであって、かつ採用後職場で使用するにあたり公務能率維持の観点から支障のないものとして許可を受けたものに限る。)(知事部局への異動はない)
010-1	0	0	0	1	身分は勤務先の小・中学校の属する市町村の職員となる
011-1	1	0	0	0	

012-1	0	0	0	0	
012-2	1	0	0	0	
012-3	1	0	0	0	
012-4	1	0	0	0	
012-5	1	0	0	0	
012-6	1	0	0	0	
012-7	1	0	0	0	
012-8	1	0	0	0	
012-9	1	0	0	0	
013-1	1	0	0	1	
013-2	1	0	0	1	
014-1	0	0	0	0	
014-2	0	0	0	0	
014-3	0	0	0	0	
015-1	1	1	0	0	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
015-2	1	0	0	0	
015-3	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字(一般事務の受験者に限る)による出題に対応できる人」(勤務地は、原則として住居所から通勤可能な範囲内)
015-4	1	0	0	0	
015-5	1	0	0	0	(新潟県教育委員会が任命権を有する市町村職員として採用されるものであり、県職員として採用されるものではありません)
016-1	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる者」
017-1	1	0	0	0	
018-1	1	0	0	0	
019-1	1	0	0	0	前年度の試験からの変更点 上限年齢を29歳までから35歳までに変更、身体障害者手帳1級から4級としていたものを「手帳の交付を受けている者」に変更。
019-2	1	0	0	0	前年度の試験からの変更点 上限年齢を29歳までから35歳までに変更、身体障害者手帳1級から4級としていたものを「手帳の交付を受けている者」に変更
020-1	1	0	0	0	
020-2	1	0	0	0	この受験案内の活字と同じ大きさの活字による印刷文の出題に対応が可能であること。
020-3	1	0	0	0	
021-1	1	0	0	0	
021-2	1	0	0	0	
021-3	0	0	0	0	
021-4	0	0	0	0	
021-5	0	0	0	0	
022-1	0	0	0	0	

022-2	0	0	0	0	
022-3	0	0	0	0	任命権者は静岡県教育委員会で、給与は静岡県から支給されますが、身分は勤務先の小中学校のある市町に属します。
022-4	0	0	0	0	
023-1	1	1	0	0	(警察には勤務できません)職員については「活字印刷文又は点字による出題に対応できる人」前年度との主な変更点:受験年齢上限の引き上げ 34 歳から 59 歳へ
023-2	1	0	0	0	(警察以外には勤務できません)前年度との主な変更点:受験年齢上限の引き上げ 34 歳から 59 歳へ
023-3	1	0	0	0	(市町村職員として採用されるもので、愛知県職員として採用されるものではありません)前年度との主な変更点:受験年齢上限の引き上げ 34 歳から 59 歳へ
024-1	1	0	1	0	
024-2	1	0	1	0	(小・中学校事務職員は、勤務先の小・中学校の属する市町の職員となりますが、任命は滋賀県教育委員会が行い、給与は滋賀県が支給することとなります。なお、県職員との人事交流はありません)
025-1	1	1	0	1	活字印刷文または点字による出題に対応できる人
025-2	1	0	0	1	(この選考による採用者は、県の教育委員会が任命権を有する市町職員であり、県職員との人事交流はありません)
026-1	0	0	0	0	
026-2	0	0	0	0	第3次試験として、1週間から2週間、職場で実地試験がある。
027-1	0	0	0	0	
027-2	0	0	0	0	電話交換手職の受験資格(個別資格)は「視覚障害者」であること。
027-3	0	0	0	0	
027-4	0	0	0	0	雇用期間は1年契約で最長 2016 年 3 月末まで。年齢不問。応募にあたり、障害者就業・生活支援センターの支援を受けながら一般企業への就職を目指すことに同意する必要がある。選考後、配属されるまで同センターに登録する。療育手帳を持っている人(障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された人を含む)
027-5	0	0	0	0	雇用期間は1年契約で最長 2016 年 3 月末まで。年齢不問。応募にあたり、障害者就業・生活支援センターの支援を受けながら一般企業への就職を目指すことに同意する必要がある。選考後、配属されるまで同センターに登録する。
028-1	0	0	0	0	(市町村組合立小中学校勤務として採用された人は、身分が市町職員となり、県職員との人事交流は原則としてありません)
029-1	0	0	0	0	
030-1	0	0	0	0	
030-2	0	0	0	0	
030-3	1	0	0	0	療育手帳の交付を受けている人(障害者職業センター等の公的判定機関で知的障害があると判定された人を含む)。任用期間1年間。第3次試験は「実地試験」「実際の勤務場所において、実際の勤務と同じ条件で、三日間程度業務を行っていただきます」
031-1	1	0	0	0	
032-1	1	0	0	1	「採用後においては、自力(車椅子などを含む)により通勤ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行ができる人」「今回の選考試験では、採用後に就く仕事の内容が活字による書類を対象としたものが中心であるため、点字による試験問題は用意しておりませんので、御了承ください」
032-2	1	0	0	1	(市町村の職員として採用されます)「採用後においては、自力(車椅子などを含む)により通勤ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行ができる人」

					「今回の選考試験では、採用後に就く仕事の内容が活字による書類を対象としたものが中心であるため、点字による試験問題は用意しておりませんので、御了承ください」
033-1	1	0	0	0	
033-2	1	0	0	0	(身分が市町村職員となります)
034-1	1	0	0	0	
034-2	1	0	0	0	
035-1	1	1	0	0	活字印刷文又は点字等による出題に対応できる者」点字等による受験者は選考職種「事務」のみ受験が可能です。
035-2	1	0	0	0	
035-3	1	0	0	0	
036-1	0	0	0	1	自力による通勤(家族等による送迎を含む)
036-2	1	0	0	1	自力による通勤(家族等による送迎を含む)
036-3	0	0	0	1	自力による通勤(家族等による送迎を含む)
037-1	1	0	0	0	
037-2	1	0	0	0	
037-3	1	0	0	0	
037-4	1	0	0	0	
037-5	1	0	0	0	
037-6	1	0	0	0	
037-7	1	0	0	0	
038-1	1	0	0	0	自力により通勤(家族等による送迎を含む)
038-2	1	0	0	0	自力により通勤(家族等による送迎を含む)
039-1	1	1	0	0	「活字印刷又は点字による出題及び口頭による試験(面接)に対応できる者」
039-2	1	1	0	0	(市町村立小中学校の職員に採用された方は、高知県教育委員会が任命権を持つ市町村職員となります)「活字印刷又は点字による出題及び口頭による試験(面接)に対応できる者」
040-1	1	1	0	0	活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
040-2	1	1	0	0	活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
040-3	1	1	0	0	
041-1	1	0	0	0	
042-1	0	0	0	0	一般事務については点字または拡大文字による受験ができる
042-2	0	0	0	0	
043-1	0	0	0	0	「一般事務」は、点字による受験もできます
043-2	0	0	0	0	
044-1	1	1	0	0	活字印刷文又は点字(「一般事務」又は「教育事務」に限る)による出題に対応できる者
044-2	1	1	0	0	活字印刷文又は点字(「一般事務」又は「教育事務」に限る)による出題に対応できる者
044-3	1	0	0	0	

045-1	0	0	0	0	
046-1	0	0	0	0	
046-2	0	0	0	0	
047-1	1	1	0	0	
101-1	0	0	0	0	
102-1	0	0	0	0	
102-2	0	0	0	0	
103-1	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる人」
104-1	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる人」
105-1	1	1	0	0	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
105-2	1	1	0	0	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
105-3	1	0	0	0	「学校事務」区分は活字印刷文による出題に対応できる人。パソコン・ワープロ受験もできない。
106-1	0	0	0	0	
107-1	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応可能な人」
108-1	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる者」受験資格の上限年齢を引き上げた(採用時の満年齢 35歳以下→59歳以下)
108-2	1	0	0	0	「活字印刷文による出題に対応できる者」受験資格の上限年齢を引き上げた(採用時の満年齢 35歳以下→59歳以下)
109-1	1	1	0	0	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
110-1	0	0	0	0	
111-1	1	1	0	1	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる方」「勤務地までの通勤手段を自ら確保することが可能」という表現。「試験科目「身体検査」を廃止しました。」面接試験のほかに、試験ではない「面談」を設けている。
111-2	1	0	0	1	愛知県の条例等の適用を受ける。「勤務地までの通勤手段を自ら確保することが可能」という表現。試験科目「身体検査」を廃止しました。面接試験のほかに、試験ではない「面談」を設けている。
112-1	0	0	0	0	自力(介護者を要しないことをいう。)勤務が可能な方
113-1	0	0	0	0	
114-1	0	0	0	0	受験資格の一部として「変則勤務(深夜勤務を除く)が可能な人」
115-1	0	0	0	0	障害等級について脳性マヒによる障害者は5級を含む
116-1	1	0	0	0	
116-2	0	0	0	0	
117-1	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる人」
117-2	1	1	0	0	「活字印刷文又は点字による出題に対応できる人」
118-1	0	0	0	0	
118-2	0	0	0	0	
118-3	0	0	0	0	
119-1	1	0	0	0	採用後に就く仕事の内容が活字印刷による書類を対象としたものが中心であるため、裸眼又は矯正で活字印刷への対応ができる人を対象とします
119-2	0	0	0	0	行政事務については点字による受験もできる。

120-1	1	0	0	0	
201-1	1	0	0	0	
201-2	1	0	0	0	
201-3	1	0	0	0	
202-1	1	0	0	0	他の函館市職員採用試験との併願不可。試験種の変更も不可。
202-2	1	0	0	0	他の函館市職員採用試験との併願不可。試験種の変更も不可。
202-3	1	0	0	0	他の函館市職員採用試験との併願不可。試験種の変更も不可。
203-1	1	0	0	0	市のサイトには職務内容として「施策の企画、税の賦課徴収、国民健康保険や国民年金に関する事項、都市計画や市民の健康等幅広い分野における様々な業務」という記述がある。
204-1	0	0	0	0	
205-1	1	0	0	0	「一般的な活字印刷による出題に対応できるかた」「口述による面接試験に対応できるかた」
206-1	1	0	0	0	
207-1	1	0	0	0	
207-2	1	0	0	0	
207-3	1	0	0	0	
208-1	1	0	0	0	「活字印刷文(文字の大きさはこの試験案内と同程度)による出題に対応できる者」
208-2	1	0	0	0	「活字印刷文(文字の大きさはこの試験案内と同程度)による出題に対応できる者」
209-1	1	0	0	1	活字試験の文字の大きさは9ポイント程度になります。
209-2	1	0	0	1	活字試験の文字の大きさは9ポイント程度になります。
210-1	0	0	0	0	「教養試験問題は10ポイント程度の文字を使用します」「申出欄には車椅子の使用、拡大鏡等の解答のため必要な機器の持ち込みを希望する場合や活字による筆記試験に対応できない場合、口述による面接試験に対応できない場合は必ず記入してください」
210-2	0	0	0	0	「教養試験問題は10ポイント程度の文字を使用します」「申出欄には車椅子の使用、拡大鏡等の解答のため必要な機器の持ち込みを希望する場合や活字による筆記試験に対応できない場合、口述による面接試験に対応できない場合は必ず記入してください」
210-3	0	0	0	0	「教養試験問題は10ポイント程度の文字を使用します」「申出欄には車椅子の使用、拡大鏡等の解答のため必要な機器の持ち込みを希望する場合や活字による筆記試験に対応できない場合、口述による面接試験に対応できない場合は必ず記入してください」
211-1	0	0	0	1	
212-1	1	0	0	1	
213-1	1	0	0	0	「教養試験問題は10.5ポイント程度の文字を使用します」
213-2	1	0	0	0	「教養試験問題は10.5ポイント程度の文字を使用します」
214-1	1	0	0	0	「活字印刷文等による出題に対応できる人」という受験資格に、説明として「ワープロ等を使用した解答、拡大印刷での出題や点字による受験にも対応します。」
215-1	1	0	0	0	
216-1	1	0	0	0	「点字による出題はありません」「音声による試験進行に対応できること」「口頭による面接試験に対応できること」

217-1	1	0	0	0	「介助者なしに職務遂行ができる人で、パソコン等のキーボード入力ができること。自力で通勤ができること。活字印刷文による出題に対応できること」
218-1	1	0	0	0	
219-1	1	0	0	0	(大卒、短大卒、専門学校卒、もしくは2014年3月卒業見込者対象)健康診断、体力測定は、消防職と教育保育職のみ実施
219-2	1	0	0	0	(高校卒)健康診断、体力測定は、消防職と教育保育職のみ実施
219-3	1	0	0	0	(大学・短大・専門学校卒)健康診断、体力測定は、消防職と教育保育職のみ実施
220-1	1	0	1	0	受験資格に試験等に独力で対応というもの「活字印刷文による筆記試験や口頭試問(面接など)及びCD音声による適性検査に独力で対応できる方で、介護者なしで職務の遂行が可能な方」
220-2	1	0	1	0	受験資格に試験等に独力で対応というもの「活字印刷文による筆記試験や口頭試問(面接など)及びCD音声による適性検査に独力で対応できる方で、介護者なしで職務の遂行が可能な方」
220-3	1	0	1	0	受験資格に試験等に独力で対応というもの「活字印刷文による筆記試験や口頭試問(面接など)及びCD音声による適性検査に独力で対応できる方で、介護者なしで職務の遂行が可能な方」
221-1	1	0	0	0	
222-1	0	0	1	0	「介護・介助者なしに受験可能な者」
223-1	0	0	0	0	
224-1	1	0	0	0	
225-1	0	0	0	0	受験資格には記述がないが、試験案内の「勤務条件等—その他」に「通勤手段は、各自で確保してください。職務遂行にあたっては、職員以外の者が関わることはできません」と記載されている。
226-1	1	0	0	0	
227-1	1	0	0	0	
228-1	0	0	0	0	拡大文字による受験、教養試験時にマークシートでなく、数字を○で囲む解答用紙による受験も可
229-1	0	0	0	0	障害者については、大学卒、短大卒、高校卒 一括での募集。「パソコンによる出題及び口頭試問に対応できる人」パソコンによる出題とは総合能力試験のうち性格検査で、民間企業が提供している試験をインターネット上で受験するもの。受験者が選択するテストセンター会場(全国の指定会場)に行く形。
230-1	1	1	0	0	自力(車椅子などを含みます)により通勤ができること。文字の大きさが10ポイントである活字印刷文又は点字による出題に対応できる方
231-1	1	0	0	0	
232-1	1	1	0	0	印刷文または点字による出題に対応できる人
233-1	1	0	0	0	
234-1	1	0	0	0	
235-1	1	0	0	1	「活字印刷文による出題に対応可能な者」という受験資格の下に「※拡大読書器等の使用を希望する者、又は、点字問題での受験を希望する者は、必ず申込書に記入して下さい」と記載されている。
235-2	0	0	0	0	試験科目は面接と実技。雇用期間内(6ヶ月、勤務成績による更新あり)は職務に従事できる健康な方。
236-1	1	1	0	0	「活字印刷又は点字による出題に対応可能(受験時に拡大読書器使用可)」
236-2	1	1	0	0	「活字印刷又は点字による出題に対応可能(受験時に拡大読書器使用可)」
237-1	1	0	0	0	「勤務地への通勤が可能で」かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な人

238-1	0	0	0	0	
239-6	0	0	0	0	
240-1	1	0	0	0	
241-1	1	0	0	0	
241-2	1	0	0	0	
241-3	1	0	0	0	

表 7 申込書の本人持参、受験資格以外についての特記

番号	本人持参	受験資格以外についての特記
合計	9	
001-1	0	2)「9 勤務条件等」(5ページ)による勤務が困難な者、職務遂行に当たって常に職員等による補助が必要となる者、又は健康診断の結果によっては採用されない場合があります。
001-2	0	2)「9 勤務条件等」(5ページ)による勤務が困難な者、職務遂行に当たって常に職員等による補助が必要となる者、又は健康診断の結果によっては採用されない場合があります。
001-3	0	2)「9 勤務条件等」(5ページ)による勤務が困難な者、職務遂行に当たって常に職員等による補助が必要となる者、又は健康診断の結果によっては採用されない場合があります。
001-4	0	2)「9 勤務条件等」(5ページ)による勤務が困難な者、職務遂行に当たって常に職員等による補助が必要となる者、又は健康診断の結果によっては採用されない場合があります。
008-3	0	多くの市町村立小中学校においては、階層間の移動は階段を使います。ほとんどの学校で、事務職員の配置は1人です。
009-1	0	就業等に関する自己申告書(介助者なしでの自力による通勤、自力による階段昇降等、普通の机、いすによる長時間の執務、補聴器をつけた状態で会話や電話の応答、使用可能なトイレ)に支障があるかをチェック式で問う書類を提出することになっている
009-2	0	就業等に関する自己申告書(介助者なしでの自力による通勤、自力による階段昇降等、普通の机、いすによる長時間の執務、補聴器をつけた状態で会話や電話の応答、使用可能なトイレ)に支障があるかをチェック式で問う書類を提出することになっている
009-3	0	就業等に関する自己申告書(介助者なしでの自力による通勤、自力による階段昇降等、普通の机、いすによる長時間の執務、補聴器をつけた状態で会話や電話の応答、使用可能なトイレ)に支障があるかをチェック式で問う書類を提出することになっている
012-1	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-2	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-3	0	※合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-4	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-5	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-6	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-7	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-8	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
012-9	0	合格者には、身体検査書(様式指定・医療機関等で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用されないことがあります。
016-1	0	「点字による受験の場合は、受付時間・試験時間が異なりますので」、「申込書の提出前に必ず人事委員会に連絡を」「車いす等のために歩行が困難で車での来場が必要な方は申込前に申し出てください」
022-1	0	(受験資格の項ではなく職種の注記に記述)「勤務先には自力(家族等による送迎を含みます。)により通勤し、かつ介護者等、職員以外の人に関わることなく、職務に当たっていただきます」

022-2	0	(受験資格の項ではなく職種の注記に記述)「勤務先には自力(家族等による送迎を含みます。)により通勤し、かつ介護者等、職員以外の人が関わることなく、職務に当たっていただきます」
022-3	0	(受験資格の項ではなく職種の注記に記述)「勤務先には自力(家族等による送迎を含みます。)により通勤し、かつ介護者等、職員以外の人が関わることなく、職務に当たっていただきます」
022-4	0	(受験資格の項ではなく職種の注記に記述)「勤務先には自力(家族等による送迎を含みます。)により通勤し、かつ介護者等、職員以外の人が関わることなく、職務に当たっていただきます」
028-1	0	受験資格にはないが試験案内の「給与等」に、「介護者なしに職務遂行が可能であることが必要です。」と記載されている。
029-1	0	点字による受験を希望する方は、受験申込書の該当欄に記載するとともに、事前に人事委員会事務局に申し出てください。
032-1	0	健康診断書に「自力通勤」「介助者なし勤務」の可否を記入する所見欄が設けられている。
033-2	0	多くの市町村立小・中学校においては、階層間の移動は階段を使います。ほとんどの学校で、事務職員の配置は一人です。
040-3	0	「点字による受験を希望される方は、申込書を提出する前に必ず人事委員会まで電話連絡」「点字による受験を希望される方、手話通訳者を希望される方は、(試験地)福岡市に限ります」
041-1	0	受験申込書に必須添付の「面接カード」に「日常生活の状況」の項目が設けられている。日常生活の中で介護が必要なこと 有・無 外出 自力で可・介護が必要 通院 有・無 頻度 通学通勤の方法、自力で可・介護必要 学校職場で介護が必要なこと 有・無・内容
045-1	0	点字又は拡大文字による受験を希望する場合には、「受験申込みの前に」人事委員会事務局まで必ずご連絡ください。
047-1	0	点字受験、拡大文字による受験を希望する方は、試験地及び「活字印刷文又は点字による出題に対応できる者」試験時間が一部異なりますので、受験申込前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせ下さい。
101-1	0	受験資格には記述がなく「1、採用予定数及び職務内容等」の欄に記述されている。「自力(家族による送迎を含みます)により勤務し、かつ、介護者なしに、事務職員として通常の任務を遂行することになります。勤務時間は・・・(略)」「点字による受験は受験申込書を送付する前に電話でお問い合わせください」
113-1	0	個別面接の「プレゼンテーションカード」がある。
116-1	1	応募方法:人事課へ書類を受験希望者本人が持参してください。申込は、原則として本人がしてください。郵送による受付は行いません。
204-1	0	受験資格には記述がなく、「試験の方法等」に、「教養試験等は、活字印刷文により出題します。人物試験は、口頭により行います」とある。
206-1	0	二次試験で「体力測定」(職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの測定)がある。「障がいの程度により一部免除する場合があります。」
211-1	1	受験申込手続き:持参による申込となります。受験申込時には、受験申込書の記載事項の確認を行いますので、原則として受験する本人がに幾節持参してください。なお、代理人による申込みの場合で書類に不備があった場合は、受け付けいたしません。
213-1	0	「身体に障害があること等の理由により職員採用試験の受験に当たり配慮を必要とされる方は、必ず受験申込書等を郵送する前に柏市総務部人事課に連絡してください」
213-2	0	「身体に障害があること等の理由により職員採用試験の受験に当たり配慮を必要とされる方は、必ず受験申込書等を郵送する前に柏市総務部人事課に連絡してください」
220-1	1	受験手続:事務職(身体障害者対象)については、障害の程度を確認するため、持参のみの受付とします。提出書類を、申込されるご本人が直接人事課へ持参してください。
220-2	1	受験手続:事務職(身体障害者対象)については、障害の程度を確認するため、持参のみの受付とします。提出書類を、申込されるご本人が直接人事課へ持参してください。
220-3	1	受験手続:事務職(身体障害者対象)については、障害の程度を確認するため、持参のみの受付とします。提出書類を、申込されるご本人が直接人事課へ持参してください。
226-1	1	受験手続:事務Ⅲ(身体障害者対象)の受験希望者は、必ず本人が持参してください。
235-1	1	受験手続:申込書および受験票に必要な事項を記入し、障害者手帳と併せて、本人が人事課に持参してください。郵送での申込はできません。
235-2	1	申込手続:申込書に必要な事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した顔写真をはって、障害者手帳と併せて、本人が人事課に持参してください。
238-1	1	郵送による受験申込はできませんので、必ず本人又は代理人が身体障害者手帳を持参の上、直接、総務部人事課で手続きを行い、受験票を受け取ってください。心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが採用時点において明らかであると認められる場合、その他長崎市職員として必要な適格性を欠くこととなった場合は、合格を取り消すことがあります。

表 8 受験時の配慮の想定（例示、選択など記述があるもの）視覚障害関連

番号	音声パソコン	デジ ーなど	点字試 験	点字タ イプ	点字板 点筆	盲人用 算盤	拡大文 字試験	拡大 読書器	ルーペ	電気ス タンド
合計	13	3	91	38	51	3	87	37	102	59
001-1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1
001-2	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1
001-3	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1
001-4	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1
002-1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
002-2	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
003-1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0
004-1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1
004-2	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1
004-3	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1
005-1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1
006-1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0
007-1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
007-2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
007-3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
008-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
008-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
008-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
009-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
009-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
009-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
010-1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1
011-1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
012-1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0
012-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
013-1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
013-2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
014-1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0
014-2	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0
014-3	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0
015-1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
015-2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
015-3	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
015-4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
015-5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
016-1	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
017-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
018-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
019-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
019-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
020-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

020-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
020-3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
021-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
021-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
021-3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
021-4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
021-5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
022-1	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
022-2	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
022-3	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
022-4	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
023-1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
023-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
023-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
024-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
024-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
025-1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0
025-2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
026-1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
026-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
027-1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
027-2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
027-3	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
027-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
027-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
028-1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
029-1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0
030-1	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
030-2	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
030-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
031-1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
032-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
032-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
033-1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
033-2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
034-1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
034-2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
035-1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0
035-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
035-3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
036-1	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
036-2	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1
036-3	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
037-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
038-1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
038-2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
039-1	1	1	1	0	0	0	1	0	1	1

039-2	1	1	1	0	0	0	1	0	1	1
040-1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
040-2	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
040-3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
041-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
042-1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1
042-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
043-1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1
043-2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
044-1	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
044-2	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1
044-3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
045-1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
046-1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1
046-2	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1
047-1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
101-1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
102-1	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0
102-2	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0
103-1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
104-1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1
105-1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0
105-2	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0
105-3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
106-1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
107-1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
108-1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0
108-2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
109-1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1
110-1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1
111-1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
111-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
112-1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
113-1	1	0	1	1	1	0	0	1	1	1
114-1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
115-1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
116-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116-2	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1
117-1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1
117-2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1
118-1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
118-2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
118-3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
119-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
119-2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
120-1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
201-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
201-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
201-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
202-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
202-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
202-3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
203-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

204-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
205-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
206-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
208-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
208-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
209-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
209-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
210-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
210-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
210-3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
211-1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
212-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
213-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
213-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
214-1	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0
215-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
216-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
217-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
218-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
219-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
219-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
219-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
221-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
222-1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
223-1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
224-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
225-1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1
226-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
227-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
228-1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
229-1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
230-1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
231-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
232-1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
233-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
234-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
235-1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
235-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
236-1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
236-2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
237-1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
238-1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1
239-6	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
240-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
241-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
241-2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
241-3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

表 9 受験時の配慮の想定 聴覚言語障害関連

番号	手話 通訳	コミュニケ ーション 手話	筆記 通訳	コミュニケ ーション 筆談	試験官 発言の 文字化	座席の 位置	補聴器	コミュニケ ーション 口話	連絡 手段 FAX	連絡 手段 メール
合計	102	14	3	41	16	7	79	24	36	57
001-1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
001-2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
001-3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
001-4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
002-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
002-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
003-1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1
004-1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
004-2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
004-3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
005-1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
006-1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
007-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
007-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
007-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
008-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
008-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
008-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
009-1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
009-2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
009-3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
010-1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
011-1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
012-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012-9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
013-1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1
013-2	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0
014-1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1
014-2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1
014-3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1
015-1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
015-2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
015-3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
015-4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
015-5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
016-1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
017-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
018-1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
019-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
019-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
020-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

020-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
020-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
021-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
021-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
021-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
021-4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
021-5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
022-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
022-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
022-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
022-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
023-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
023-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
023-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
024-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
024-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
025-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
025-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
026-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
026-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
027-1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
027-2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
027-3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
027-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
027-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
028-1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	1
029-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
030-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
030-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
030-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
031-1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
032-1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
032-2	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
033-1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
033-2	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
034-1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0
034-2	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0
035-1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
035-2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
035-3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
036-1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0
036-2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
036-3	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0
037-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
037-7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
038-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
038-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
039-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

039-2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
040-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
040-2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
040-3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
041-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
042-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
042-2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
043-1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
043-2	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
044-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
044-2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
044-3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
045-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
046-1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
046-2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
047-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
101-1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
102-1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0
102-2	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0
103-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
105-1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
105-2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
105-3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
106-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
107-1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
108-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
108-2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
109-1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1
110-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
111-1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
111-2	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
112-1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0
113-1	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0
114-1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
115-1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
116-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116-2	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0
117-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
117-2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
118-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
119-1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
119-2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
120-1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
201-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
201-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
201-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
202-1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
202-2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
202-3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
203-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

204-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
205-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
206-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
208-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
208-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
209-1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
209-2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
210-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
211-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
212-1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0
213-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
213-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
214-1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1
215-1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
216-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
217-1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
218-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
219-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
219-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
219-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
220-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
220-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
221-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
222-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
223-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
224-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
225-1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1
226-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
227-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
228-1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
229-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
230-1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
231-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
232-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
233-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
234-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
235-1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
235-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
236-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
236-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
237-1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
238-1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
239-6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
240-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
241-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
241-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
241-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 10 受験時の配慮の想定 肢体障害関連

番号	車イスや椅子	自動車での来場	駐車場	パソコン	ワープロ	和文タイプ	机	試験場の車イストイレ	試験場のスロープEV等
合計	177	92	98	46	39	7	21	4	5
001-1	1	0	1	0	0	0	1	0	0
001-2	1	0	1	0	0	0	1	0	0
001-3	1	0	1	0	0	0	1	0	0
001-4	1	0	1	0	0	0	1	0	0
002-1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
002-2	1	0	0	0	1	0	0	0	0
003-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
004-1	1	1	1	0	0	0	1	0	0
004-2	1	1	1	0	0	0	1	0	0
004-3	1	1	1	0	0	0	1	0	0
005-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
006-1	1	0	1	1	1	0	0	0	0
007-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
007-2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
007-3	1	0	1	0	0	0	0	0	0
008-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
008-2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
008-3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
009-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
009-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
009-3	1	1	1	0	0	0	0	0	0
010-1	1	1	1	0	1	0	1	0	0
011-1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
012-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-3	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-4	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-5	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-6	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-7	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-8	1	1	1	0	0	0	0	0	0
012-9	1	1	1	0	0	0	0	0	0
013-1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
013-2	1	0	0	1	1	1	0	0	0
014-1	1	1	1	0	1	0	0	0	0
014-2	1	1	1	0	1	0	0	0	0
014-3	1	1	1	0	1	0	0	0	0
015-1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
015-2	1	0	0	1	1	0	0	0	0
015-3	1	0	0	1	1	0	0	0	0
015-4	1	0	0	1	1	0	0	0	0
015-5	1	0	0	1	1	0	0	0	0
016-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
017-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
018-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
019-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
019-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
020-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

020-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
020-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
021-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
021-2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
021-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
021-4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
021-5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
022-1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
022-2	1	1	0	1	0	0	0	0	0
022-3	1	1	0	1	0	0	0	0	0
022-4	1	1	0	1	0	0	0	0	0
023-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
023-2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
023-3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
024-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
024-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
025-1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
025-2	1	0	1	1	0	0	0	0	0
026-1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
026-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
027-1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
027-2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
027-3	1	1	1	1	0	0	0	0	0
027-4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
027-5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
028-1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
029-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
030-1	1	1	1	0	1	0	0	0	0
030-2	1	1	1	0	1	0	0	0	0
030-3	0	1	1	0	0	0	0	0	0
031-1	1	1	1	1	0	1	0	0	0
032-1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
032-2	1	0	0	0	0	0	0	1	1
033-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
033-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
034-1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
034-2	1	0	0	1	0	0	1	0	0
035-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
035-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
035-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
036-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
036-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
036-3	1	1	1	0	0	0	0	0	0
037-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
037-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
037-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
037-4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
037-5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
037-6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
037-7	1	0	0	0	0	0	0	0	0
038-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
038-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
039-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0

039-2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
040-1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
040-2	1	1	1	1	1	0	0	0	0
040-3	1	1	1	1	1	0	0	0	0
041-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
042-1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
042-2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
043-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
043-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
044-1	1	1	1	0	1	0	0	0	0
044-2	1	1	1	0	1	0	0	0	0
044-3	1	1	1	0	1	0	0	0	0
045-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
046-1	1	0	1	0	1	1	0	0	0
046-2	1	0	1	0	1	1	0	0	0
047-1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
101-1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
102-1	1	1	1	1	0	0	1	0	0
102-2	1	1	1	1	0	0	1	0	0
103-1	1	0	1	1	1	0	0	0	0
104-1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
105-1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
105-2	1	0	0	1	1	0	0	0	0
105-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
106-1	1	1	1	0	1	1	1	0	0
107-1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
108-1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
108-2	1	1	1	1	1	0	0	0	0
109-1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
110-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
111-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
111-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
112-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
113-1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
114-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
115-1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
116-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
117-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
117-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
118-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
118-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
118-3	1	1	1	0	0	0	0	0	0
119-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
119-2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
120-1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
201-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
201-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
201-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
202-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
202-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
202-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
203-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

204-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
205-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
206-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
207-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
208-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
208-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
209-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
209-2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
210-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
210-2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
210-3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
211-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
212-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
213-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
213-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
214-1	1	1	1	0	1	0	1	0	0
215-1	1	1	1	1	0	0	1	0	0
216-1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
217-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
218-1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
219-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
219-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
219-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
221-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
222-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
223-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
224-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
225-1	1	1	1	0	0	1	0	0	0
226-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
227-1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
228-1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
229-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
230-1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
231-1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
232-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
233-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
234-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
235-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
235-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
236-1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
236-2	1	0	0	0	0	0	1	0	0
237-1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
238-1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
239-6	0	0	0	0	0	0	0	0	1
240-1	1	0	1	0	0	0	1	0	0
241-1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
241-2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
241-3	1	1	1	0	0	0	0	0	0

表 11 受験時および申込書記入についての配慮の想定 障害横断的なもの

※「自署の代筆」の空白は、代筆可(1)とも不可(0)とも記載がない場合。

番号	自由記述欄	自署の代筆※	杖	文鎮	補助犬	付添者・介助者	別室受験
合計	159	61	29	3	13	11	1
001-1	1	1	0	0	1	0	0
001-2	1	1	0	0	1	0	0
001-3	1	1	0	0	1	0	0
001-4	1	1	0	0	1	0	0
002-1	1	1	0	0	0	0	0
002-2	1	1	0	0	0	0	0
003-1	1	1	0	0	0	0	0
004-1	1	0	1	0	0	0	0
004-2	1	0	1	0	0	0	0
004-3	1	0	1	0	0	0	0
005-1	1	0	0	0	0	0	0
006-1	1	1	1	0	0	0	0
007-1	1	1	0	0	0	0	0
007-2	1	0	0	0	0	0	0
007-3	1	1	0	0	0	0	0
008-1	1	0	0	0	0	0	0
008-2	1	0	0	0	0	0	0
008-3	1	0	0	0	0	0	0
009-1	1	0	1	0	0	1	0
009-2	1	0	1	0	0	1	0
009-3	1	0	1	0	0	1	0
010-1	1	1	0	0	0	0	0
011-1	1		1	0	0	0	0
012-1	1	0	0	0	0	0	0
012-2	1	0	0	0	0	0	0
012-3	1	0	0	0	0	0	0
012-4	1	0	0	0	0	0	0
012-5	1	0	0	0	0	0	0
012-6	1	0	0	0	0	0	0
012-7	1	0	0	0	0	0	0
012-8	1	0	0	0	0	0	0
012-9	1	0	0	0	0	0	0
013-1	1	0	0	0	0	1	0
013-2	1	0	0	0	0	1	0
014-1	0	1	0	0	1	0	0
014-2	0	1	0	0	1	0	0
014-3	0	1	0	0	1	0	0
015-1	1	1	0	0	0	0	0
015-2	1	1	0	0	0	0	0
015-3	1	1	0	0	0	0	0
015-4	1	1	0	0	0	0	0
015-5	1	1	0	0	0	0	0
016-1	1	1	0	0	0	0	0
017-1	1	0	0	0	0	0	0
018-1	1	0	0	0	0	0	0
019-1	0	0	0	0	0	0	0
019-2	0	0	0	0	0	0	0
020-1	0	0	0	0	0	0	0

020-2	0	0	0	0	0	0	0
020-3	0	0	0	0	0	0	0
021-1	1	0	1	0	0	0	0
021-2	1	0	1	0	0	0	0
021-3	1		0	0	0	0	0
021-4	1		0	0	0	0	0
021-5	1		0	0	0	0	0
022-1	1	1	0	0	0	0	0
022-2	1	1	0	0	0	0	0
022-3	1	1	0	0	0	0	0
022-4	1	1	0	0	0	0	0
023-1	1	0	1	0	0	0	0
023-2	1	0	1	0	0	0	0
023-3	1	0	1	0	0	0	0
024-1	0	0	0	0	0	0	0
024-2	0	0	0	0	0	0	0
025-1	1	1	0	0	0	0	1
025-2	1	0	0	0	0	0	0
026-1	1	1	0	0	0	0	0
026-2	0	0	0	0	0	0	0
027-1	1		1	0	0	0	0
027-2	1		1	0	0	0	0
027-3	1		1	0	0	0	0
027-4	0		0	0	0	0	0
027-5	0		0	0	0	0	0
028-1	1	1	0	0	1	0	0
029-1	1	1	0	0	0	0	0
030-1	1	1	0	0	0	0	0
030-2	1	1	0	0	0	0	0
030-3	0	0	0	0	0	0	0
031-1	1	0	0	0	0	0	0
032-1	1	0	0	0	0	0	0
032-2	1	0	0	0	0	0	0
033-1	1	0	0	0	0	0	0
033-2	1	0	0	0	0	0	0
034-1	1	0	0	0	0	0	0
034-2	1	0	0	0	0	0	0
035-1	1	1	0	0	0	0	0
035-2	1	0	0	0	0	0	0
035-3	1	0	0	0	0	0	0
036-1	1	1	0	0	1	0	0
036-2	1	1	0	0	1	0	0
036-3	1	1	0	0	1	0	0
037-1	0	0	0	0	0	0	0
037-2	0	0	0	0	0	0	0
037-3	0	0	0	0	0	0	0
037-4	0	0	0	0	0	0	0
037-5	0	0	0	0	0	0	0
037-6	0	0	0	0	0	0	0
037-7	0	0	0	0	0	0	0
038-1	1	0	0	0	0	0	0
038-2	1	0	0	0	0	0	0
039-1	1	1	0	0	0	0	0

039-2	1	1	0	0	0	0	0
040-1	1	1	0	0	0	0	0
040-2	1	1	0	0	0	0	0
040-3	1	1	0	0	0	0	0
041-1	1		0	0	0	0	0
042-1	1	0	0	0	0	0	0
042-2	1	0	0	0	0	0	0
043-1	1	1	1	0	0	0	0
043-2	1	0	1	0	0	0	0
044-1	1	1	0	0	0	0	0
044-2	1	1	0	0	0	0	0
044-3	1	1	0	0	0	0	0
045-1	1		0	0	0	0	0
046-1	1	0	0	0	0	0	0
046-2	1	0	0	0	0	0	0
047-1	1	1	0	0	0	0	0
101-1	1	1	0	0	1	0	0
102-1	1	0	0	0	0	0	0
102-2	1	0	0	0	0	0	0
103-1	1	1	0	0	0	0	0
104-1	1	1	0	0	0	0	0
105-1	1	1	0	0	0	0	0
105-2	1	1	0	0	0	0	0
105-3	1	1	0	0	0	0	0
106-1	1	0	0	0	0	1	0
107-1	1		0	0	0	0	0
108-1	1	0	0	0	0	0	0
108-2	1	0	0	0	0	0	0
109-1	1	1	0	0	0	0	0
110-1	1		1	0	0	0	0
111-1	1		1	1	0	0	0
111-2	1		1	1	0	0	0
112-1	1	0	0	0	0	0	0
113-1	1		0	0	0	0	0
114-1	1		0	0	0	0	0
115-1	1	1	1	1	0	0	0
116-1	0		0	0	0	0	0
116-2	1		0	0	0	0	0
117-1	1	1	1	0	0	0	0
117-2	1	1	1	0	0	0	0
118-1	1	1	0	0	0	0	0
118-2	1	1	0	0	0	0	0
118-3	1	1	0	0	0	0	0
119-1	1	0	1	0	0	0	0
119-2	1	1	1	0	0	0	0
120-1	1	0	0	0	0	0	0
201-1	0	0	0	0	0	0	0
201-2	0	0	0	0	0	0	0
201-3	0	0	0	0	0	0	0
202-1	1	0	1	0	0	0	0
202-2	1	0	1	0	0	0	0
202-3	1	0	1	0	0	0	0
203-1	1	0	0	0	0	0	0

204-1	0	0	0	0	0	0	0
205-1	1	0	0	0	0	0	0
206-1	0	0	0	0	0	0	0
207-1	0	0	0	0	0	0	0
207-2	0	0	0	0	0	0	0
207-3	0	0	0	0	0	0	0
208-1	0	0	0	0	0	0	0
208-2	0	0	0	0	0	0	0
209-1	1	0	0	0	0	0	0
209-2	1	0	0	0	0	0	0
210-1	1	0	0	0	0	0	0
210-2	1	0	0	0	0	0	0
210-3	1	0	0	0	0	0	0
211-1	0	1	0	0	0	1	0
212-1	1	0	0	0	0	0	0
213-1	1	0	0	0	0	0	0
213-2	1	0	0	0	0	0	0
214-1	1	1	0	0	1	1	0
215-1	1	0	0	0	0	0	0
216-1	1	0	0	0	0	0	0
217-1	1	0	0	0	0	0	0
218-1	0	0	0	0	0	0	0
219-1	0	0	0	0	0	0	0
219-2	0	0	0	0	0	0	0
219-3	0	0	0	0	0	0	0
220-1	0	0	0	0	0	0	0
220-2	0	0	0	0	0	0	0
220-3	0	0	0	0	0	0	0
221-1	0	0	0	0	0	0	0
222-1	1	0	0	0	0	0	0
223-1	0	0	0	0	0	0	0
224-1	0	0	0	0	0	0	0
225-1	1		0	0	0	1	0
226-1	1	0	0	0	0	0	0
227-1	0	1	0	0	0	0	0
228-1	1	0	0	0	0	0	0
229-1	1	0	0	0	0	0	0
230-1	1	0	0	0	0	0	0
231-1	0	0	0	0	0	0	0
232-1	0	0	0	0	0	0	0
233-1	1		0	0	0	0	0
234-1	0	0	0	0	0	0	0
235-1	1	0	0	0	0	0	0
235-2	0	0	0	0	0	1	0
236-1	1	0	0	0	0	0	0
236-2	1	0	0	0	0	0	0
237-1	1	0	0	0	0	0	0
238-1	1	0	0	0	0	1	0
239-6	1	0	0	0	0	0	0
240-1	1		0	0	0	0	0
241-1	1		0	0	0	0	0
241-2	1		0	0	0	0	0
241-3	1		0	0	0	0	0

表 12 受験時の配慮の想定および受験申込書についての特記

この表は、項目に記入したものを掲載している。

番号	受験時の配慮の想定および受験申込書についての特記
001-1	作文試験で、マス目の大きい解答用紙。「申込書を代筆により記入された場合は、受験者本人の氏名と代筆された方の氏名を、あわせて署名してください」「拡大文字受験」は 17 ポイント。「聴覚障がいの方には、試験当日、試験官の発言事項を記載した資料を配付します」「職員の個別対応が必要など要望の内容により、ご希望に応じられない場合があります」
001-2	作文試験で、マス目の大きい解答用紙。「申込書を代筆により記入された場合は、受験者本人の氏名と代筆された方の氏名を、あわせて署名してください」「拡大文字受験」は 17 ポイント。「聴覚障がいの方には、試験当日、試験官の発言事項を記載した資料を配付します」「職員の個別対応が必要など要望の内容により、ご希望に応じられない場合があります」
001-3	作文試験で、マス目の大きい解答用紙。「申込書を代筆により記入された場合は、受験者本人の氏名と代筆された方の氏名を、あわせて署名してください」「拡大文字受験」は 17 ポイント。「聴覚障がいの方には、試験当日、試験官の発言事項を記載した資料を配付します」「職員の個別対応が必要など要望の内容により、ご希望に応じられない場合があります」
001-4	作文試験で、マス目の大きい解答用紙。「申込書を代筆により記入された場合は、受験者本人の氏名と代筆された方の氏名を、あわせて署名してください」「拡大文字受験」は 17 ポイント。「聴覚障がいの方には、試験当日、試験官の発言事項を記載した資料を配付します」「職員の個別対応が必要など要望の内容により、ご希望に応じられない場合があります」
002-1	受験申込書の自署「点字による受験を希望する方は代筆でもかまいません」
002-2	受験申込書の自署「点字による受験を希望する方は代筆でもかまいません」
003-1	「点字受験希望者は、代筆者が『代筆者氏名』の欄に署名してください。」「面接試験は口頭で行いますが、希望者には手話通訳者を配置します。」拡大文字は 14 ポイント。駐車場について必要、必要としないの選択 「自動車でなければ会場に来られない方に限ります。車種、色、ナンバー」
004-1	「原則として受考者用の駐車場はありませんが、特に自家用車での来場を希望する場合は、あらかじめ宮城県総務部人事課に申し出てください。」拡大文字 14 ポイント
004-2	「原則として受考者用の駐車場はありませんが、特に自家用車での来場を希望する場合は、あらかじめ宮城県総務部人事課に申し出てください。」拡大文字 14 ポイント
004-3	「原則として受考者用の駐車場はありませんが、特に自家用車での来場を希望する場合は、あらかじめ宮城県総務部人事課に申し出てください。」拡大文字 14 ポイント
005-1	「第2次試験の口述(面接)試験において 要約筆記による受験を ・希望する ・希望しない」
006-1	筆記が困難な場合の代筆者署名欄あり。「県庁正面玄関は出入り不可ですが、車椅子使用者は、出入可能です。県庁会場受験者の車椅子使用者については、県庁正面玄関前に駐車場を用意します。」拡大文字 14 ポイント。「福祉機器を持ち込み使用 ア する イ しない【使用するもの】」「第2次試験の個別面接における手話通訳等 ア 必要 イ 不要【・必要なもの ・手話通訳 ・要約筆記】」
007-1	「視覚障がい者の方で、受験の際にルーペや携行用文字読取器などを持参して使用することを希望される場合、点字による受験を希望される場合・・・には、受験申込書にその旨を記入してください。」受験申込書の署名について「点字による受験を希望する方は代筆でもかまいません。その場合、代筆者名を記載してください」「外来駐車場を使用される方は、無料化処理を行いますので、駐車券を試験会場に持参してください。」
007-2	「外来駐車場を使用される方は、無料化処理を行いますので、駐車券を試験会場に持参してください。」
007-3	「外来駐車場を使用される方は、無料化処理を行いますので、駐車券を試験会場に持参してください。」
008-1	選考会場までの交通手段 1 公共交通機関利用 2 自家用車 3 その他()
008-2	選考会場までの交通手段 1 公共交通機関利用 2 自家用車 3 その他()
008-3	選考会場までの交通手段 1 公共交通機関利用 2 自家用車 3 その他()
009-1	福祉機器を持ち込み使用 ア する イ しない【使用するもの】「車椅子を使用している方や移動が困難な方については、昭和館前のおもいやり駐車スペースへの駐車を認めます(申込み必要)」
009-2	福祉機器を持ち込み使用 ア する イ しない【使用するもの】「車椅子を使用している方や移動が困難な方については、昭和館前のおもいやり駐車スペースへの駐車を認めます(申込み必要)」
009-3	福祉機器を持ち込み使用 ア する イ しない【使用するもの】「車椅子を使用している方や移動が困難な方については、昭和館前のおもいやり駐車スペースへの駐車を認めます(申込み必要)」
010-1	交通手段(1)公共交通機関(2)自家用車(3)その他「筆記が困難なため、本人が署名できない場合には、その旨を付記して、代理人が署名してください」
011-1	「自署が困難な場合は、事前に人事委員会事務局任用係まで連絡ください」代理人の署名も可という記述はない。
012-1	「一般事務」のみ、「点字または拡大文字」による受験ができる。拡大文字 17 ポイント
013-1	上肢障害又は言語及び上肢重複障害を有し、その障害の程度が1級又は2級の人(文字を書くことが困難な人に限る。) →パソコン又はワープロを使用して解答

013-2	選考時に筆記用具として、次の機器を持ち込み使用する人は、該当する番号に○をしてください。ただし、上肢障害又は言語及び上肢重複障害を有し、その障害の程度が身体障害者手帳で1級又は2級の人(文字を書くことが困難な人)に限ります。(1)パソコン (2)ワープロ (3)電動タイプライター 付添人等は選考会場内に入ることはできません。
014-1	上肢機能障害の程度が概ね3級以上で筆記が困難なのでワープロ等の使用を希望、車イス使用のため自動車による来場を希望(車種・ナンバー・色)駐車場は「車イス使用等のため必要がある人」が対象。「筆記が困難なため、本人が署名できない場合は、その旨を付記して、代理人が署名してください」「点字用の器具・・は各自で持参してください」
014-2	上肢機能障害の程度が概ね3級以上で筆記が困難なのでワープロ等の使用を希望、車イス使用のため自動車による来場を希望(車種・ナンバー・色)駐車場は「車イス使用等のため必要がある人」が対象。「筆記が困難なため、本人が署名できない場合は、その旨を付記して、代理人が署名してください」「点字用の器具・・は各自で持参してください」
014-3	上肢機能障害の程度が概ね3級以上で筆記が困難なのでワープロ等の使用を希望、車イス使用のため自動車による来場を希望(車種・ナンバー・色)駐車場は「車イス使用等のため必要がある人」が対象。「筆記が困難なため、本人が署名できない場合は、その旨を付記して、代理人が署名してください」「点字用の器具・・は各自で持参してください」
015-1	福祉行政と一般事務のみ点字受験ができる。拡大文字 14 ポイント。「氏名(自署) 筆記が困難なため本人が署名できない場合は、その旨を付記して代理人が署名してください」
015-2	拡大文字 14 ポイント。「氏名(自署) 筆記が困難なため本人が署名できない場合は、その旨を付記して代理人が署名してください」
015-3	福祉行政と一般事務のみ点字受験ができる。拡大文字 14 ポイント。「氏名(自署) 筆記が困難なため本人が署名できない場合は、その旨を付記して代理人が署名してください」
015-4	拡大文字 14 ポイント。「氏名(自署) 筆記が困難なため本人が署名できない場合は、その旨を付記して代理人が署名してください」
015-5	拡大文字 14 ポイント。「氏名(自署) 筆記が困難なため本人が署名できない場合は、その旨を付記して代理人が署名してください」
016-1	「今年度から、点字による受験ができます」「署名の欄 点字による受験を希望する方は、代筆でもかまいません」
017-1	試験場への自動車の乗り入れは原則として禁止します。試験場の駐車場使用の希望(自動車でなければ来場できない者に限る)
019-1	手話通訳の利用(※日常会話に支障がない方は不要です。)
019-2	手話通訳の利用(※日常会話に支障がない方は不要です。)
020-1	(試験案内に記述があるのみ)県職員、小中学校事務職員については、事前にご要望をいただければ拡大印刷文字による問題提供を行います。
020-3	(試験案内に記述があるのみ)県職員、小中学校事務職員については、事前にご要望をいただければ拡大印刷文字による問題提供を行います。
021-1	自家用車の使用は控え、公共交通機関をご利用ください。来場にあたり駐車場を必要とする しない(ただし車いす、松葉杖使用等の理由による場合に限りします。)
021-2	自家用車の使用は控え、公共交通機関をご利用ください。来場にあたり駐車場を必要とする しない(ただし車いす、松葉杖使用等の理由による場合に限りします。)
021-3	自筆署名でなければならないか、代筆を認めるかについての記述はない
021-4	自筆署名でなければならないか、代筆を認めるかについての記述はない
021-5	自筆署名でなければならないか、代筆を認めるかについての記述はない
022-1	試験会場内およびその周辺での駐車はできません。車椅子使用等の理由により自家用車での来場を希望する場合は、自家用車で来場(車種、ナンバー)「筆記が困難なため本人が署名できない場合はその旨を付記して代理人が署名してください」
022-2	試験会場内およびその周辺での駐車はできません。車椅子使用等の理由により自家用車での来場を希望する場合は、自家用車で来場(車種、ナンバー)「筆記が困難なため本人が署名できない場合はその旨を付記して代理人が署名してください」
022-3	試験会場内およびその周辺での駐車はできません。車椅子使用等の理由により自家用車での来場を希望する場合は、自家用車で来場(車種、ナンバー)「筆記が困難なため本人が署名できない場合はその旨を付記して代理人が署名してください」
022-4	試験会場内およびその周辺での駐車はできません。車椅子使用等の理由により自家用車での来場を希望する場合は、自家用車で来場(車種、ナンバー) 筆記が困難なため、本人が署名できない場合は、その旨を付記して、代理人が署名してください。
023-1	選考会場への自動車の乗り入れ
023-2	選考会場への自動車の乗り入れ
023-3	選考会場への自動車の乗り入れ
024-1	試験会場までの交通手段 公共交通機関 自家用車 その他 試験会場の駐車場を利用する しない

024-2	試験会場までの交通手段 公共交通機関 自家用車 その他 試験会場の駐車場を利用する しない
025-1	点字による受験の場合は、会場内の別室で行います。「(申込書)自筆が困難な場合は、代筆をお願いします」
026-1	申込書 点字での受験を希望する方は、代筆により記入してください。申込書の本人署名欄は、必ず自筆で記入して下さい(点字での受験を希望する方は、代筆も可) パソコン「日常生活用具として給付対象の方」
026-2	選考当日は、自動車、バイクなどでの来場を禁止(会場に駐車場がない)
027-1	「点字による受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。」機器を置くためか「台」も選択肢にある。パソコンは「上肢機能障がい2級以上、言語・上肢複合障がい2級以上の人等、文字を書くことが困難な人に限る」となっている。なお、拡大文字は36ポイントも選択できる。「駐車場 自動車でなければ選考会場に来ることができない人に限ります」車種・色・ナンバーを記載。自署については記載なし
027-2	機器を置くためか「台」も選択肢にある。パソコンは「上肢機能障がい2級以上、言語・上肢複合障がい2級以上の人等、文字を書くことが困難な人に限る」となっている。なお、拡大文字は36ポイントも選択できる。「駐車場 自動車でなければ選考会場に来ることができない人に限ります」車種・色・ナンバーを記載。自署については記載なし
027-3	「点字による受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。」機器を置くためか「台」も選択肢にある。パソコンは「上肢機能障がい2級以上、言語・上肢複合障がい2級以上の人等、文字を書くことが困難な人に限る」となっている。なお、拡大文字は36ポイントも選択できる。「駐車場 自動車でなければ選考会場に来ることができない人に限ります」車種・色・ナンバーを記載。自署については記載なし
027-4	受験上の配慮を要する事項(車椅子の使用等)の有無 有・無。自署については記載なし
027-5	受験上の配慮を要する事項(車椅子の使用等)の有無 有・無。自署については記載なし
028-1	「申込書 必ず自署してください。点字による受験希望者は代筆も可とします)補助犬の同伴について 有(盲導犬 介助犬 聴導犬) 無/面接試験の際のコミュニケーション手段として希望する方法を一つ選んでください(聴覚・音声・言語機能障害者の人のみ) 口話法 手話法 筆話法
029-1	受験票の本人署名票 必ず本人が自筆で行ってください。点字による受験希望者は代筆可。
030-1	拡大文字14ポイント。ワープロによる受験は上肢機能障害で筆記が困難な方のみ。受験票の署名「氏名は必ず自署してください。ただし筆記が困難な場合は代筆可」「お車で来られる場合は、各自駐車料金をご負担ください」
030-2	拡大文字14ポイント。ワープロによる受験は上肢機能障害で筆記が困難な方のみ。受験票の署名「氏名は必ず自署してください。ただし筆記が困難な場合は代筆可」「お車で来られる場合は、各自駐車料金をご負担ください」
030-3	お車で来られる場合は、各自駐車料金をご負担ください。
032-1	当日の準備について、現時点では以下の点について配慮することとしています 視覚障がい ・試験員の口頭指示をはっきりと行う。 ・試験問題文の活字は13ポイントを使用する。 ・ルーペの使用を認める。 聴覚障がい ・試験員の口頭指示の内容については、メモを配布して徹底を図る。・補聴器の使用を認める。 ・希望の記載により手話通訳者を試験室に配置する。 音声言語障がい ・希望の記載により手話通訳者を試験室に配置する。 ・筆談メモを用意する。 (人工声帯の着用者も差し支えない。) 肢体不自由 ・車椅子の使用を認める。

032-2	<p>当日の準備について、現時点では以下の点について配慮することとしています</p> <p>視覚障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験員の口頭指示をはっきりと行う。 ・試験問題文の活字は 13 ポイントを使用する。 ・ルーペの使用を認める。 <p>聴覚障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験員の口頭指示の内容については、メモを配布して徹底を図る。 ・補聴器の使用を認める。 ・希望の記載により手話通訳者を試験室に配置する。 <p>音声言語障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望の記載により手話通訳者を試験室に配置する。 ・筆談メモを用意する。 <p>(人工声帯の着用者も差し支えない。)</p> <p>肢体不自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の使用を認める。
033-1	聴覚及び言語に障害がある方は、試験当日の意思伝達方法について、いずれか選択してください。口話法 筆話法 その他()その他、自由記述の例示「車いすから降りるのではなく、そのまま受験できるようならお願いします。」
033-2	聴覚及び言語に障害がある方は、試験当日の意思伝達方法について、いずれか選択してください。口話法 筆話法 その他()その他、自由記述の例示「車いすから降りるのではなく、そのまま受験できるようならお願いします。」
034-1	「コミュニケーション手段の方法 口話法・手話法・筆話法」「希望する机の高さ・幅・奥行き」
034-2	「コミュニケーション手段の方法 口話法・手話法・筆話法」「希望する机の高さ・幅・奥行き」
035-1	「今年度より、活字印刷文による出題に対応できない方は、点字又は音声機器(音声パソコン又はデジジー再生機)(以下「点字等」という。)を利用した受験ができます。」点字等による受験のため、申込書を代筆により記入された場合は、代筆者氏名欄に記入してください。
036-1	「コミュニケーション手段 手話法」「拡大文字 14 ポイント」「視覚障害等により筆記が困難な場合は代筆可」受験申込書の例示「試験の際の説明が聞き取りづらいので座席を前にしてほしい」
036-2	「拡大文字 14 ポイント」「視覚障害等により筆記が困難な場合は代筆可」受験申込書の例示「試験の際の説明が聞き取りづらいので座席を前にしてほしい」
036-3	「コミュニケーション手段 手話法」「拡大文字 14 ポイント」「視覚障害等により筆記が困難な場合は代筆可」受験申込書の例示「試験の際の説明が聞き取りづらいので座席を前にしてほしい」
037-1	「試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ人事・行革課に申し出てください」受験申込書自体には該当欄も自由記述欄もない。
037-2	「試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ人事・行革課に申し出てください」受験申込書自体には該当欄も自由記述欄もない。
037-3	「試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ人事・行革課に申し出てください」受験申込書自体には該当欄も自由記述欄もない。
037-4	「試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ人事・行革課に申し出てください」受験申込書自体には該当欄も自由記述欄もない。
037-5	「試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ人事・行革課に申し出てください」受験申込書自体には該当欄も自由記述欄もない。
037-6	「試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ人事・行革課に申し出てください」受験申込書自体には該当欄も自由記述欄もない。
037-7	「試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ人事・行革課に申し出てください」受験申込書自体には該当欄も自由記述欄もない。
038-1	拡大文字 14 ポイント
038-2	拡大文字 14 ポイント
039-1	「点字問題の補助手段として、試験問題を読み上げる音声機器(音声パソコン又はデジジー再生機)の使用ができます。」「視覚又は上肢に障害があり自筆での記入が困難な方は、代筆での記入が可能です。その場合、代筆者署名欄に代筆された方の署名」拡大文字 14 ポイント」受験申込書の例示「机は、車いすに座ったまま使用できる机を希望します」
039-2	「点字問題の補助手段として、試験問題を読み上げる音声機器(音声パソコン又はデジジー再生機)の使用ができます。」「視覚又は上肢に障害があり自筆での記入が困難な方は、代筆での記入が可能です。その場合、代筆者署名欄に代筆された方の署名」拡大文字 14 ポイント」受験申込書の例示「机は、車いすに座ったまま使用できる机を希望します」

040-1	パソコン(ワープロソフト)又はワープロの使用は、上肢機能障害の程度が概ね3級以上で筆記が困難な人に限ります。「拡大文字 16 ポイント」「点字による受験を希望される方は、申込書を提出する前に必ず人事委員会まで電話連絡」「点字による受験を希望される方、手話通訳者を希望される方は、(試験地)福岡市に限ります」「受験申込書の署名 代筆者氏名 点字受験希望者のみ」
040-2	パソコン(ワープロソフト)又はワープロの使用は、上肢機能障害の程度が概ね3級以上で筆記が困難な人に限ります。「拡大文字 16 ポイント」「点字による受験を希望される方は、申込書を提出する前に必ず人事委員会まで電話連絡」「点字による受験を希望される方、手話通訳者を希望される方は、(試験地)福岡市に限ります」「受験申込書の署名 代筆者氏名 点字受験希望者のみ」
040-3	パソコン(ワープロソフト)又はワープロの使用は、上肢機能障害の程度が概ね3級以上で筆記が困難な人に限ります。「拡大文字 16 ポイント」受験申込書の署名 代筆者氏名 点字受験希望者のみ」
041-1	自署自筆については特に記載がみられない。「会場には駐車場を用意しています」
043-1	拡大文字は 14.8 ポイント。受験申込書 (署名欄を含む)点字での受験を希望する方は代筆でかまいません。
043-2	拡大文字は 14.8 ポイント。
044-1	ワープロ(上肢機能障がい)の程度が概ね3級以上で筆記が困難な者)」「筆記が困難なため本人が記入できない場合は代筆者が記入し『筆記が困難な場合の代筆者署名欄』に代筆者の名前を記入してください。「拡大文字 14 ポイント」「手話通訳士を必要とする・しない」手話通訳士という言葉で出てくるケースは少ない
044-2	ワープロ(上肢機能障がい)の程度が概ね3級以上で筆記が困難な者)」「筆記が困難なため本人が記入できない場合は代筆者が記入し『筆記が困難な場合の代筆者署名欄』に代筆者の名前を記入してください。「拡大文字 14 ポイント」「手話通訳士を必要とする・しない」手話通訳士という言葉で出てくるケースは少ない
044-3	ワープロ(上肢機能障がい)の程度が概ね3級以上で筆記が困難な者)」「筆記が困難なため本人が記入できない場合は代筆者が記入し『筆記が困難な場合の代筆者署名欄』に代筆者の名前を記入してください。「拡大文字 14 ポイント」「手話通訳士を必要とする・しない」手話通訳士という言葉で出てくるケースは少ない
045-1	署名については特に記述がない
046-1	コミュニケーション手段 口話、筆話法などを記入。車いすに座ったままでの受験を希望する。試験会場にいすに移っての受験を希望する。ワープロは、厚生省(現厚生労働省)の通知により、日常生活用具として給付対象となる人に限る。「試験の準備手段として FAX の使用を希望する。FAX 番号()」受験票「自署」
046-2	コミュニケーション手段 口話、筆話法などを記入。車いすに座ったままでの受験を希望する。試験会場にいすに移っての受験を希望する。ワープロは、厚生省(現厚生労働省)の通知により、日常生活用具として給付対象となる人に限る。「試験の準備手段として FAX の使用を希望する。FAX 番号()」受験票「自署」
047-1	「マークシート方式での受験が困難な方は、人事委員会事務局までお問い合わせください」「試験会場への自家用車、オートバイ等の乗入れは禁止します」受験申込書の例示「エレベーター、身障者用トイレの使用希望」「署名欄は自筆で。代筆者氏名欄は代筆で署名した場合に記入してください」
101-1	作文試験原稿用紙のマス目サイズの変更。パソコンとワープロは、上肢障害 2 級以上又は言語と上肢障害の複合障害 2 級以上であり、かつ、文字を書くことが困難な方のみ。)拡大読書器(日常生活用具として給付の対象となる方のみ)「署名欄の自著 筆記が困難なため本人が署名できない場合には、代筆による記名のうえ代筆と明記し、代筆者の方の署名をしてください」「駐車場は用意しておりません」「拡大後ポイントの選択 14ポイント・20 ポイント」
102-1	意思伝達の方法として、「手話法」の選択肢あり。「面接考査は全て日本語(手話を含む)での質問・応答になります」パソコンは、「上肢障害 2 級以上又は言語と上肢障害の複合障害 2 級以上であり、かつ、文字を書くことが困難な方のみ」拡大読書器による受験も点字試験と同じ時間延長。「点字受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。」「自筆により記入する書類もありますので補装具が必要な方は持参して下さい」
102-2	意思伝達の方法として、「手話法」の選択肢あり。「面接考査は全て日本語(手話を含む)での質問・応答になります」パソコンは、「上肢障害 2 級以上又は言語と上肢障害の複合障害 2 級以上であり、かつ、文字を書くことが困難な方のみ」拡大読書器による受験も点字試験と同じ時間延長。「点字受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。」「自筆により記入する書類もありますので補装具が必要な方は持参して下さい」
103-1	パソコンは、上肢障害 1・2 級又は言語と上肢障害の複合障害 1・2 級以上であり、かつ、文字を書くことが困難な方のみ。ワープロは、上肢障害 2 級以上又は言語と上肢障害の複合障害 2 級以上であり、かつ、文字を書くことが困難な方のみ。「パソコン、ワープロ、印刷用のプリンターは本人持ち込みとなる」「申込署名は自筆、代筆による場合は代筆者名で署名」「点字による受験の場合は点字用の器具を持参してください」
104-1	パソコン、ワープロは、上肢機能障害の程度がおおむね3級以上で筆記が困難な人に限ります。「受験申込 自筆で署名 筆記が困難なため、本人が署名できない場合は、代筆による記名捺印でもかまいません」

105-1	面接(手話通訳・筆談)、筆記(筆談)とある。パソコン・ワープロは「事務」区分受験者のみ。上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上であって、文字を書くことが困難な人。日常生活用具として拡大読書器の給付を受けている人が、当該拡大読書器を使用して受験する場合は、一般教養の選考時間及び選考終了時刻が異なります。「パソコン・ワープロ受験の人も自筆により記入する書類がありますので補装具が必要な人は持参してください」「受験申込 本人による署名が難しい場合は、代理人が署名し、併せて代理人名も明記してください」
105-2	面接(手話通訳・筆談)、筆記(筆談)とある。パソコン・ワープロは「事務」区分受験者のみ。上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上であって、文字を書くことが困難な人。日常生活用具として拡大読書器の給付を受けている人が、当該拡大読書器を使用して受験する場合は、一般教養の選考時間及び選考終了時刻が異なります。「パソコン・ワープロ受験の人も自筆により記入する書類がありますので補装具が必要な人は持参してください」「受験申込 本人による署名が難しい場合は、代理人が署名し、併せて代理人名も明記してください」
105-3	面接(手話通訳 筆談) 身体検査(筆談)を選択する形。「受験申込 本人による署名が難しい場合は、代理人が署名し、併せて代理人名も明記してください」
106-1	「カナタイプライター不可」「必ず自署してください」
107-1	自署については何も記載がない。パソコン、拡大読書器については試験案内に記載しているが受験申込書には記述がない。
108-1	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上であって、文字を書くことが困難な方は、パソコン又はワープロによる受験可「拡大文字 14 ポイント」
108-2	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上であって、文字を書くことが困難な方は、パソコン又はワープロによる受験可「拡大文字 14 ポイント」
109-1	「意思伝達方法に手話通訳又は筆談を必要とする」補装具等、各自持参可。「筆記が困難であるためパソコンによる受験を希望する」「パソコン使用の場合も、自筆での書類あり」「拡大文字はB5をA3に拡大」「受験申込みの署名 代筆の場合は、代筆による記名の上捺印し、その右側に(代筆)と記入してください」受験申込書の「特記事項」の記入例が、全て「いいえ」(不要)で記載されている。
110-1	受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込時に電話等でご相談ください。自署については特に記載なし
111-1	「配慮について事前に電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください」「障害のため、電話ではなくメールでの連絡を希望しますか」という質問表記。名古屋市重度障害者(児)日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具日常生活用品の持参可。自署については記載なし。
111-2	「配慮について事前に電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください」「障害のため、電話ではなくメールでの連絡を希望しますか」という質問表記。名古屋市重度障害者(児)日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具日常生活用品の持参可。自署については記載なし。
112-1	電動点字器も可。コミュニケーションに、手話選択肢あり。自動車でなければ試験会場に来られない方は、京都市人事委員会事務局へ問合わせ。拡大版や黒地に白字の受験案内も用意している。
113-1	「点字受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。」音声パソコンは、視覚障害者の方で、障害の程度が2級以上の方のみ。パソコン・ワープロは、上肢障害者または運動障害者で、障害の程度が3級以上の方、もしくは体幹機能障害者の方で障害の程度が2級以上の方で、文字を書くことが困難な方のみ。自署については記載がない。
114-1	拡大文字は問題用紙と解答用紙それぞれについて必要を聞いている。自署については記載がない。
115-1	選択肢に「聴覚障害者用説明文」、パソコンについては「上肢障害2級以上または言語、上肢複合障害2級以上で文字を書くことが困難なものに限る」、面接について「受験者から面接員へ」「面接員から受験者へ」の両方に関して「手話通訳・口話法・筆話法(筆談)」を選択させる形。受験申込書の記入は「すべて本人の自筆で。ただし点字での受験を希望する方は代筆でもかまいません」拡大文字は14ポイント又は17ポイントのほかサイズ記入あり。「執務環境に特に必要な配慮があればお書きください」
116-1	「試験当日は、試験場及びその付近には受験者及び受験者送迎用の自動車は駐車できません」受験申込書には障害にかかわる記載が(障害者手帳の情報を除いて)全くない。自署については言及していない。
116-2	「当日、試験場には受験者及び受験者送迎用の自動車は駐車できません」どうしても自動車でなければ来場できない人のみ希望を記入する形。自署については記載なし。
117-1	点字受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができる。自署は、点字による受験を希望する人で、自署によることができない場合は、代筆でも可「駐車場は市役所構内のものを用意しますが、公共交通機関での来場が困難な人に限ります。送迎のみの場合は、ご遠慮ください。」
117-2	点字受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができる。自署は、点字による受験を希望する人で、自署によることができない場合は、代筆でも可「駐車場は市役所構内のものを用意しますが、公共交通機関での来場が困難な人に限ります。送迎のみの場合は、ご遠慮ください。」
118-1	「点字受験の場合は、申込書、署名欄を代筆で記入し、代筆者の氏名を下欄に記入してください」
118-2	「点字受験の場合は、申込書、署名欄を代筆で記入し、代筆者の氏名を下欄に記入してください」

118-3	「点字受験の場合は、申込書、署名欄を代筆で記入し、代筆者の氏名を下欄に記入してください」
119-1	駐車場に台数制限があるので、できる限り公共交通機関を利用するようとの記載あり。
119-2	駐車場に台数制限があるので、できる限り公共交通機関を利用するようとの記載あり。点字受験申込みの場合は受験申込書の代筆可、代筆者の氏名も記入すること。
120-1	「手話または筆談による筆記試験の受験を希望する」と「手話または筆談による面接試験の受験を希望する」通訳については明記していない。「補装具の持ち込み使用による受験を希望する方」という選択項目で内容は自由記述。「原則として選考試験会場内の駐車はできません」
201-1	障害者手帳の情報を書く以外は一切書くところがない
201-2	障害者手帳の情報を書く以外は一切書くところがない
201-3	障害者手帳の情報を書く以外は一切書くところがない
202-1	試験会場およびその周辺には駐車場がありませんので、自家用車・バイクでの来場は厳禁します。
202-2	試験会場およびその周辺には駐車場がありませんので、自家用車・バイクでの来場は厳禁します。
202-3	試験会場およびその周辺には駐車場がありませんので、自家用車・バイクでの来場は厳禁します。
203-1	「試験当日、車椅子等を利用する場合は、その名称を記入して下さい」「自家用車で来場する場合は、現地係員の指示に従って駐車場をご利用ください」とのみ記述されている。
204-1	「会場には駐車場がありませんので、自動車での来場はご遠慮ください」
205-1	市役所駐車場の利用はご遠慮願います。
206-1	「障がいのある場合その障がいの状況 障がい名 障がいの程度 級」という項目があるのみ。「試験会場には受験者のための駐車場がありませんので、試験会場及びその周辺での駐車はできません」
207-1	障害者手帳の情報以外は記入する欄がない
207-2	障害者手帳の情報以外は記入する欄がない
207-3	障害者手帳の情報以外は記入する欄がない
208-1	受験申込書に記入するのは障害者手帳の情報のみ
208-2	受験申込書に記入するのは障害者手帳の情報のみ
209-1	「車椅子等を使用するため、自家用車で来場する。はい いいえ」受験申込書記入例は全て「いいえ」(不要)になっている。試験案内に「なお、拡大鏡、補聴器又は日常生活用具を使用する場合は、試験当日、各自で持参してください」とある。
209-2	「車椅子等を使用するため、自家用車で来場する。はい いいえ」受験申込書記入例は全て「いいえ」(不要)になっている。試験案内に「なお、拡大鏡、補聴器又は日常生活用具を使用する場合は、試験当日、各自で持参してください」とある。
210-1	「解答のための機器を持ち込む(機器名)」「視覚障害等により活字による筆記試験に対応できない」「聴覚障害等により口述による面接試験に対応できない」のチェック欄あり
210-2	「解答のための機器を持ち込む(機器名)」「視覚障害等により活字による筆記試験に対応できない」「聴覚障害等により口述による面接試験に対応できない」のチェック欄あり
210-3	「解答のための機器を持ち込む(機器名)」「視覚障害等により活字による筆記試験に対応できない」「聴覚障害等により口述による面接試験に対応できない」のチェック欄あり
211-1	点字受験者に限り、受験申込書の代筆可。「試験会場に自動車であらかじめ職員課人事担当まで申し出てください」
212-1	コミュニケーション手段の方法 口話法 手話法 筆話法
213-1	E-mail アドレス(連絡を希望する場合の未記入)。試験時に必要とする配慮 無・有(ある場合は下段にその内容を記入) 小さな記入欄
213-2	E-mail アドレス(連絡を希望する場合の未記入)。試験時に必要とする配慮 無・有(ある場合は下段にその内容を記入) 小さな記入欄
214-1	「筆記による対応又は手話通訳を希望しますか」という表現。 Consent 要不要の選択肢あり。「聴覚障害者等、電話の使用が困難な人はFAXも可」介助者の同行を希望しますか。(試験時間中は別の場所でお待ち頂きます)拡大文字20ポイント。受験申込書署名「筆記が困難なため、本人が署名できない場合には、その旨を付記して、代理人が署名してください」「連絡手段としてFAX 又はメールを希望しますか」
216-1	拡大文字 15 ポイント「7階まではエレベーターを利用できます。1階及び7階に、多目的トイレがあります。受験のための駐車場は用意いたしません」
217-1	「試験官の注意事項伝達方法について書面が必要である」補装具の持ち込みは一括自由記述となっている
218-1	「自家用車で来場される方は、午前9時15分から9時40分の間に、本庁舎の正面入口を開けますので、正面駐車場に駐車してください」視覚障害の認定を受けている方のみ「拡大文字問題による受験を・希望する・希望しない」
220-1	受験申込は本人持参のみ「障害の程度を確認するため」「試験当日は自動車での来場はできませんので公共交通機関を利用してください」

220-2	受験申込は本人持参のみ「障害の程度を確認するため」「試験当日は自動車での来場はできませんので公共交通機関を利用してください」
220-3	受験申込は本人持参のみ「障害の程度を確認するため」「試験当日は自動車での来場はできませんので公共交通機関を利用してください」
221-1	障害者手帳の内容の左に「左記以外の身体上の特記事項」という記入項目のみが用意されている。「受験者用の駐車場はありません」
222-1	「試験会場に駐車場がないので、自動車での来場は禁止します。身体の障害により自動車での来場を必要とする場合は、その旨願書に記入してください」「視覚障害により点字による受験を必要とする場合は、その旨を願書に記入してください」
223-1	「試験当日の自動車での来場はご遠慮ください」受験申込書には「点字受験希望」という欄があるのみ、拡大文字については試験案内に記載のみ
225-1	試験会場まで車で来る場合(自分で運転・付添者等が運転)、コミュニケーション手段(聴覚障害者のみ記入) 口話法・手話法・筆話法 付添いは試験会場には入室不可。自署については記載がない。
226-1	自由記述のみ。「その他 試験のときに、身体的障害により試験会場で特別な配慮を必要とする方は、その旨を記入して下さい。」隣の欄に「健康状態等」として「特に、試験の際、健康状態等で配慮すべき点があれば記入して下さい。」「試験会場には駐車場がありませんので、公共交通機関で来場してください」
227-1	「西宮市職員採用試験特別措置申請書」を提出する形。自由記述欄がなく、マークシートの拡大解答用紙による受験、パソコンまたはワープロ使用による作文試験のみが選択肢にある。健康診断は、高等学校卒業見込者は健康診断書提出不要、代わりに学校所定の統一応募用紙で申込。「署名欄 代理記入の場合は、署名欄に申込者の名前を記入し、その下に代理人名を自署してください」
228-1	点字用の器具は各自でご用意ください。上肢障害3級以上で、筆記での答案作成が困難であり、試験申込時に作文の試験時間延長を希望する受験者は、作文の試験時間を90分(一般は60分)とします。教養試験時にマークシートでなく数字をマルで囲む解答用紙による受験(視覚障害または上肢障害がある方のみ) 特徴的な記入欄「採用された場合、執務環境に配慮を必要とする事項等があればご記入ください。」(例 車いすを使用するため、1階もしくはエレベーターのある職場に配属して欲しい)
229-1	エントリーシート、受験票、受験登録カード、小論文は全て自筆すること。パソコン、ワープロ不可。「車での来場は固く禁止します」
230-1	コミュニケーション手段「手話法」あり。「身体障害者福祉法に基づく厚生労働省の通知により、日常生活用具としてパソコン又はワープロ、拡大読書器が給付されている方は、それらの機器を使用して受験することができます。」拡大鏡、日常生活用具、補装具も持込可。「車での来場は禁止します。自動車でなければ来場することが困難な方は必要事項を記入してください。」
231-1	「試験会場での階段の昇降可 不可」会場周辺図には「階段の昇降が困難な方は」として試験会場の入口とエレベーターの案内がある。障がい車用を含む駐車場の案内がある。受験案内→「公共交通機関による来場が困難な場合に限り、事前に倉敷市職員採用試験委員会まで連絡をいただいた上で、自家用車などによる来場を認める」、申込書→「職務遂行上、自己の障がいにより、配慮を必要とすることがあればこちらに記入してください。」との記載有。受験についての配慮は自由記述欄がない。
232-1	「試験会場への駐車はできません。」「車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込書の「備考欄」にチェックをしてください。後日、内容等をお聞きます。」との記載があったことから、点字、車いす以外の配慮もあると考えられる。
233-1	その他、試験の準備等に必要と思われる事項があれば、記入してください。(例:試験会場への自家用車での来場は、原則禁止していますが、車椅子使用者で必要な場合等は、その旨と理由をこの欄に記入してください) 自署、自筆については記載がない
234-1	試験案内本文に「視覚障害その他の障害のため、拡大文字などによる受験措置を希望する場合、試験当日に車椅子の使用を希望する場合等受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出て下さい」とある。しかし受験申込書には障害に関する記入欄が手帳を含めて皆無。「試験場所には駐車場がありません」
235-1	手話通訳又は筆談を必要とする
235-2	希望により面接時には保護者等1名の同席を認める。
236-1	試験会場には受験者用の駐車場はありません。受験申込書・写真票は必ず自筆で記入してください
236-2	試験会場には受験者用の駐車場はありません。受験申込書・写真票は必ず自筆で記入してください
237-1	作文試験でパソコン(ワープロソフト)を使用する(上肢機能障害等により筆記が困難な人に限ります)、試験会場は駐車禁止です。ただし身体障害者対象(事務職)を受験の人で公共交通機関の利用が困難な場合は申込書の所定の欄に記入して下さい。拡大文字 14ポイント
238-1	「手話通訳者が必要である」「要約筆記奉仕員が必要である」と表現。補装具等は各自でお持ちください。当日、受験者付添人の試験会場への入室は禁止します。試験会場に駐車・駐輪はできません。市民会館に地下駐車場(有料)があります。

239-6	点字による受験について「点字タイプライター等を持参して下さい」受験申込書、受験票は、すべて本人の自筆で記入。「点字による受験を希望する」というチェック欄と「備考(スポーツ活動状況)」という欄のみ、この備考欄に「試験に関連する要望等があれば記入してください」とある。「試験当日、市役所の駐車場は閉鎖されていますので、来場には公共交通機関等を利用してください」
240-1	補装具の持ち込み希望有無の選択肢、持ち込みを希望する器具の名称記入欄あり。試験会場には車の乗り入れ・駐車はできません。必要な人は試験申込書所定の箇所に記入してください。拡大文字 15 ポイント。自署については記述がない。
241-1	自署については記載がない。「試験会場に自動車で来られる場合は、受験申込書にその旨をご記入ください。できる限り公共交通機関のご利用をお願いします」
241-2	自署については記載がない。「試験会場に自動車で来られる場合は、受験申込書にその旨をご記入ください。できる限り公共交通機関のご利用をお願いします」
241-3	自署については記載がない。「試験会場に自動車で来られる場合は、受験申込書にその旨をご記入ください。できる限り公共交通機関のご利用をお願いします」

表 13 試験案内に記述されている連絡方法、点字やルビ付きの試験案内の有無

番号	担当部局の FAX 番号	担当部局の メールアドレス	点字による試験案内	ルビ付きの試験案内
合計	68	46	20	5
001-1	1	0	0	0
001-2	1	0	0	0
001-3	1	0	0	0
001-4	1	0	0	0
002-1	0	0	0	0
002-2	0	0	0	0
003-1	0	0	1	0
004-1	0	0	0	0
004-2	0	0	0	0
004-3	0	0	0	0
005-1	1	1	0	0
006-1	0	0	0	0
007-1	0	0	0	0
007-2	0	0	0	0
007-3	0	0	0	0
008-1	1	1	0	0
008-2	1	1	0	0
008-3	1	1	0	0
009-1	0	0	0	0
009-2	0	0	0	0
009-3	0	0	0	0
010-1	1	0	1	0
011-1	0	0	0	0
012-1	1	0	0	0
012-2	1	0	0	0
012-3	1	0	0	0
012-4	1	0	0	0
012-5	1	0	0	0
012-6	1	0	0	0
012-7	1	0	0	0
012-8	1	0	0	0
012-9	1	0	0	0
013-1	1	0	0	0
013-2	0	0	0	0
014-1	1	0	0	0
014-2	1	0	0	0
014-3	1	0	0	0
015-1	0	0	1	0
015-2	0	0	1	0
015-3	0	0	1	0
015-4	0	0	1	0
015-5	0	0	1	0
016-1	0	0	1	0
017-1	0	0	0	0
018-1	0	0	0	0
019-1	0	0	0	0
019-2	0	0	0	0
020-1	0	0	0	0
020-2	0	0	0	0

020-3	0	0	0	0
021-1	0	0	0	0
021-2	0	0	0	0
021-3	0	0	0	0
021-4	0	0	0	0
021-5	0	0	0	0
022-1	0	1	0	0
022-2	0	1	0	0
022-3	0	1	0	0
022-4	0	1	0	0
023-1	0	0	0	0
023-2	0	0	0	0
023-3	0	0	0	0
024-1	1	0	0	0
024-2	1	0	0	0
025-1	0	0	1	0
025-2	0	0	0	0
026-1	0	0	0	0
026-2	0	0	0	1
027-1	1	0	0	0
027-2	1	0	0	0
027-3	1	0	0	0
027-4	1	0	0	1
027-5	1	0	0	1
028-1	1	1	0	0
029-1	1	0	0	0
030-1	0	0	0	0
030-2	0	0	0	0
030-3	0	0	0	1
031-1	0	0	0	0
032-1	0	0	0	0
032-2	0	0	0	0
033-1	0	0	0	0
033-2	0	0	0	0
034-1	0	1	0	0
034-2	0	1	0	0
035-1	0	1	0	0
035-2	0	1	0	0
035-3	0	1	0	0
036-1	0	0	1	0
036-2	0	0	0	0
036-3	0	0	0	0
037-1	0	0	0	0
037-2	0	0	0	0
037-3	0	0	0	0
037-4	0	0	0	0
037-5	0	0	0	0
037-6	0	0	0	0
037-7	0	0	0	0
038-1	0	0	0	0
038-2	0	0	0	0
039-1	0	0	0	0
039-2	0	0	0	0

040-1	0	0	0	0
040-2	0	0	0	0
040-3	0	0	0	0
041-1	0	1	0	0
042-1	0	0	0	0
042-2	0	0	0	0
043-1	1	1	1	0
043-2	1	1	1	0
044-1	0	0	0	0
044-2	0	0	0	0
044-3	0	0	0	0
045-1	0	0	0	0
046-1	1	0	0	0
046-2	1	0	0	0
047-1	1	0	0	0
101-1	1	0	0	0
102-1	1	1	1	0
102-2	1	1	1	0
103-1	1	1	1	0
104-1	1	0	1	0
105-1	1	0	0	0
105-2	1	0	0	0
105-3	1	0	0	0
106-1	1	1	0	0
107-1	0	0	0	0
108-1	0	0	0	0
108-2	0	0	0	0
109-1	1	1	1	0
110-1	0	1	0	0
111-1	1	1	0	0
111-2	1	1	0	0
112-1	1	0	1	0
113-1	1	0	1	0
114-1	1	0	0	0
115-1	1	0	1	0
116-1	0	0	0	0
116-2	0	0	0	0
117-1	1	0	0	0
117-2	1	0	0	0
118-1	0	0	0	0
118-2	0	0	0	0
118-3	0	0	0	0
119-1	1	0	0	0
119-2	1	0	0	0
120-1	1	1	0	0
201-1	0	1	0	0
201-2	0	1	0	0
201-3	0	1	0	0
202-1	0	0	0	0
202-2	0	0	0	0
202-3	0	0	0	0
203-1	0	0	0	0
204-1	0	1	0	0

205-1	0	0	0	0
206-1	0	0	0	0
207-1	0	0	0	0
207-2	0	0	0	0
207-3	0	0	0	0
208-1	0	0	0	0
208-2	0	0	0	0
209-1	0	1	0	0
209-2	0	1	0	0
210-1	0	0	0	0
210-2	0	0	0	0
210-3	0	0	0	0
211-1	0	0	0	0
212-1	1	1	0	0
213-1	0	0	0	0
213-2	0	0	0	0
214-1	1	1	0	0
215-1	0	0	0	0
216-1	1	1	0	0
217-1	0	0	0	0
218-1	0	1	0	0
219-1	0	1	0	0
219-2	0	1	0	0
219-3	0	1	0	0
220-1	1	1	0	0
220-2	1	1	0	0
220-3	0	0	0	0
221-1	0	0	0	0
222-1	0	0	0	0
223-1	0	1	0	0
224-1	0	0	0	0
225-1	0	0	0	0
226-1	0	0	0	0
227-1	0	0	0	0
228-1	0	0	0	0
229-1	0	0	0	0
230-1	0	0	0	0
231-1	0	0	0	0
232-1	0	0	0	0
233-1	0	0	0	0
234-1	1	0	0	0
235-1	1	0	0	0
235-2	0	0	0	1
236-1	1	1	0	0
236-2	1	1	0	0
237-1	1	1	0	0
238-1	0	0	0	0
239-6	0	0	0	0
240-1	1	1	0	0
241-1	0	0	0	0
241-2	0	0	0	0
241-3	0	0	0	0

履歴

2014年4月30日版

4月28日版の下記を改めた。

- ・目次4および12頁 黒字に白字→黒地に白字
- ・20頁 記入例の一例目について、「持参は○を記入」の項目に○を記入し、特記に「音声PCを持参します」を追記した。
- ・30頁の表下端に「*印は調査開始時の調査票の項目ではなく追加した項目である。」を追加した。

注意を払って記入集計校正をしていますが、お気づきの点をご連絡をいただけると幸いです。

ご意見等もお待ちしております。

改定の際は変更履歴を付けて当会ウェブサイト上で公表する予定です。

(調査責任者) 障害者欠格条項をなくす会事務局長 臼井久実子

日付： 2014年4月30日
編集人： 障害者欠格条項をなくす会（共同代表 福島智・大熊由紀子）
事務局： 〒101-0054 千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5F
TEL： 03-5282-3137
FAX： 03-5282-0017 *FAXは共用なので「なくす会」宛とご明記下さい。
メール： info_restrict@dpi-japan.org
ウェブサイト： <http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/>